

那 霸 市 公 報

第 1 3 8 6 号

毎月 2 回 1, 1 5 日 発行

発 行 所

那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号

那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

条 例

那覇市税条例の一部を改正する条例 (税制課)	54
那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (国民健康保険課)	65
那覇市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 (消防本部総務課)	66

規 則

那覇市消防吏員服制規則の一部を改正する規則 (消防本部総務課)	68
那覇市組織機構改革等に伴う関係規則の整備に関する規則 (行政経営室) ..	70
那覇市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則 (消防本部総務課)	78
那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則 (人事課)	79
那覇市公印規則の一部を改正する規則 (総務課)	80
那覇市保育の実施等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (こども課)	81
那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則 (人事課)	83
那覇市立病院の組織機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則 (病院管理課)	88
那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する 規則の一部を改正する規則 (人事課)	89

訓 令

那覇市緑化推進本部規程の一部を改正する訓令 (行政経営室・共同訓令)	90
那覇市男女共同参画行政推進委員会規程の一部を改正する訓令 (行政経営室・共同訓令)	91
那覇市生涯学習推進本部規程の一部を改正する訓令 (行政経営室・共同訓令)	92
那覇市文書取扱規程の特例に関する規程 (総務課)	94
那覇市例規類集発行規程の一部を改正する訓令 (総務課)	104
那覇市組織機構改革等に伴う関係訓令の整備に関する規程 (行政経営室) ..	106
那覇市地域福祉基金運用検討委員会規程の一部を改正する訓令 (福祉総務課)	111
那覇市文書取扱規程の特例に関する規程の一部を改正する訓令 (総務課) ..	112

告 示

公共下水道の供用開始について(都市施設管理センター)	113
市道路線の区域決定、共用開始及び変更について (都市施設管理センター)	125
市道路線の認定について(都市施設管理センター)	127
市道路線の区域決定及び供用開始について(都市施設管理センター)	130
歩行者専用道路の指定について(都市施設管理センター)	140
那覇市発注予定(工事)の公表について(契約検査室)	142
那覇市営住宅使用料等徴収業務委託について(都市施設管理センター)	142
平成16年度那覇市一般廃棄物処理手数料の徴収事務委託について (環境政策課)	143
平成15年度那覇市一般会計補正予算(第5号)(財政課)	144
平成15年度那覇市一般会計補正予算(第6号)(財政課)	149
平成15年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号) (区画整理課)	150
平成15年度那覇市下水道事業特別会計補正予算(第3号) (都市施設管理センター)	152
平成15年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) (国民健康保険課)	154
平成15年度那覇市老人保健特別会計補正予算(第2号)(健康推進課)	156
平成15年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算(第1号) (都市再開発課)	156
平成15年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算(第3号) (ちゃーがんじゅう課)	158
平成16年度那覇市一般会計予算(財政課)	160
平成16年度那覇市土地区画整理事業特別会計予算(区画整理課)	166
平成16年度那覇市下水道事業特別会計予算(都市施設管理センター)	169
平成16年度那覇市国民健康保険事業特別会計予算(国民健康保険課)	172
平成16年度那覇市老人保健特別会計予算(健康推進課)	175
平成16年度那覇市市街地再開発事業特別会計予算(都市再開発課)	176
平成16年度那覇市介護保険事業特別会計予算(ちゃーがんじゅう課)	177

公 告

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について (道路建設課)	179
那覇広域都市計画公園事業の施行について(花とみどり課)	179

消防本部訓令

那覇市生涯学習推進本部規程の一部を改正する訓令(共同訓令)	92
-------------------------------------	----

水道局 規程

那覇市生涯学習推進本部規程の一部を改正する訓令 (共同訓令)	92
那覇市水道局の特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程及び 那覇市水道局職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程	181
那覇市水道局の特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の 一部を改正する規程	182
水道局新庁舎建設室の設置に伴う関係規程の整備に関する規程	182
那覇市水道局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程	184
那覇市水道事業会計規程の一部を改正する規程	185
那覇市水道局有効率向上対策委員会規程の一部を改正する規程	185
那覇市水道局徴収事務委託規程	186
那覇市水道局企業職員就業規程及び那覇市水道局企業職員の職務に専念 する義務の免除に関する規程の一部を改正する規程	190
那覇市水道給水条例施行規程の一部を改正する規程	190
那覇市水道局行政財産使用料規程の一部を改正する規程	191
那覇市水道事業会計規程の一部を改正する規程	191

水道局 告示

平成 1 5 年度那覇市水道事業会計補正予算 (第 3 号)	192
平成 1 6 年度那覇市水道事業会計予算	193
那覇市水道局指定給水装置工事事業者の指定について	195
那覇市水道事業の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせる金融 機関の指定についての一部改正について	196

病院管理規程

那覇市男女共同参画行政推進委員会規程の一部を改正する訓令 (共同訓令) ..	91
那覇市生涯学習推進本部規程の一部を改正する訓令 (共同訓令)	92
那覇市立病院組織規程の一部を改正する規程	197
那覇市立病院事務決裁規程の一部を改正する規程	202
那覇市立病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	204
那覇市立病院企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一 部を改正する規程	205
那覇市立病院企業職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程	205
那覇市立病院被服貸与規程の一部を改正する規程	206
那覇市立病院臨時職員の身分取扱いに関する規程の一部を改正する規程 ..	207
那覇市立病院非常勤職員の身分取扱いに関する規程の一部を改正する規程 ..	208
地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 41 条 の施行に伴う関係規程の整理に関する規程	211
那覇市立病院使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程	211

病 院 告 示

那覇市立病院医事業務委託に伴う収納事務について……………	212
那覇市立病院医事業務に伴う徴収または収納事務について……………	212
平成 1 6 年度那覇市病院事業会計予算……………	213

教 育 委 員 会 規 則

那覇市教育委員会臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則 ……………	216
那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則……………	216
那覇市立視聴覚ライブラリー設置条例施行規則の一部を改正する規則……………	220
那覇市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則……………	220
那覇新都心多目的広場条例施行規則の一部を改正する規則……………	223
那覇市教育委員会公印規則の一部を改正する規則……………	225

教 育 委 員 会 訓 令

那覇市教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令……………	226
-----------------------------------	-----

教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令

那覇市生涯学習推進本部規程の一部を改正する訓令 (共同訓令)……………	92
那覇市男女共同参画行政推進委員会規程の一部を改正する訓令 (共同訓令)……………	91
那覇市緑化推進本部規程の一部を改正する訓令 (共同訓令)……………	90
那覇市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令……………	226
那覇市教育委員会文書取扱規程の特例に関する規程……………	237
那覇市教育委員会課長連絡会規程の一部を改正する訓令……………	237
那覇市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令……………	238

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

選挙人名簿登録の抹消について……………	238
在外選挙人名簿登録者の抹消について……………	239
那覇市農業委員会委員の解任請求に要する選挙権を有する者の数について……………	239

条 例

那霸市条例第19号

平成16年 3 月 31 日

公 布 済

那霸市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那霸市長 翁 長 雄 志

那覇市税条例の一部を改正する条例

那覇市税条例（昭和47年那覇市条例第80号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「老年者」を「年齢65歳以上の者」に改め、同条第2項中「21万6,000円」を「19万8,000円」に改め、同条第3項を削る。

第31条第1項中「年額2,500円」を「3,000円」に改め、同条第2項の表第1号中「公益法人等（）」の次に「防災街区整備事業組合、」を加える。

第34条の2中「一に」を「いずれかに」に改め、「、老年者控除額」を削る。

第34条の8第2項中「第48条の9の3」の次に「から第48条の9の6まで」を加える。

第48条第2項中「又は事業所を有する法人」を「若しくは事業所を有する法人又は外国法人」に改める。

第54条の見出し中「納税義務者」の次に「等」を加え、同条第2項中「とし登記」を「として登記」に改め、同条第6項中「及び地方開発事業団」を「、地方開発事業団及び合併特例区」に改め、同条に次の1項を加える。

7 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の7で定めるものを含む。）であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの（以下本項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

第87条第1項中「第33号の2様式」を「第33号の4様式」に、「第33号の3様式」を「第33号の5様式」に改め、同条第2項中「第33号の2様式」を「第33号の4様式」に、「第33号の3様式」を「第33号の5様式」に改め、同条第3項中「第33号の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第121条第2項中「又は共同行為」を削る。

付則第1条の4第1項中「36万円」を「35万円」に改める。

付則第2条を削る。

付則第2条の2の見出しを「(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)」に改め、同条第1項を次のように改める。

所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の市民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第4条第4項第1号に規定する居住用財産の譲渡損失の金額(以下第3項までにおいて「居住用財産の譲渡損失の金額」という。)がある場合には、当該居住用財産の譲渡損失の金額については、法附則第34条第4項において準用する同条第1項後段及び第3項第2号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前3年内の年において生じた当該居住用財産の譲渡損失の金額以外の居住用財産の譲渡損失の金額につき本項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

付則第2条の2第3項各号列記以外の部分中「第1項」を「第3項」に改め、同項第1号中「第2条の2第1項」を「第2条第3項」に、「居住用財産の譲渡損失」を「通算後譲渡損失」に、「同条第1項」を「同条第3項」に改め、同項第2号中「第41条の5第6項第3号」を「第41条の5第12項第3号」に、「第2条の2第3項第1号」を「第2条第5項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「、第13条第1項又は第14条第1項」を削り、「あるのは、」を「あるのは」に、「、付則第13条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、付則第14条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」を「」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額(付則第12条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。)」とし、付則第13条第1項、第14条第1項、第14条の2第1項又は第14条の8第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額(付則第13条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、付則第14条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、付則第14条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は付則第14条の8第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。)」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項の規定は、当該居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に前項の規定の適

用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

- 3 所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた法附則第4条第4項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額（以下本項において「通算後譲渡損失の金額」という。）（本項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、当該納税義務者が前年12月31日において当該通算後譲渡損失の金額に係る租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の5第7項第1号に規定する買換資産に係る同項第4号に規定する住宅借入金等の金額を有する場合において、居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について前項の申告書とその提出期限までに提出した場合（市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書とその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。）であって、その後の年度分の市民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第5項第1号の規定により読み替えて適用される同条第5項の規定による申告書を含む。以下本項において同じ。）を提出しているときに限り、法附則第34条第4項において準用する同条第1項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る年度分の市民税に係る付則第13条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、付則第14条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が3,000万円を超える年度分の市民税の所得割については、この限りでない。

付則第2条の2を付則第2条とし、同条の次に次の1条を加える。

（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）

- 第2条の2 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の市民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第4条の2第4項第1号に規定する特定居住用財産の譲渡損失の金額（以下第3項までにおいて「特定居住用財産の譲渡損失の金額」という。）がある場合には、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額につ

- いては、法附則第34条第4項において準用する同条第1項後段及び第3項第2号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前3年内の年において生じた当該特定居住用財産の譲渡損失の金額以外の特定居住用財産の譲渡損失の金額につき本項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。
- 2 前項の規定は、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。
- 3 所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた法附則第4条の2第4項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額（以下本項において「通算後譲渡損失の金額」という。）（本項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、特定居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について前項の申告書をその提出期限までに提出した場合（市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）であって、その後の年度分の市民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第5項第1号の規定により読み替えて適用される同条第5項の規定による申告書を含む。以下本項において同じ。）を提出しているときに限り、法附則第34条第4項において準用する同条第1項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る年度分の市民税に係る付則第13条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、付則第14条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が3,000万円を超える年度分の市民税の所得割については、この限りでない。
- 4 付則第12条の4第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用につ

いては、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、付則第12条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（付則第12条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。）」とし、付則第13条第1項、第14条第1項、第14条の2第1項又は第14条の8第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（付則第13条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、付則第14条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、付則第14条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は付則第14条の8第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。）」とする。

5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第36条の2第5項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失」とあるのは「純損失若しくは雑損失又は付則第2条の2第3項に規定する通算後譲渡損失」と、「第1項の申告書」とあるのは「第1項の申告書又は同条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式（別表）による申告書」とする。
- (2) 第36条の3の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書（）」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第41条の5の2第12項第3号の規定により読み替えて適用される所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）」と、「又は第3項から第5項まで」とあるのは「第3項若しくは第4項又は付則第2条の2第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「第3項若しくは第4項又は付則第2条の2第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第5項」とする。

付則第6条の2第4項中「書類」の次に「及び当該貸家住宅の建設に要する費用について同法第41条第1項の規定による地方公共団体の補助を受けている旨を証する書類」を加え、同条に次の1項を加える。

5 法附則第16条第8項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第24項の規定により読み替えて適用される同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

付則第11条中「若しくは第2項」を削る。

付則第11条の2第6項を削り、同条第7項中「第31条の3第7項」を「第31条の3第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「第31条の3第9項」を「第31条の3第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「第31条の3第10項」を「第31条の3第6項」に改め、同項を同条第8項とする。

付則第13条第1項中「から同法第31条第1項に規定する」を「に対し、」に、「特別控除額（）」を「金額（）」に、「若しくは第36条第1項の規定又は同法第33条第4項（同法第33条の2第3項において準用する場合を含む。）、第36条の2第3項（同法第36条の6第2項において準用する場合を含む。）若しくは第37条第6項（同法第37条の5第2項、第37条の7第4項若しくは第37条の9の2第4項において準用する場合を含む。）」を「又は第36条」に、「計算される当該特別控除額）を控除した金額（第4項第1号）を「同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号」に、「に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める」を「の100分の3.4に相当する」に改め、同項各号を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、「による。）」の次に「をいい、付則第14条第1項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、法附則第35条第5項において準用する同条第1項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額」を加え、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

付則第13条の2第1項中「平成16年度」を「平成21年度」に、「同項各号及び前条第2項」を「同項」に改め、同項第1号中「4,000万円」を「2,000万円」に、「100分の3.4」を「100分の2.7」に改め、同項第2号中「4,000万円を超える」を「2,000万円を超える」に改め、同号アを次のように改める。

ア 54万円

付則第13条の2第1項第2号イ中「4,000万円」を「2,000万円」に、「100分の4」を「100分の3.4」に改め、同条第2項中「平成16年度」を「平成21年度」に、「各年度分」を「各年度分の」に改め、同条第3項中「租税特別措置法第34条の2第2項第3号に掲げる場合に該当することとなった土地等につき同条第1項」を「、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条まで、第36条の2、第36条の5から第37条まで、第37条の4から第37条の7まで、第37条の9の2又は第37条の9の3」に改める。

付則第13条の3第1項中「(同条第2項の規定により適用される場合を含む。)」を削り、「同条第1項各号及び同条第2項」を「同項」に改める。

付則第14条第1項中「次に掲げる金額のうちいずれか多い」を「課税短期譲渡所得金額(短期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第5項において準用する付則第13条第3項第1号の規定により適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の6に相当する」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「による。)」の次に「をいい、付則第13条第1項に規定する長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、法附則第34条第4項において準用する同条第1項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額」を加え、同条第3項中「同項第1号中「100分の9」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「控除した金額の100分の110に相当する金額」とあるのは「控除した金額」を「同項中「100分の6」とあるのは、「100分の3.4」に改め、同条第4項後段を削り、同条第5項を次のように改める。

5 付則第13条第3項の規定は、第1項の規定の適用がある場合について準用する。

この場合において、同条第3項中「付則第13条第1項」とあるのは「付則第14条第1項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

付則第14条の2第1項中「及び第2項」を削り、「100分の4」を「100分の3.4」に改める。

付則第14条の3第1項中「所得割の納税義務者」を「平成16年度から平成20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者」に、「100分の3.4」を「100分の2」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「規定により適用される第1項の」を削り、同項を同条第2項とする。

付則第14条の7第1項中「(第7項において「特定中小会社」という。)の同条第1項」を「の同項」に、「これらの株式」を「当該株式」に改め、同条第7項中「当該特定株式に係る特定中小会社(当該特定中小会社であった株式会社を含む。)が発行した株式に係る租税特別措置法第37条の10第2項に規定する上場等の日(以下本項において「上場等の日」という。)以後に」を削り、「(その上場等の日に)」を「の譲渡(法附則第35条の3第8項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める譲渡に該当するものであって、その譲渡の日に)」に、「ものに限る。)の譲渡(その上場等の日以後3年以内に行われる譲渡(証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第17項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。)で租税特別措置法第37条の10第2項に規定する証券業者への売委託に基づくもの又は当該証券業者に対するものに限る。以下本項において同じ)」を「場合に限る」に改める。

付則第14条の8第2項第4号中「第1条の3」を「第1条の4」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第34条の2の改正規定及び付則第2条第3項の規定 平成17年1月1日
- (2) 第31条第2項の表第1号の改正規定 建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律(平成16年法律第 号)第4条の規定の施行の日
- (3) 第48条第2項の改正規定 信託業法(平成16年法律第 号)の施行の日
- (4) 第54条第6項の改正規定 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律(平成16年法律第 号)の施行の日

(市民税に関する経過措置)

- 第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の那覇市税条例（以下「改正後の条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成16年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成15年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 2 改正後の条例第24条（第2項を除く。）並びに付則第2条の2及び第14条の2の規定は、平成17年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成16年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第34条の2の規定は、平成18年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成17年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 改正後の条例付則第2条の規定は、所得割の納税義務者が平成16年1月1日以後に行う所得税法等の一部を改正する法律（平成16年法律第15号）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「新租税特別措置法」という。）第41条の5第7項第1号に規定する家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利で同号に規定する譲渡資産に該当するものの譲渡に係る個人の市民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行った所得税法等の一部を改正する法律（平成16年法律第15号）第7条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧租税特別措置法」という。）第41条の5第3項第1号に規定する家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利で同号に規定する譲渡資産に該当するものの譲渡に係る個人の市民税については、なお従前の例による。
- 5 改正後の条例付則第13条の規定は、所得割の納税義務者が平成16年1月1日以後に行う新租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の市民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行った旧租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の市民税については、なお従前の例による。
- 6 改正後の条例付則第13条の2の規定は、所得割の納税義務者が平成16年1月1日以後に行う同条第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第2項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の市民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行った改正前の那覇市税条例（以下「改正前の条例」という。）付則第13条の2第1項に

規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第 2 項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の市民税については、なお従前の例による。

- 7 改正後の条例付則第14条の規定は、所得割の納税義務者が平成16年 1 月 1 日以後に行う新租税特別措置法第32条第 1 項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の市民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行った旧租税特別措置法第32条第 1 項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の市民税については、なお従前の例による。
- 8 改正後の条例付則第14条の 7 第 7 項の規定は、所得割の納税義務者が平成16年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）以後に行う同項に規定する特定株式（新租税特別措置法第37条の13第 1 項第 2 号及び第 3 号に定めるものにあつては、施行日以後に払込みにより取得するものに限る。）の譲渡について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に行った改正前の条例付則第14条の 7 第 7 項に規定する特定株式の譲渡については、なお従前の例による。
- 9 平成16年度分の個人の市民税に限り、施行日の前日において改正前の条例第24条第 2 項の規定に該当する者であり、かつ、当該年度分の改正前の条例第36条の 2 第 1 項本文の規定による申告書の提出を要しなかった者（同項ただし書に規定する者に限る。）で、施行日において新たに当該年度分の改正後の条例第36条の 2 第 1 項本文の規定による申告書の提出を要することとなったものに係る同項の規定の適用については、同項中「3月15日」とあるのは「平成16年 4 月 30日」とする。
- 10 平成17年度分の個人の市民税に限り、平成17年 1 月 1 日現在において、市内に住所を有することにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で当該市内に住所を有するものに係る改正後の条例第31条第 1 項の規定の適用については、同項中「3,000円」とあるのは、「1,500円」とする。

（固定資産税に関する経過措置）

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、改正後の条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成16年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成15年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 改正後の条例第54条第 7 項の規定は、施行日以後に取り付けられた同項に規定

する特定附帯設備に対して課する平成17年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取り付けられた特定附帯設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、改正後の条例の規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する部分は、平成16年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成15年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 別段の定めがあるものを除き、改正後の条例の規定中土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分は、施行日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

那覇市条例第20号

平成16年3月31日

公 布 済

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

那覇市国民健康保険税条例（昭和47年那覇市条例第91号）の一部を次のように改正する。

付則第3項中「第3条第1項中「及び山林所得金額」の次に「の合計額から同条第2項」を加え、「から同項の規定により適用される長期譲渡所得の特別控除額を控除した残額に相当する金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」を「(租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下本項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」に改める。

付則第4項中「長期譲渡所得の特別控除額」を「第31条第1項」に、「短期譲渡所得の金額から控除する金額」を「第32条第1項」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 改正後の那覇市国民健康保険税条例付則第3項及び第4項の規定は、平成17年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成16年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

那覇市条例第21号

平成16年 3 月 31 日

公 布 済

那覇市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

那覇市消防団員等公務災害補償条例（昭和51年那覇市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「若しくは第2項」の次に「(同法第36条において準用する場合を含む。)」を加え、「第36条」を「第30条の2及び第36条」に改める。

第5条第2項第2号中「1万4,400円」を「1万4,200円」に改め、同条第3項中「467円」を「450円」に改める。

第9条の2第2項第1号中「10万6,100円」を「10万4,970円」に改め、同項第2号中「5万7,580円」を「5万6,950円」に改め、同項第3号中「5万3,050円」を「5万2,490円」に改め、同項第4号中「2万8,790円」を「2万8,480円」に改める。

別表第1団長及び副団長の項中「12,600」を「12,470」に、「13,500」を「13,340」に、「14,400」を「14,200」に改め、同表分団長及び副分団長の項中「10,800」を「10,740」に、「11,700」を「11,600」に、「12,600」を「12,470」に改め、同表団員の項中「9,900」を「9,870」に、「10,800」を「10,740」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 改正後の那覇市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項、第9条の2第2項並びに別表第1の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに施行日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で施行日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。

規 則

那霸市規則第16号

平成16年3月29日

公 布 済

那霸市消防吏員服制規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 翁 長 雄 志

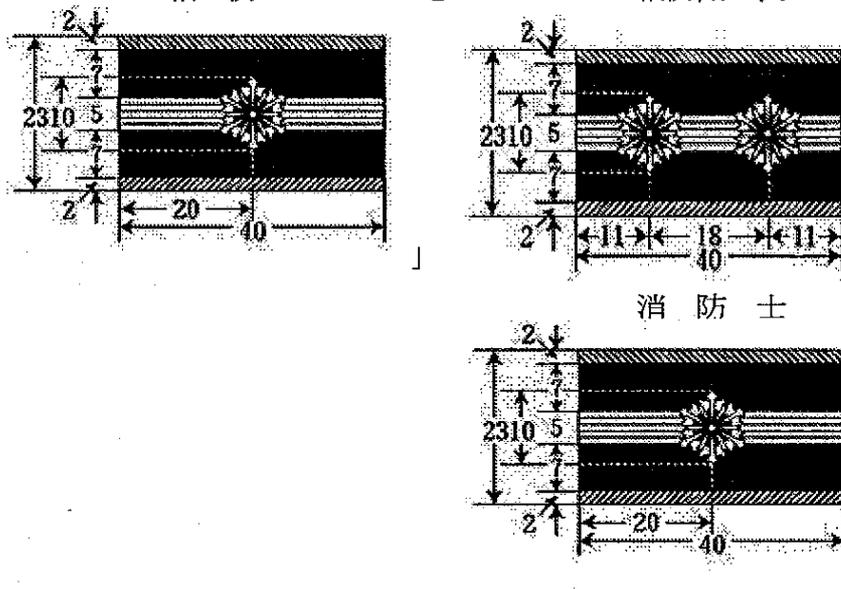
那覇市消防吏員服制規則の一部を改正する規則

那覇市消防吏員服制規則 (1967年那覇市規則第19号) の一部を次のように改正する。

別表の図周章中「消防士」を「消防副士長」に改め、同図階級章中

消防士 消防士長」を「消防副士長 消防士長」

「消防士」を「消防副士長」に改め、同図上



衣そで章中「消防士」を「消防副士長」に改め、同図保安帽及びしころに付ける
消防士」

階級周章中「」を

消防士	4	10	■
-----	---	----	---

「」に改める。

消防副士長	2 4 4	5 10 10	■ ■ ■
消防士	4	10	■

付 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

那霸市規則第17号

平成16年 3 月 29 日

公 布 済

那霸市組織機構改革等に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

那霸市長 翁 長 雄 志

那覇市組織機構改革等に伴う関係規則の整備に関する規則

(那覇市職員職名規則の一部改正)

第 1 条 那覇市職員職名規則 (1970年那覇市規則第 6 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「医療社会事業士 電話交換手 用務員 主任予防技術員」を「電話交換手 用務員 予防主査 主任予防技術員 予防技術員」に改め、同条第 2 号中「作業療法士 保健士 栄養士調理技査」を「保健師 栄養士」に改める。

(那覇市会計規則の一部改正)

第 2 条 那覇市会計規則(1971年那覇市規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表(2)収納出納員及び収納取扱員の表経営企画部の項中

「 を

企 画 調 整 室	室 長
行 政 経 営 室	室 長

」

「 に改め、同表環境部の項中

経 営 企 画 室	室 長
-----------	-----

」

「 を

環 境 政 策 課	課 長
新最終処分場建設準備室	室 長

」

「 に改め、同表健康福祉部の項中

環 境 政 策 課	課 長
-----------	-----

」

「福祉総務課」を「福祉政策課」に、「

保 護 第 一 課	課 長
-----------	-----

保 護 第 二 課	課 長
-----------	-----

を「に改め、同表教育委員会の項中

保 護 課	課 長
-------	-----

「を

学 校 教 育 課	課 長
-----------	-----

「に改める。

学 校 教 育 課	課 長
やる気・元気サポート 室	室 長

(那覇市事務分掌規則の一部改正)

第3条 那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「環境整備主査」を「予防主査、環境整備主査」に改める。

第5条第5項中第11号から第14号までを削り、第15号を第11号とする。

第6条第1項を次のように改める。

経営企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画等の策定及び推進に関すること。
- (2) 行政各部門における事業の総合調整に関すること。
- (3) 重点施策及び重点事業の策定に関すること。
- (4) 主要事業の進行管理に関すること。
- (5) 都市経営に関すること。
- (6) 行財政改革の推進に関すること。
- (7) 行政組織及び定員に関すること。
- (8) 事務管理及び能率に関すること。
- (9) 地方分権に関すること。
- (10) 経営改革アクションプランに関すること。

- (11) 行政評価に関すること。
- (12) ISO9001の総括及び推進に関すること。
- (13) 新庁舎の建設に関すること。
- (14) 統計に関すること。
- (15) 特に命ぜられた事項に関すること。

第6条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

第7条第2項第6号から第9号までを削る。

第8条第1項第7号から第10号までを削る。

第9条第1項中第13号及び第14号を削り、第12号を第14号とし、第7号から第11号までを2号ずつ繰り下げ、第6号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (8) 那覇市ぶんかテンプス館に関すること。

第9条第1項第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 那覇市伝統工芸館に関すること。

第9条第1項第15号及び第16号を削る。

第10条第1項第10号から第13号までを削り、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

第11条第1項中「福祉総務課」を「福祉政策課」に改め、第8号から第11号までを削り、同条第6項中「保護第一課」を「保護課」に改め、第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第7項を削る。

第12条第1項第9号から第12号までを削る。

第13条第1項第33号を次のように改める。

- (33) 特殊地下^{ごう}壕対策事業に関すること。

第13条第1項第34号から第36号までを削る。

第15条を次のように改める。

(総括課)

第15条 次の表の左欄に掲げる部の同表の中欄に掲げる課を当該部の総括課とし、第5条から第13条までに定める当該課の所掌事務のほか、同表の右欄に掲げる事務を所掌する。

部	総 括 課	事 務
総 務 部	総 務 課	(1) 部所管事務の政策課題に関すること。 (2) 部内の予算、決算、議案等文書の取りまとめに関すること。 (3) 部内の連絡調整に関すること。 (4) 部内の他課に属しない事務に関すること。
経営企画部	経 営 企 画 室	
財 務 部	税 制 課	
市民文化部	市 民 活 動 課	
経済観光部	商 工 振 興 課	
環 境 部	環 境 政 策 課	
健康福祉部	福 祉 政 策 課	
都市計画部	都 市 計 画 課	
建設管理部	都 市 施 設 管 理 セ ン タ ー	

別表総務部の項中

「 _____ を「 _____ に改め、

総務係 文書係 市民防災係 法規市政情報係 東京事務所

市民防災係 法規市政情報係 東京事務所

」

同表経営企画部の項中

「 _____ を _____

企画調整室	統計係
行政経営室	

」

「 _____ に改め、同表経 _____

経営企画室	統計係
-------	-----

」

経済観光部の項中「

労働農水課	
-------	--

」

を「 に改め、同表

労働農水課	雇用対策室
-------	-------

」

環境部の項中「 を

環境政策課	
新最終処分場建設準備室	

」

「 に改め、「管理

環境政策課	
-------	--

」

係」及び「施設係」を削り、同表健康福祉部の項中「福祉総務課」を「福祉政策課」に、「 を「

健康推進係
予防係
健康づくり 1 係
健康づくり 2 係
健康づくり 3 係
老人医療係

健康企画係
予防係
いきいき健康係
老人医療係

」

」

に、「 を

ちゃーがんじゅう課	管理係 在宅福祉係 認定係 保険給付係
障害福祉課	給付係 支援係
保護第一課	庶務係 保護第 1 係 保護第 2 係

	保護第 3 係 福祉相談係
保護第二課	医療係 保護第 1 係 保護第 2 係 保護第 3 係 保護第 4 係

」

「

に改め、同表都

障害福祉課	給付係 支援係
ちゃーがんじゅう課	管理係 在宅福祉係 認定係 保険給付係
保護課	福祉相談係

」

市計画部の項中「

を

都市計画係 地域計画係 都市デザイン室 港湾調整室

」

「

に、

都市デザイン室 港湾調整室

」

「

を

契約検査室	
-------	--

区画整理課	
真嘉比古島区画整理事務所	企画係 工事係 換地係 補償係
小緑南区画整理事務所	

」

「

に改め、同表建

区画整理課	
真嘉比古島区画整理事務所	
小緑南区画整理事務所	
契約検査室	

」

設管理部の項中「計画第1係」、「計画第2係」、「工事第1係」、「工事第2係」、「用地第1係」、「用地第2係」、「計画係」、「工事係」、「用地補償係」、「建築係」及び「設備係」を削る。

(那覇市職員等の旅費支給条例施行規則の一部改正)

第4条 那覇市職員等の旅費支給条例施行規則(昭和49年那覇市規則第34号)の一部を次のように改正する。

別表2等級の職務にある者の項中「所長」の次に「、中央公民館の館長、図書館の館長、博物館の館長」を加え、同表3等級の職務にある者の項中「副所長」の次に「、中央公民館を除く公民館の館長」を、「消防士長」の次に「、予防主査」を加える。

(那覇市青少年問題協議会設置条例施行規則の一部改正)

第5条 那覇市青少年問題協議会設置条例施行規則(昭和56年那覇市規則第14号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「青少年センター所長」を「社会教育・スポーツ課長」に改める。

第5条中「社会教育課」を「社会教育・スポーツ課」に改める。

(那覇市現業職員の給与に関する規則の一部改正)

第 6 条 那覇市現業職員の給与に関する規則 (昭和58年那覇市規則第25号) の一部を次のように改正する。

第 2 条中「現業職員は」の次に「、予防主査」を加える。

(那覇市福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正)

第 7 条 那覇市福祉のまちづくり条例施行規則 (平成12年那覇市規則第31号) の一部を次のように改正する。

第20条中「福祉総務課」を「福祉政策課」に改める。

付 則

この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

那覇市規則第18号

平成16年 3 月 29 日

公 布 済

那覇市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則

那覇市消防本部の組織に関する規則（昭和47年那覇市規則第55号）の一部を次のように改正する。

題名及び第1条中「組織に」を「組織等に」に改める。

第2条を次のように改める。

（組織）

第2条 本部の組織は、次のとおりとする。

課	係
総務課	総務係 企画係
警防課	警防係 救急係
予防課	予防係 指導査察係 保安調査係
指令情報課	
消防庁舎準備室	

第9条を次のように改める。

（階級及び職名）

第9条 消防吏員の階級及び職員の職名は、次のとおりとする。

消防吏員の階級	職員の職名
消防正監	消防長
消防監	次長 署長
消防司令長	署長 課長 室長
消防司令	消防司令 次席 課長 室長 主幹 出張所長
消防司令補	消防司令補 係長 主査 出張所長
消防士長	消防士長 主任
消防副士長	消防副士長 主任主事
消防士	消防士 主事

付 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

那覇市規則第19号

平成16年 3 月 29 日

公 布 済

那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則

那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則（昭和60年那覇市規則第26号）の一部を次のように改正する。

別表一般事務職員一般技術職員の項中「6,240円」を「6,200円」に改め、同表保育士幼稚園教諭の項中「6,650円」を「6,610円」に改め、同表現業職員の項中「6,240円」を「6,200円」に改め、同表保健師の項中「9,350円」を「9,300円」に改める。

付 則

この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

那覇市規則第20号

平成16年 3 月 29 日

公 布 済

那覇市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公印規則の一部を改正する規則

那覇市公印規則（平成9年那覇市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

（公印使用の記録）

第13条 管守者は、公印使用の記録を文書管理システム（コンピュータにより文書の処理及び管理を行うシステムをいう。以下同じ。）により管理する場合は、公印使用の都度、文書管理システムに押印月日、公印の種類等必要事項を入力しなければならない。

2 管守者は、公印使用の記録を文書管理システムにより管理しない場合は、公印使用の都度、次に掲げる帳簿又は総務課長が指定した文書に前項の必要事項を記入しなければならない。ただし、当該文書に必要事項の記載があるときは、その記入を省略することができる。

- (1) 文書収発簿
- (2) 特例の帳簿
- (3) 公印使用簿（第4号様式）

別表第1中「別表第1」を「別表第1（第5条関係）」に改め、同表市長部局の部イ職印の項1市長印の号23中「福祉総務課」を「福祉政策課」に、「福祉総務課長」を「福祉政策課長」に改め、同項2助役印、収入役印、部長印、課長印その他の職印の号4中「福祉総務課長」を「福祉政策課長」に改める。

別表第2中「別表第2」を「別表第2（第5条関係）」に改める。

第1号様式中「第1号様式」を「第1号様式（第9条関係）」に改める。

第2号様式中「第2号様式」を「第2号様式（第10条関係）」に改める。

第3号様式中「第3号様式」を「第3号様式（第12条関係）」に改める。

第4号様式中「第4号様式」を「第4号様式（第13条関係）」に改める。

第5号様式中「第5号様式」を「第5号様式（第18条関係）」に改める。

付 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

那覇市規則第21号

平成16年 3 月 29 日

公 布 済

那覇市保育の実施等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市保育の実施等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市保育の実施等に関する条例施行規則（平成10年那覇市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 1 号中「延長保育事業」を「延長保育促進事業」に改め、同条第 2 号中「一時保育事業」を「一時保育促進事業」に改め、同条第 5 号を次のように改める。

(5) 障害児保育対策事業 沖縄県特別保育事業費等補助金交付要綱（平成元年10月17日沖縄県制定）第 2 条第 1 号アにより行う事業

別表第 1 中「別表第 1」を「別表第 1（第12条関係）」に改める。

別表第 2 中「別表第 2」を「別表第 2（第14条関係）」に改め、同表中延長保育事業の項を延長保育促進事業の項とし、一時保育事業の項を一時保育促進事業の項とする。

第 1 号様式中「第 1 号様式」を「第 1 号様式（第 2 条関係）」に改める。

第 2 号様式中「第 2 号様式」を「第 2 号様式（第 4 条関係）」に改める。

第 3 号様式中「第 3 号様式」を「第 3 号様式（第 6 条関係）」に改める。

第 4 号様式中「第 4 号様式」を「第 4 号様式（第10条関係）」に改める。

第 5 号様式中「第 5 号様式」を「第 5 号様式（第11条関係）」に改める。

第 6 号様式中「第 6 号様式」を「第 6 号様式（第16条関係）」に改める。

付 則

この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

那霸市規則第22号

平成16年 3 月 29 日

公 布 済

那霸市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 翁 長 雄 志

那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則（平成13年那覇市規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

所 属	区 分	報酬の額(円)
秘書広報課	非常勤事務員	日額 6,220
	非常勤秘書	日額 7,300
	非常勤運転手	月額 200,000
市民平和交流室	非常勤事務員	日額 8,400
	交流・平和事業補助員	日額 5,460
総務課	非常勤電話交換手	時給 910
	非常勤事務員	日額 5,460
	印刷室非常勤用務員	日額 6,820
	非常勤行政資料検索員	日額 6,220
	非常勤東京事務所事務員	月額 190,000
人事課	社会保険事務員	日額 5,810
	心理相談員	日額 10,500
	共済担当事務員	日額 5,460
	非常勤栄養士	日額 6,000
男女共同参画室	なは女性センター指導員	日額 9,160
	なは女性センター相談員	日額 8,400
管財課	本庁舎総合案内員	日額 5,460
	非常勤守衛	日額15,590円以内で市長が別に定める額
経営企画室	非常勤事務員	日額 5,460
ゼロエミッション推進室	非常勤専門員	日額 7,090
情報政策課	パソコン保守指導員	日額 10,120
財政課	非常勤事務員	日額 5,460
税制課	税務証明事務等職員	日額 6,220
資産税課	固定資産課税台帳整備要員	日額 6,220
	資産税電子地図整備要員	日額 6,220
納税課	市税納付推進嘱託員	日額 6,470
	市税口座振替推進員	月額55,000円に勤務実

		績に応じ市長が定める額を加えた額
市民活動課	法律相談員	日額 15,000
	登記相談員	日額 6,000
	税務相談員	日額 6,000
	なやみごと相談員	日額 6,500
	コミュニティー活性化推進事務員	日額 5,810
	NPO活動支援センター事務職員	時給 970
市民課	外国人登録事務員	日額 7,850
	フロアマネージャー	日額 6,840
	非常勤事務員	日額 5,810
	窓口証明発行員	日額 6,220
	地域コミュニティー推進員	日額 6,010
	児童手当業務データ入出力員	日額 7,300
国民健康保険課	窓口指導員	日額 6,600
	健康相談員	日額 9,080
	レセプト点検職員	日額 7,090
	医療費集計事務職員	日額 7,090
	第三者行為求償事務職員	月額106,630円に勤務実績に応じ市長が定める額を加えた額
	保険税収納推進員 保険税市外収納推進員	月額69,370円に勤務実績に応じ市長が定める額を加えた額
	保険税納付電話督促嘱託員	時給 1,260
文化振興課	市民会館自主企画事業補助員	日額 8,120
	市民会館管理要員	時給 1,250
	市民劇場管理要員	時給 1,250
	パレット市民劇場受付管理員	日額 4,840
	展示管理員	日額 5,700
歴史資料室	市史編さん員	日額 8,950
	歴史資料整理員	日額 7,090
	古文書解読員	日額 8,950
商工振興課	NAHAぶんかテンプス整備事業非常勤職員	日額 11,270
	那覇市伝統工芸館経営指導員	日額 7,600
労働農水課	農林水産事務員	日額 5,810
	消費生活相談員	日額 8,400
	公設市場非常勤営繕管理員	日額 5,620
	就職相談員	日額 6,220
	勤労青少年ホーム指導員	日額 5,500

	非常勤事務員	日額	4,550
環境政策課	I SO14001推進業務員	日額	5,460
	事業所広報啓発推進員	日額5,810円以内で市長が別に定める額	
クリーン推進課	環境美化指導員	日額	8,680
	まちづくりクリーン推進員	日額5,810円以内で市長が別に定める額	
環境保全課	自然観察指導員	月額	143,700
環境センター	一般廃棄物適正搬入指導員	日額	5,620
福祉政策課	援護事務相談員	日額	7,850
健康推進課	非常勤保健師	日額	9,080
	機能訓練指導員	日額	9,880
	非常勤助産師	日額	9,080
	非常勤栄養士	日額	7,740
	レセプト点検主任	日額	7,600
	レセプト点検職員	日額	7,090
	窓口指導員	日額	6,220
	予防接種指導員	日額	5,460
こども課	児童扶養手当事務従事非常勤職員	日額	6,600
	家庭相談員	日額	8,400
	児童厚生員 (月曜日から土曜日までの開館対応)	日額	5,910
	児童厚生員 (日曜日開館対応)	日額	8,270
	児童遊園厚生員	日額	5,910
	子育て指導員	日額	8,950
	子育て支援センター担当員	日額	7,460
	保育所嘱託医	日額	27,000
	保育所環境整備員	日額	4,670
	非常勤栄養士	日額	7,040
	保育所パート職員	時給	910
	非常勤調理員	時給	910
	非常勤用務員	日額	5,460
	非常勤給食搬送・調理補助員	日額	6,220
	心理専門員	日額	15,000
	療育センター嘱託医	日額	25,000
	療育センター非常勤保育士	日額	7,090
乳幼児医療費取扱非常勤職員	日額	5,460	
障害福祉課	障害福祉窓口指導員	日額	6,220
	支援費調査員	日額	8,680
	聴覚障害者相談員	日額	7,260
	手話通訳者	日額	8,120

	医療費助成事務点検職員	日額 7,090
	福祉手当認定審査医師	日額 11,000
ちゃーがんじゅう課	福祉関係徴収嘱託員	月額69,370円に勤務実績に応じ市長が定める額を加えた額
	基幹在宅介護支援センター専門員	日額 9,520
	地域ふれあいデイサービス事業コーディネーター	日額 6,840
	地域ふれあいデイサービス事業レク指導員	日額 6,840
	地域ふれあいデイサービス事業看護師	日額 7,300
	介護相談員	日額 8,680
	介護認定調査員	日額 8,680
	介護保険窓口指導員	日額 6,220
	介護保険コンピューター操作員	日額7,080円以内で市長が別に定める額
	介護保険レセプト点検員	日額 7,090
	保護課	婦人相談員
福祉相談補助員		日額 5,810
就労支援相談員		日額 6,840
就労指導員		日額 6,840
非常勤運転手		日額 6,820
非常勤資産調査職員		日額 6,010
非常勤電算職員		日額 6,010
レセプト点検職員		日額 7,090
医療事務担当非常勤職員		日額 7,090
介護事務担当非常勤職員		日額 7,090
医療費通知事務担当非常勤職員		日額 5,810
非常勤病院等担当支援職員		日額 5,810
非常勤保護施設担当支援職員		日額 5,810
福祉事務所嘱託医		月額 84,000
都市施設管理センター	下水道接続指導員	日額 5,460
	公園管理補助員	日額 9,500
	非常勤機械技師	日額 10,150
花とみどり課	緑化指導員	日額 10,850
	屋上緑化指導補助員	日額 7,260
出納室	非常勤収入役秘書	日額 7,300
	非常勤運転手	月額 200,000
教育委員会 総務課	非常勤運転手	月額 200,000
	非常勤調理員	時給 910

	非常勤用務員	時給	910
社会教育・スポーツ課	非常勤公民館長	月額	175,000
	社会教育指導員	月額	114,320
	学校施設開放事務連絡員	日額	6,220
	スポーツ専門指導員	日額	10,150
文化財課	調査指導員	日額	8,400
	副調査指導員	日額	7,090
	資料整理員	日額	7,090
	副資料整理員	日額	6,220
	<small>タマウドクン</small> 玉 陵 ・ 識名園管理指導員	日額	8,400
	資料整理補助員	日額	5,300
	調査補助員	日額	6,840
施設管理課	非常勤環境整備員	日額	9,350
久茂地公民館	プラネタリウム操作技師	日額	9,490
中央図書館	図書館補助員	時給	970
	図書館カウンター要員	時給	910
	視聴覚ライブラリー補助員	時給	1,000
壺屋焼物博物館	教育普及員	日額	8,400
青少年センター	教育相談員	日額	10,500
	専任指導員	日額	10,500
学校教育課	学校医(幼稚園)	月額	6,000
	学校医(1,000人未満の小中学校)	月額	11,000
	学校医(1,000人以上の小中学校)	月額	13,000
	外国人英語指導員	日額	15,000
	小学校日本人英語指導員	日額	6,630
	預かり保育指導員	時給	940
	音楽指導支援員	日額	11,180
教育研究所	コンピューター保守点検指導員	日額	10,120
議会事務局	非常勤事務員	日額	5,460
	非常勤会派秘書	日額	6,220
	非常勤運転手	月額	200,000
	議会史編さん室参与	月額	200,000
	議会史編さん員	月額	170,600
その他の非常勤職員		市長が定める額	

付 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

那覇市規則第23号

平成16年 3 月 29 日

公 布 済

那覇市立病院の組織機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市立病院の組織機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則

(那覇市立病院の主要職員を定める規則の一部改正)

第 1 条 那覇市立病院の主要職員を定める規則 (平成15年那覇市規則第25号) の一部を次のように改正する。

第 1 号を次のように改める。

(1) 副院長、診療部長、診療支援部長及び事務局長

第 3 号中「救急部長、検査部長、放射線部長」を「室長、所長」に、「薬剤部長」を「薬剤師長」に改め、第 4 号中「医長、」を削り、「副薬剤部長」を「副薬剤師長」に改める。

(那覇市立病院企業職員の地方公営企業法第39条第 2 項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部改正)

第 2 条 那覇市立病院企業職員の地方公営企業法第39条第 2 項の規定に基づき市長が定める職に関する規則 (平成15年那覇市規則第26号) の一部を次のように改正する。

第 1 号を次のように改める。

(1) 副院長、診療部長、診療支援部長及び事務局長

第 3 号中「救急部長、検査部長、放射線部長」を「室長、所長」に、「薬剤部長」を「薬剤師長」に改め、第 4 号中「医長、」を削り、「副薬剤部長」を「副薬剤師長」に改める。

付 則

この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

那霸市規則第24号

平成16年 3 月 31 日

公 布 済

那霸市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 翁 長 雄 志

那霸市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

那霸市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則（平成16年那霸市規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表の改正規定中「11,180」を「8,950」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

那 覇 市 訓 令 第 2 号

那覇市教育委員会教育長訓令 第 4 号

平 成 1 6 年 3 月 2 9 日

施 行 済

那覇市緑化推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 長 翁 長 雄 志

那覇市教育委員会教育長 仲 田 美 加 子

那覇市緑化推進本部規程の一部を改正する訓令

那覇市緑化推進本部規程（平成11年那覇市訓令第17号、教育委員会教育長訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「建設港湾部」を「建設管理部」に改め、同条第3項中「企画調整室」を「経営企画室」に改める。

付 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

那 覇 市 訓 令 第 3 号

那覇市教育委員会教育長訓令 第 3 号

那 覇 市 病 院 管 理 規 程 第 3 号

平 成 1 6 年 3 月 2 9 日

施 行 済

那覇市男女共同参画行政推進委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 長 翁 長 雄 志

那覇市教育委員会教育長 仲 田 美 加 子

那覇市病院事業管理者 與 儀 實 津 夫

那覇市男女共同参画行政推進委員会規程の一部を改正する訓令

那覇市男女共同参画行政推進委員会規程（平成15年那覇市訓令第16号、教育委員会教育長訓令第4号、病院管理規程第32号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「企画調整室 行政経営室」を「経営企画室」に、「福祉総務課」を「福祉政策課」に改める。

付 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

那 覇 市 訓 令 第 4 号
那 覇 市 消 防 本 部 訓 令 第 10 号
那 覇 市 水 道 局 規 程 第 1 号
那 覇 市 病 院 管 理 規 程 第 4 号
那 覇 市 教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令 第 2 号
平 成 1 6 年 3 月 2 9 日
施 行 済

那覇市生涯学習推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 長	翁 長 雄 志
那覇市消防本部消防長	大 田 和 人
那覇市水道事業管理者	高 嶺 晃
那覇市病院事業管理者	與 儀 實 津 夫
那覇市教育委員会教育長	仲 田 美 加 子

那覇市生涯学習推進本部規程の一部を改正する訓令

那覇市生涯学習推進本部規程（平成15年那覇市訓令第17号、消防本部訓令第5号、水道局規程第3号、病院管理規程第33号、教育委員会教育長訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別表市長事務部局の項中「企画調整室主幹」を「経営企画室教育委員会担当主幹」に、「福祉総務課長」を「福祉政策課長」に改め、同表教育委員会の項中「学校教育課長」の次に「、やる気・元気サポート室長」を加える。

付 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

那霸市訓令第 5 号

平成16年 3 月 29 日

施 行 済

那霸市文書取扱規程の特例に関する規程を次のように定める。

那霸市長 翁 長 雄 志

那覇市文書取扱規程の特例に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、文書管理システムを利用した文書の処理及び管理等の取扱いについて、那覇市文書取扱規程（平成9年那覇市訓令第4号。以下「文書規程」という。）の特例を設けることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 文書 職員が職務上作成し、又は取得した紙の文書及び図画並びに電磁的（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によって認識することができない方式をいう。以下同じ。）記録であって、職員が組織的に用いるものとして保有しているものをいう。
- (2) 文書管理システム コンピュータにより文書の処理及び管理を行うシステムをいう。
- (3) 電子文書 文書のうち、電磁的記録であって、コンピュータによる情報処理の用に供されるものをいう。
- (4) 電子決裁 那覇市事務決裁規程（1971年那覇市訓令第8号）第2条第5号の決裁を文書管理システム上の処理により行うことをいう。
- (5) 紙起案決裁 文書管理システムから出力した起案用紙により決裁することをいう。
- (6) 電子署名 電磁的方式で記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 当該情報が当該措置を行ったものの作成に係るものであることを示すためのものであること。
 - イ 当該情報について、改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。
- (7) LGWAN電子文書交換システム 国の各府省と総合行政ネットワーク（Local Government Wide Area Networkをいう。）参加団体との間で、電子的な公文書に電子署名を付与し、交換を行うためのシステムをいう。
- (8) LGWAN文書 LGWAN電子文書交換システムにより電子署名が付与され交換される文書をいう。

(文書事務の原則)

第3条 文書事務は、文書管理システムにより処理することを原則とする。

(職員の責務)

第 4 条 職員は、文書事務の処理について、この規程及び文書規程に定める取扱いに従い適切に処理することとし、文書管理システムの円滑な運用に努めなければならない。

(帳簿等)

第 5 条 文書管理システムによる文書の取扱いに使用する帳票、帳簿等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 帳票

- ア 供覧用紙 (第 1 号様式)
- イ 起案用紙 (第 2 号様式)
- ウ 添付文書管理票 (第 3 号様式)

(2) 帳簿

- ア 文書収受件名簿 (第 4 号様式)
- イ 文書発送件名簿 (第 5 号様式)
- ウ 分類基準表 (第 6 号様式)
- エ フォルダ管理簿 (第 7 号様式)

(3) 総務部総務課が管理する電磁的記録簿

- ア 書留文書・金品配付簿
- イ 指令・達・通達簿
- ウ 告示・公告簿
- エ 条例・規則・訓令簿

(特例の帳簿等の取扱い)

第 6 条 文書規程第 10 条に定める特例の帳簿は、文書管理システムにより処理しないものとする。

(到達文書の取扱い)

第 7 条 文書規程第 11 条第 1 項第 1 号に規定する到達文書については、文書管理システムへ収受月日、発信者等必要事項を入力するものとする。

2 文書規程第 11 条第 2 項の電子メールにより着信したものについては、課長が文書として収受すると判断した場合は、電子文書として取り扱うことができる。

(L GWAN 文書の受信)

第 8 条 総務部総務課の文書主任が L GWAN 文書を受信した場合は、次に掲げる方法により処理する。

- (1) 受信した L GWAN 文書の電子署名を検証すること。
- (2) 受信した L GWAN 文書の形式を確認し、当該文書の発信者に対して、形式

上の誤りがない場合は受領通知を、形式上の誤りがある場合は否認通知をそれぞれ送信すること。

2 総務部総務課の文書主任は、前項の規定により受領した文書を速やかに当該文書に係る事務を所掌する課に配付するものとする。

(LGWAN文書の発信)

第9条 LGWAN電子文書交換システムにより文書を発信するときは、総務部総務課の文書主任が発信するものとする。

(文書処理の原則)

第10条 課に直接到達した文書及び総務部総務課より配付を受けた文書（以下「配付文書」という。）の処理は、原則として次に掲げるとおりとする。

- (1) 文書主任及び副主任は、配付文書を課長の閲覧に供さなければならない。ただし、定例的なものであらかじめ課長が指定する事案に係る文書については、事務担当者に直接配付することとする。
- (2) 文書主任及び副主任は、特に重要、異例又は緊急の取扱いを要するものは、直ちに課長の閲覧に供し、その指示を受けることとする。
- (3) 事務担当者は、担当する文書について、上司の指示に従い速やかに処理しなければならない。

(起案、供覧及び一応供覧)

第11条 文書規程第19条の起案の処理は、原則として次に掲げるとおりとする。

- (1) 公印押印を前提としない起案の処理は、電子決裁によるものとする。この場合において、紙の文書の添付を要するときは、文書管理システムから添付文書管理票を出力し、これに紙の文書を添付して回議するものとする。
- (2) 公印押印を前提とした起案の処理は、紙起案決裁によるものとする。

2 文書規程第17条の供覧の処理は、原則として次に掲げるとおりとする。

- (1) 紙の文書の添付を要する場合は、文書管理システムから供覧用紙を出力し、回議するものとする。
- (2) 紙の文書の添付を要しない場合は、文書管理システムにより回議するものとする。

3 文書規程第18条の一応供覧の処理は、第1項第1号の処理によるものとする。

(合議)

第12条 部内の他課又は他部に合議すべき文書は、決裁する直前の決定者を経て他課又は他部に合議するものとする。

(文書番号)

第13条 文書規程第36条第4項の同一事案に属する文書の文書番号は、当該事案が

完結するまで当該番号に枝番号を付すものとする。

(ファイル基準表)

第14条 文書規程第42条のファイル基準表は、文書管理システムのフォルダ管理簿をもってこれに代え、フォルダ管理簿の主管課保管、総務部総務課への提出、精査等については、これを省略する。

(保存文書の管理)

第15条 保存文書の管理は、主管課において行う。

(保存文書の借覧)

第16条 職員は、紙の保存文書を借覧しようとするときは、文書管理システムに借覧期間等必要事項を入力し、主管課の課長の承認を得なければならない。

(廃棄の方法)

第17条 電子文書の廃棄は、原則として電磁的消去で行うものとする。

付 則

- 1 この訓令は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成15年度以前に作成した文書の取扱いについては、なお従前の例による。

第 1 号様式 (第 5 条関係)

供 覧 用 紙

收受日		保存年限				
供覧日		分類記号				
公開諾否 1次判断		文書番号				
非公開理由		起案者	() 印 (電話 :)			
件名						
備考						
供 覧 者	主管課					
	課名	部長	副部長	課長	係長	係員
メモ						

第2号様式 (第5条関係)

起 案 用 紙

決裁区分		保存年限					
收受日		分類記号					
起案日		文書番号					
決裁日		システム登録	<input type="checkbox"/>				
施行日		起案者	()				
公印	/		(電話 :)				
公開諾否 1次判断		非公開理由					
あて先							
発信者							
決裁	主管課	市長	助役	助役	部長	副部長	課長
		係長	係員				
合議	課名	部長	副部長	課長	係長	係員	
件名							

共通

第3号様式 (第5条関係)

管理番号： **添付文書管理票**

決裁区分		保存年限	
收受日		分類記号	
起案日		文書番号	
決裁日		起案者	担当 印 (電話：)
施行日			
公印	/		
公開諾否 1次判断		非公開理由	
あて先			
発信者			
件名			
確 認 欄	レ点チェック後、次の承認者へ		
添 付 文 書	添付文書名	添付ファイル名	種別 サイズ

那霸市訓令第 6 号

平成16年 3 月 29 日

施 行 済

那霸市例規類集発行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那霸市長 翁 長 雄 志

那覇市例規類集発行規程の一部を改正する訓令

那覇市例規類集発行規程（1956年那覇市規程第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

那覇市例規集規程

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この規程は、那覇市例規集（以下「例規集」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条の見出しを「(目的)」に改め、同条中「あわせて」を「併せて」に、「例規類集を発行」を「例規集を作成」に改める。

第3条から第7条までを次のように改める。

（集録の範囲）

第3条 例規集には、条例、規則、規程、訓令その他総務部長が必要があると認める例規を集録する。

（登載又は加除訂正の依頼）

第4条 各部長その他これに準ずる職にある者は、その主管に属する例規（条例、規則、規程及び訓令を除く。）を例規集に登載又は加除訂正する必要があると認めるときは、これを総務部長に文書で依頼しなければならない。

（方式）

第5条 例規集は、電磁的記録によるものとする。

2 例規集は、毎年度4回程度その内容を更新するものとする。

（情報の提供）

第6条 例規集の情報は、次に掲げる方法により提供するものとする。

- (1) インターネット
- (2) 庁内のイントラネット
- (3) CD-ROM

（CD-ROMの配付）

第 7 条 市長は、前条第 3 号に規定する CD-ROM を必要と認める者に対し配付
することができる。

第 8 条を削る。

付 則

この訓令は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

那覇市訓令第 7 号

平成16年 3 月 29 日

施 行 済

那覇市組織機構改革等に伴う関係訓令の整備に関する規程を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市組織機構改革等に伴う関係訓令の整備に関する規程

(那覇市職員被服貸与規程の一部改正)

第 1 条 那覇市職員被服貸与規程 (1964年那覇市訓令第 7 号) の一部を次のように改正する。

別表 3 の項中「福祉総務課」を「福祉政策課」に、「保護第一課、保護第二課」を「保護課」に、「新都心計画課」を「新都心開発課」に、「用地課」を「道路建設課、花とみどり課」に改め、同表 7 の項中「用地課」を「道路建設課」に、「保護第一課、保護第二課」を「保護課」に改める。

(那覇市行政監察規程の一部改正)

第 2 条 那覇市行政監察規程 (1966年那覇市訓令第 17 号) の一部を次のように改正する。

第 7 条中「行政経営室」を「経営企画室」に改める。

第 10 条中「行政経営室」を「経営企画室」に、「総務部長」を「経営企画部長」に改める。

(那覇市帳票規程の一部改正)

第 3 条 那覇市帳票規程 (1968年那覇市訓令第 1 号) の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項、第 6 条及び第 10 条中「行政経営室長」を「経営企画室長」に改める。

第 1 号様式中「行政経営室」を「経営企画室」に改める。

(那覇市事務改善委員会規程の一部改正)

第 4 条 那覇市事務改善委員会規程 (1969年那覇市訓令第 2 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項を次のように改める。

2 委員長は経営企画室長をもってこれに充て、委員は経営企画室事務改善担当の主幹、各部の総括課長、消防本部総務課長、水道局総務課長、市立病院管理課長、教育委員会総務課長及び委員長の指名する者をもってこれに充てる。

第 3 条第 5 項中「行政経営室総括」を「経営企画室事務改善担当」に改める。

(那覇市事務決裁規程の一部改正)

第 5 条 那覇市事務決裁規程 (1971年那覇市訓令第 8 号) の一部を次のように改正

する。

第 6 条第 2 項及び第 3 項を次のように改める。

2 課長の専決又は決定事項のうち部長があらかじめ定めるものについては、主幹又は技幹が専決し、又は決定する。

3 係長の専決又は決定事項のうち課長があらかじめ定めるものについては、主査又は技査が専決し、又は決定する。

第 8 条第 3 項中「第 6 条第 3 項」を「第 6 条第 2 項」に改める。

第 9 条第 1 項中「場合における」の次に「別表第 1 の」を加える。

第 12 条中「後関と」を「後関とした」に改める。

別表第 2 人事に関する事項の項第 1 号中「課長」の次に「・部に置く主幹又は技幹」を加え、「主幹・技幹」を「課に置く主幹又は技幹」に改め、同項第 3 号中「課長」の次に「・部に置く主幹又は技幹」を加え、「主幹・技幹」を「課に置く主幹又は技幹」に改め、同項第 4 号中「課長」の次に「・部に置く主幹又は技幹」を加え、「主幹・技幹」を「課に置く主幹又は技幹」に改める。

別表第 3 総務課に関する事項の項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同表管財課に関する事項の項第 4 号を削り、同表企画調整室に関する事項の項に次のように加える。

3	条例の改正を伴わない範囲で行う定数の再配置に関すること。		○			
4	事務改善の推進に関すること。				○	

別表第 3 中企画調整室に関する事項の項を経営企画室に関する事項の項とし、行政経営室に関する事項の項を削り、同表商工振興課に関する事項の項第 8 号中「企業」を「入居企業」に改め、同項第 9 号中「並びにその取消し及び変更」を「、その取消し等」に改め、同項第 10 号中「研修室及び会議室」を「I T 創造館の研修室、会議室等」に、「及びその取消し」を「、その取消し等」に改め、同項に次のように加える。

11	I T 創造館の使用料の減免及び還付に関すること。				○	
----	---------------------------	--	--	--	---	--

12	那覇市ぶんかテンプス館の指定 管理者との協定に関する事 項。	○				
13	那覇市ぶんかテンプス館の利 用料金の承認に関する事 項。		○			
14	那覇市ぶんかテンプス館の入 居用施設の公募等の承認に 関する事 項。		○			

別表第3 労働農水課に関する事項の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号から第13号までを2号ずつ繰り上げ、同表中新最終処分場建設準備室に関する事項の項を削り、福祉総務課に関する事項の項を福祉政策課に関する事項の項とし、都市計画課に関する事項の項を削り、同表建築指導課に関する事項の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

(那覇広域都市計画事業土地区画整理保留地処分委員会規程の一部改正)

第6条 那覇広域都市計画事業土地区画整理保留地処分委員会規程(1972年那覇市訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第3条中「企画調整室長」を「経営企画室長」に改める。

(那覇市公害対策協議会規程の一部改正)

第7条 那覇市公害対策協議会規程(1972年那覇市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第3条中「企画調整室長」を「経営企画室長」に改める。

(那覇市職員提案等による業務改善推進規程の一部改正)

第8条 那覇市職員提案等による業務改善推進規程(昭和52年那覇市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第4条中「総務部長」を「経営企画部長」に改める。

(那覇市電子計算組織の運営に関する規程の一部改正)

第9条 那覇市電子計算組織の運営に関する規程(昭和57年那覇市訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「総務部長」を「経営企画部長」に改める。

第1号様式から第3号様式までの規定中「電子計算課長」を「情報政策課長」に改める。

(那覇市部長会議規程の一部改正)

第10条 那覇市部長会議規程(昭和59年那覇市訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第7条中「企画調整室長」を「経営企画室長」に改める。

(都市モノレール対策協議会規程の一部改正)

第11条 都市モノレール対策協議会規程(昭和59年那覇市訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「企画調整室長」を「経営企画室長」に改め、「行政経営室長」を削る。

(那覇市地域振興基金運用検討委員会規程の一部改正)

第12条 那覇市地域振興基金運用検討委員会規程(平成3年那覇市訓令第8号)の一部を次のように改正する。

第3条中「財政部長」を「財務部長」に、「企画調整室長」を「経営企画室長」に、「企画調整室環境部担当」を「経営企画室環境部担当者」に改める。

(那覇市環境基本計画策定委員会規程の一部改正)

第13条 那覇市環境基本計画策定委員会規程(平成9年那覇市訓令第13号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「企画調整室長、企画調整室環境部担当、行政経営室長」を「経営企画室長、経営企画室環境部担当者」に、「福祉総務課長」を「福祉政策課長」に改め、同条第3項中「企画調整室長」を「経営企画室長」に改める。

(那覇市庶務事務統合規程の廃止)

第14条 那覇市庶務事務統合規程(平成12年那覇市訓令第12号)は、廃止する。

付 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

那霸市訓令第 8 号

平成16年 3 月 29 日

施 行 済

那霸市地域福祉基金運用検討委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那霸市長 翁 長 雄 志

那覇市地域福祉基金運用検討委員会規程の一部を改正する訓令

那覇市地域福祉基金運用検討委員会規程（平成4年那覇市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

那覇市地域福祉基金運営委員会規程

第1条中「から生ずる収益の運用について調査及び検討する」を「の運営に関し審議することにより、基金に係る事業の適切かつ円滑な推進に資する」に、「那覇市地域福祉基金運用検討委員会」を「那覇市地域福祉基金運営委員会」に改める。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 基金に係る事業計画に関する事項
- (2) 基金の処分に関する事項
- (3) 基金の処分による収入及び基金の運用により生じる収益を活用する補助事業の選定に関する事項
- (4) その他基金に関する必要な事項

第3条中「福祉総務課長」を「福祉政策課長、健康推進課長」に、「保護第一課長、企画調整室健康福祉部担当」を「保護課長、経営企画室の健康福祉部担当職員」に改める。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉政策課において処理する。

付 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

那覇市訓令第 9 号

平成16年 3 月 31 日

施 行 済

那覇市文書取扱規程の特例に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市文書取扱規程の特例に関する規程の一部を改正する訓令

那覇市文書取扱規程の特例に関する規程（平成16年那覇市訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「第 2 条第 5 号」を「第 2 条第 11 号」に改める。

付 則

この訓令は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

告 示

那覇市告示第 8 2 号

平成 16 年 3 月 29 日

掲 示 済

公共下水道の供用開始について

下水道法第 9 条第 1 項及び同条第 2 項の規定により公共下水道 56 次(汚水・雨水)の供用及び処理開始を次のとおり公示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 使用及び処理開始年月日 平成 16 年 3 月 29 日

2 使用及び処理開始区域

汚水

安謝 2 丁目の一部、銘苅 3 丁目の一部、上之屋 1 丁目の一部、おもろまち 2 丁目の一部、おもろまち 4 丁目の一部、首里末吉町 3 丁目の一部、字真嘉比の一部、字古島の一部、字安里の一部、字大道の一部、松川 3 丁目の一部、首里汀良町 3 丁目の一部、字上間の一部、字真地の一部、具志 2 丁目の一部、首里金城 4 丁目の一部、首里崎山町 3 丁目の一部。

雨水

安謝 2 丁目の一部、上之屋 1 丁目の一部、おもろまち 2 丁目の一部、おもろまち 1 丁目の一部、安里 3 丁目の一部、字大道の一部、字真嘉比の一部、字古島の一部、泊 3 丁目の一部、壺屋 2 丁目の一部、識名 3 丁目の一部。鏡原町の一部。

3 供用及び処理開始する排水施設の位置

別紙図示のとおり

4 供用及び処理開始する排水施設の分流式又は合流式の別

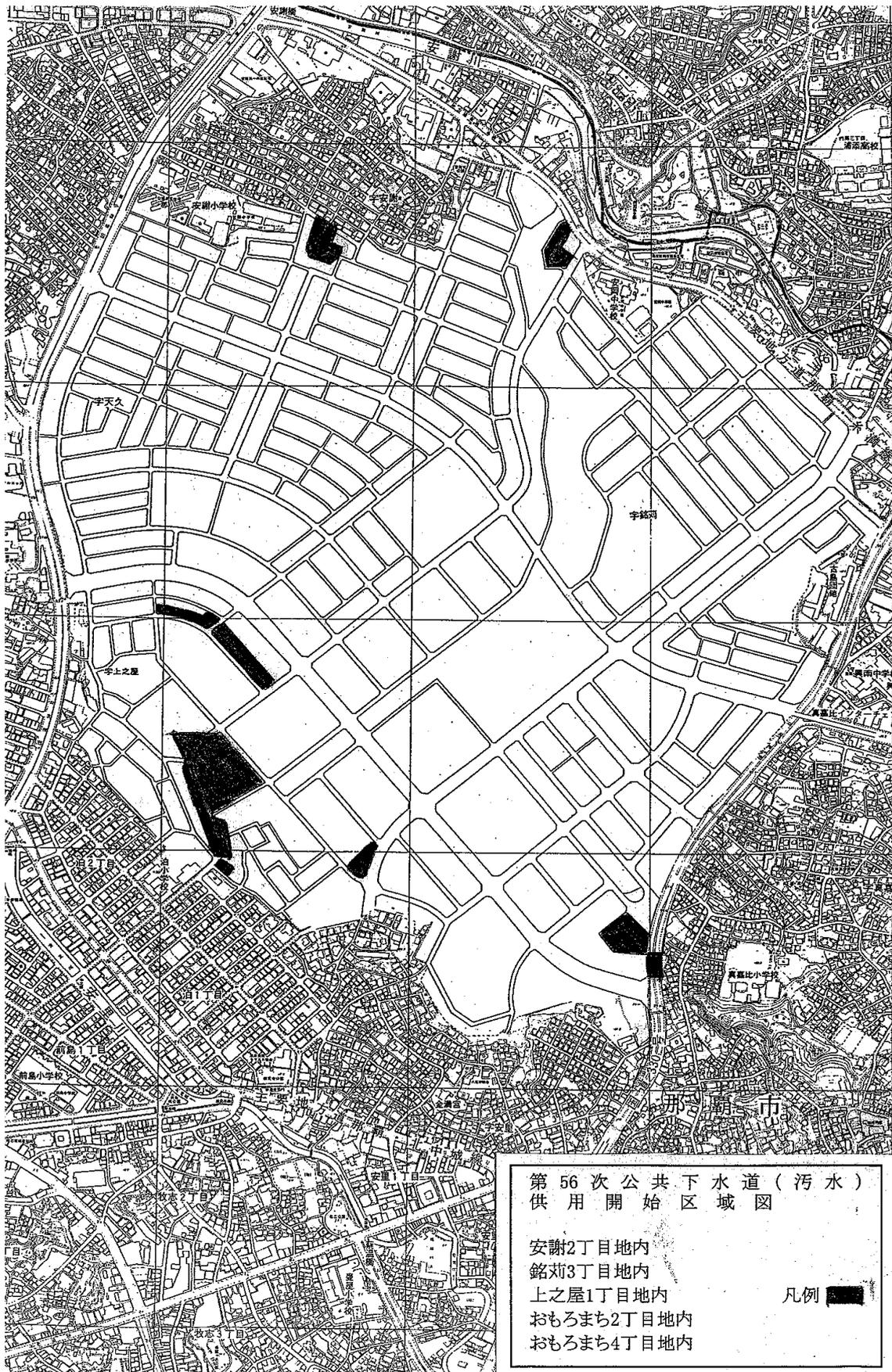
分流式

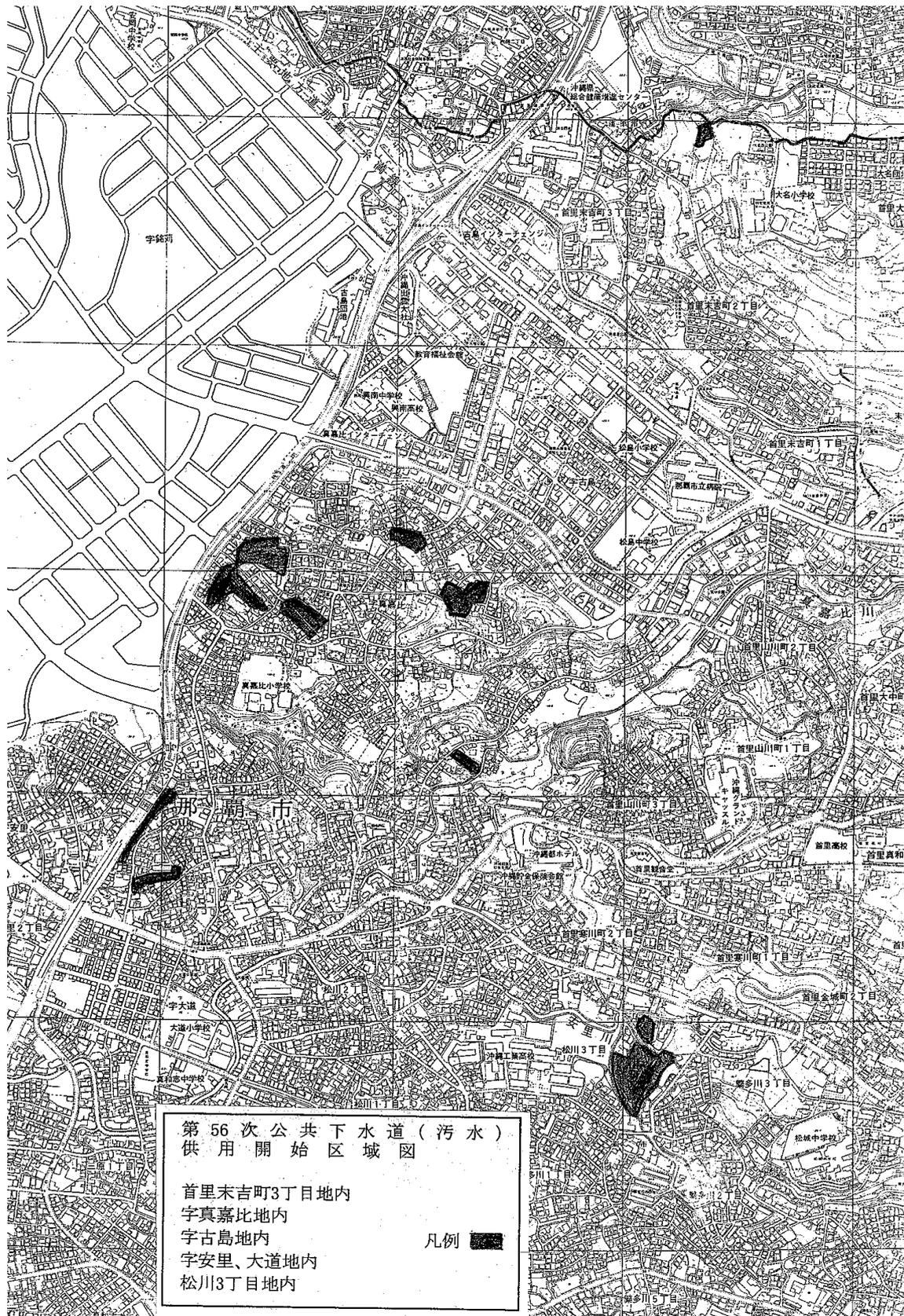
5 図面を縦覧に供する場所

那覇市 建設管理部 都市施設管理センター 下水道管理室
(銘苅庁舎 4F)

6 終末処理場の位置

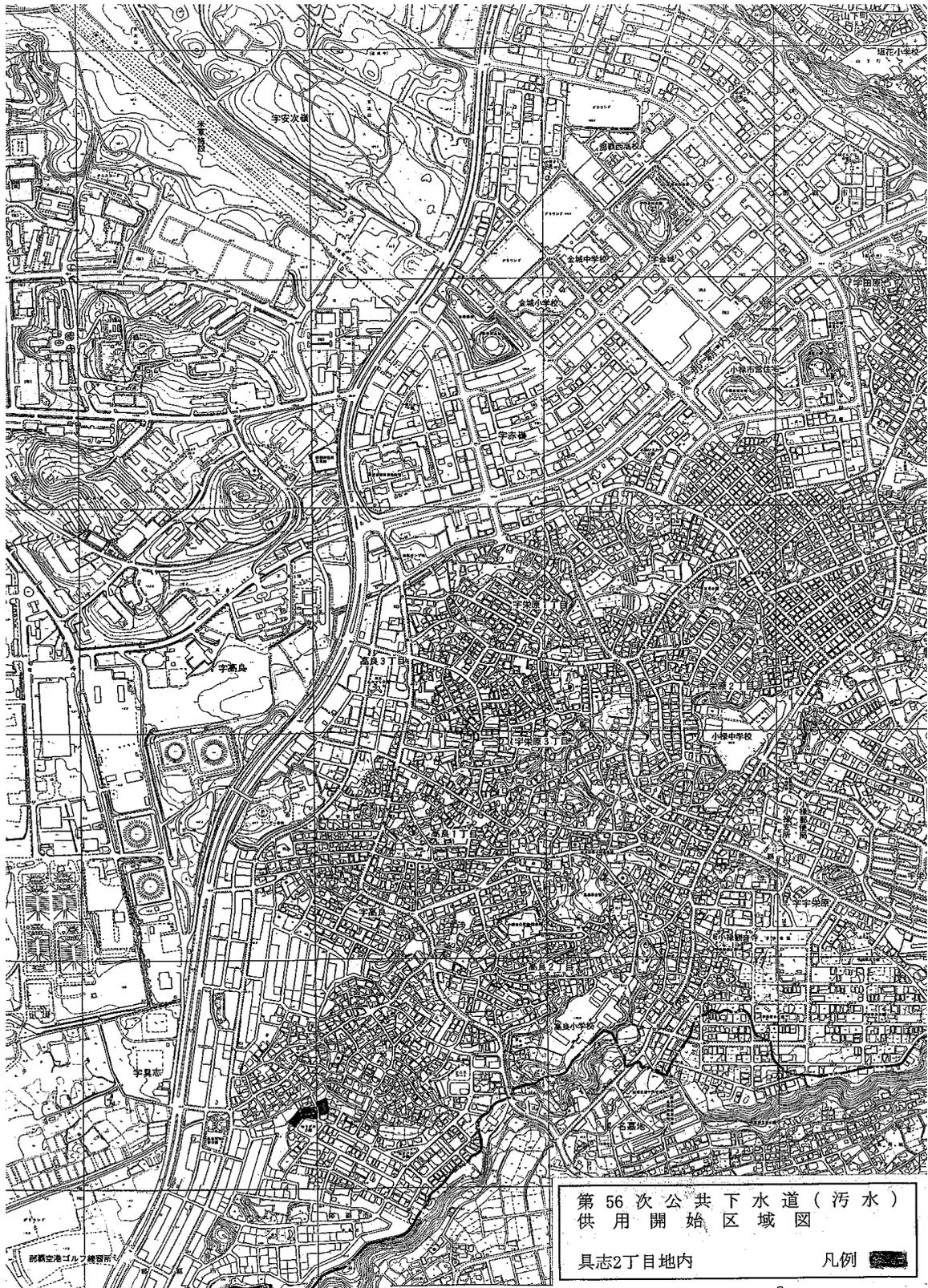
那覇浄化センタ - 那覇市西 3 - 1 0 - 1



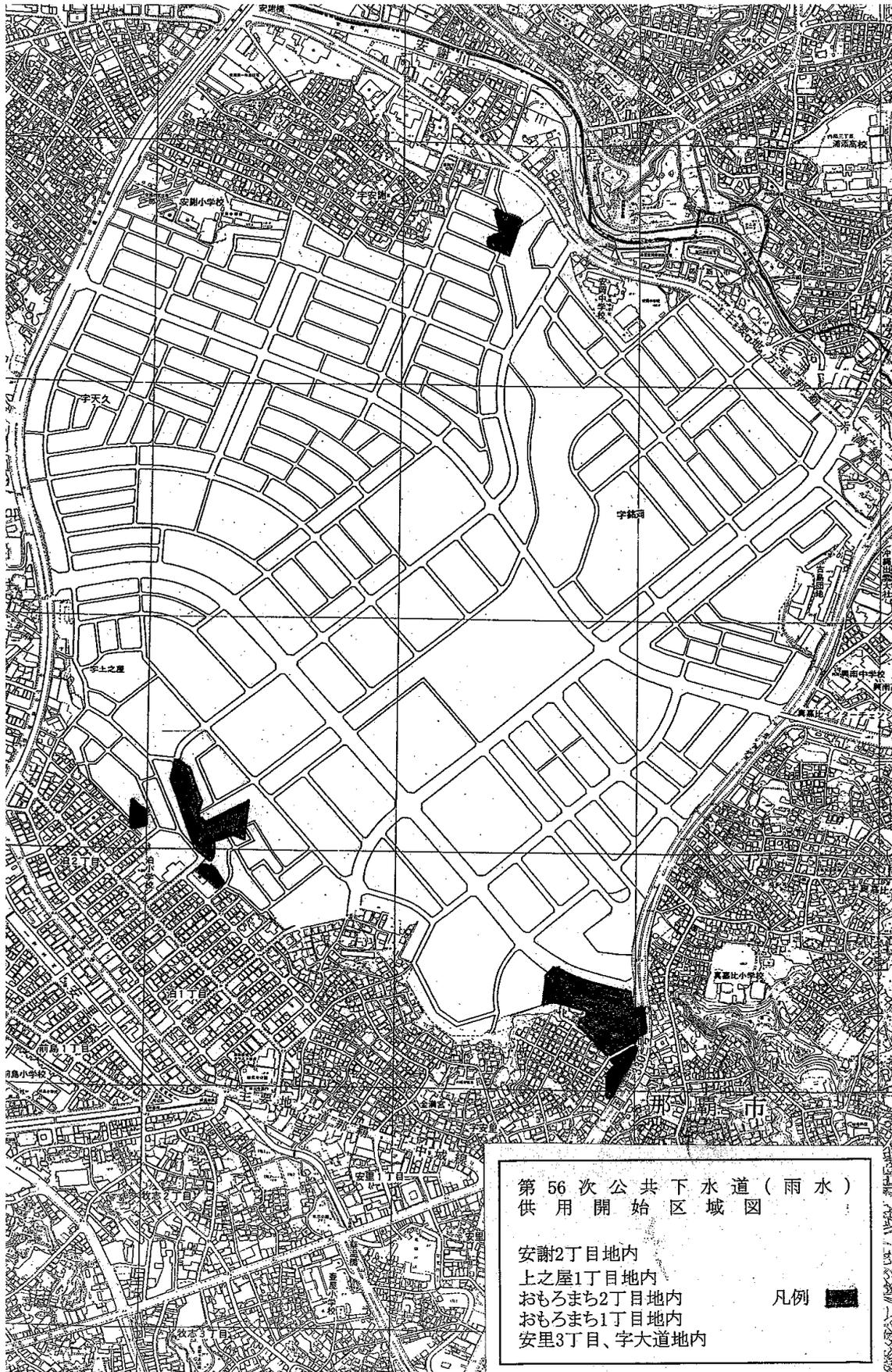


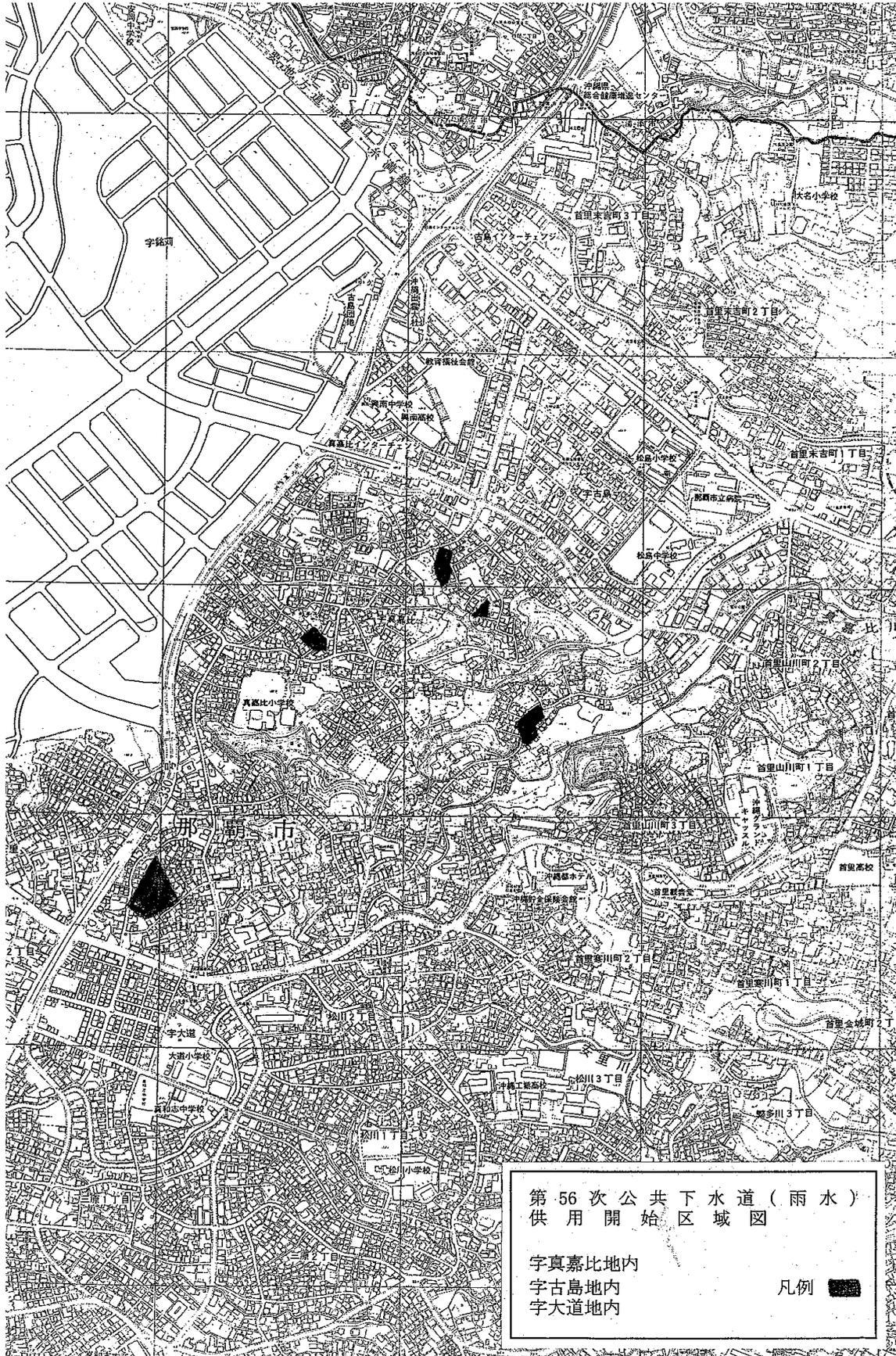


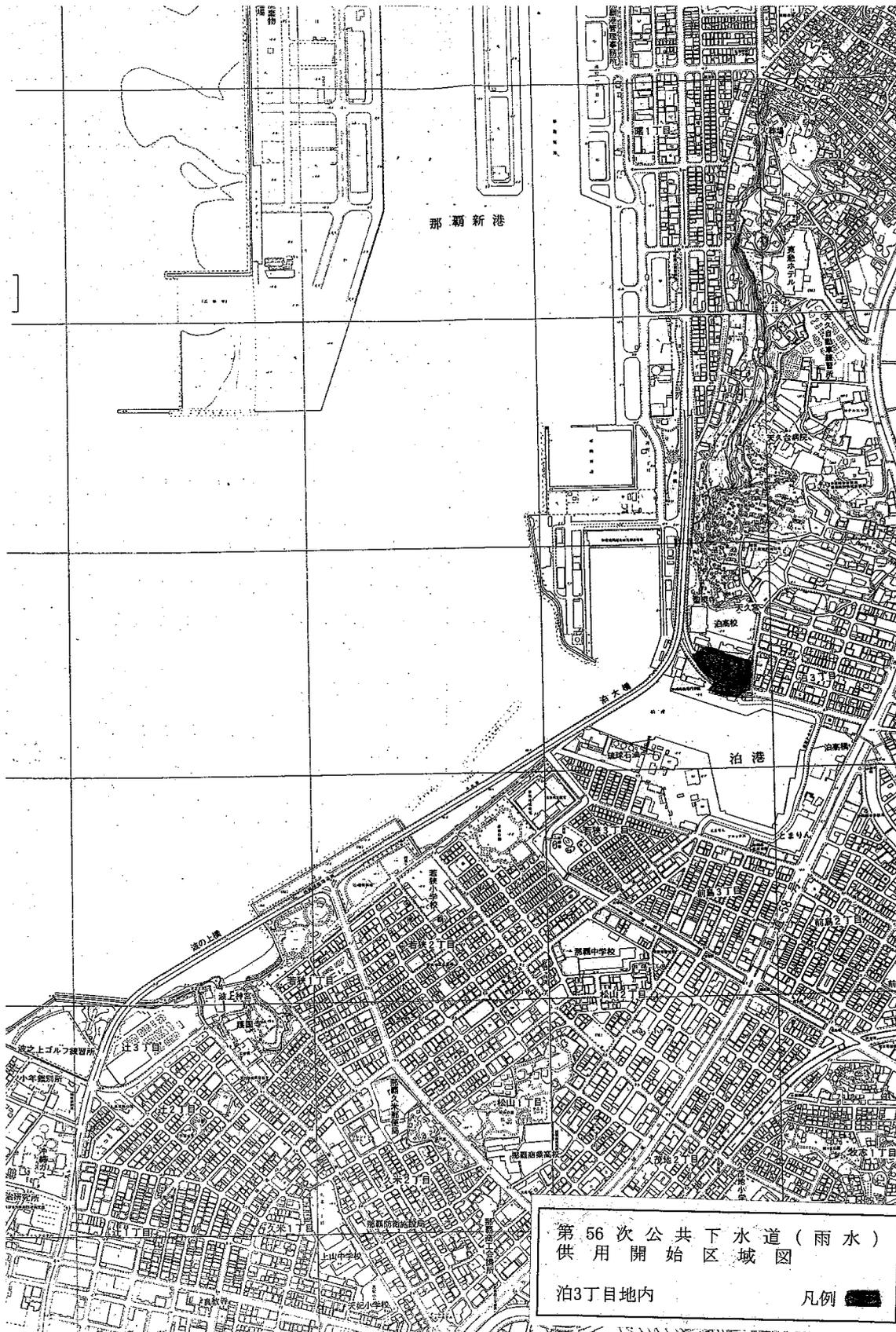


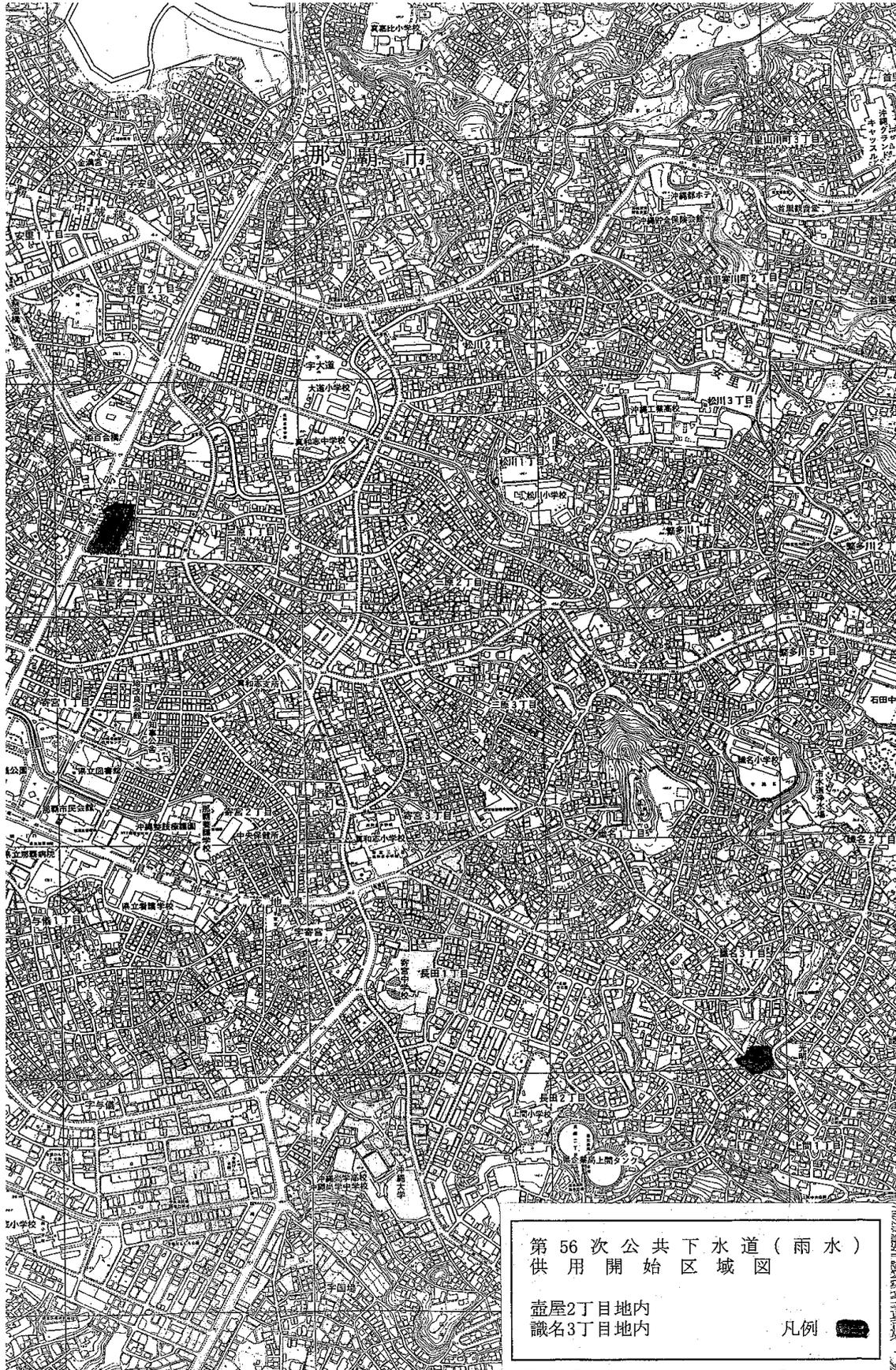


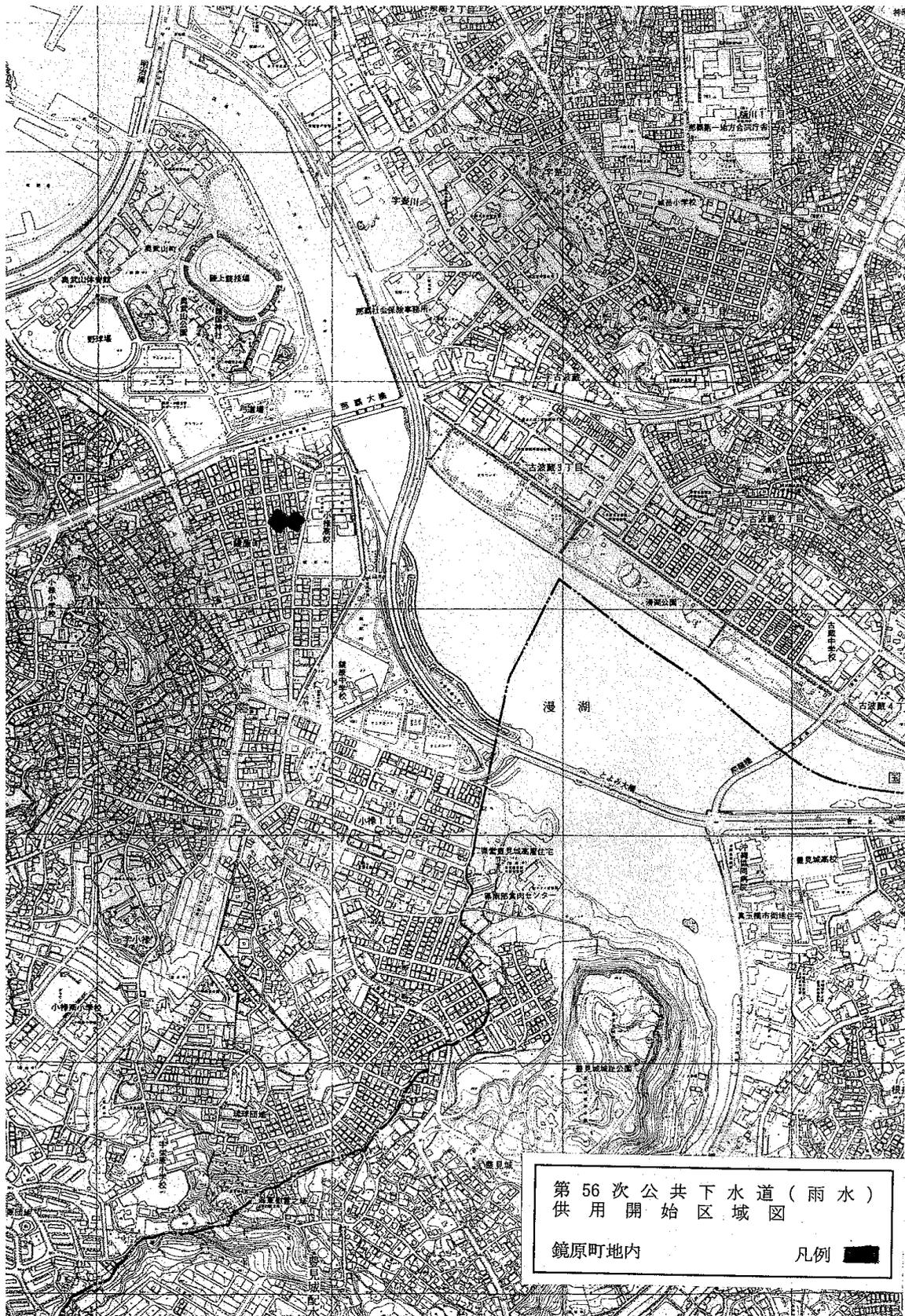












那覇市告示第 8 3 号

平成 16 年 3 月 30 日

掲 示 済

市道路線の区域決定、共用開始及び変更について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項及び第2項の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のとおり区域変更及び供用開始をする。

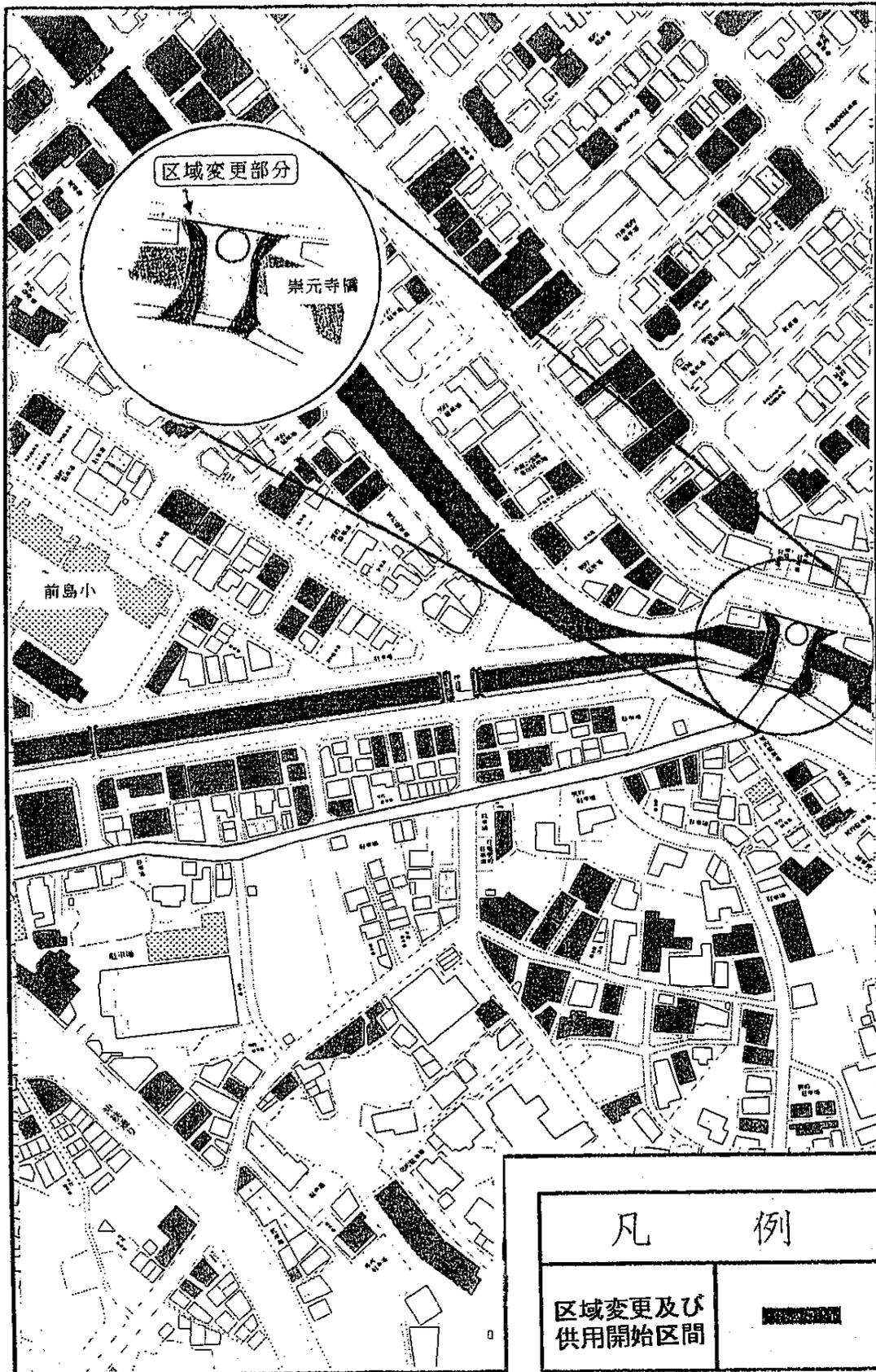
その関係図面は、告示の日から2週間那覇市建設管理部都市施設管理センター道路管理室において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 区域変更及び供用開始をする路線

整理 番号	路線名	区 間	延長 m	幅員 m	備 考
4713	牧志 13 号	安里 1 丁目 512 安里 1 丁目 247-6	32.0	24.0	崇元寺橋 架替

市道路線の区域変更及び供用開始位置図



那覇市告示第84号

平成16年3月31日

掲 示 済

市道路線の認定について

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を認定する。

その関係図面は、告示の日から2週間那覇市都市施設管理センター(道路管理室)において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

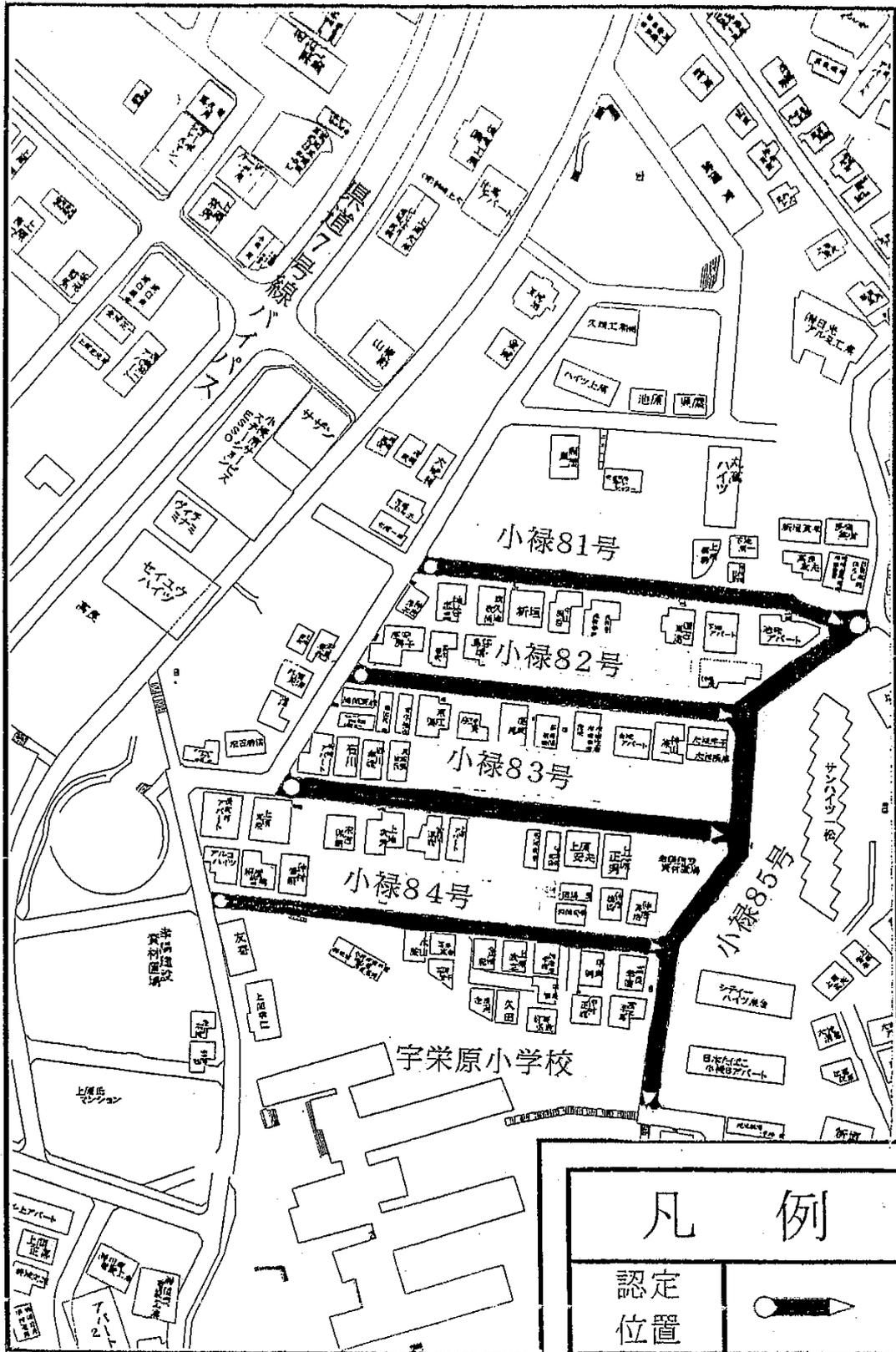
認定する路線

整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な経過地
2355	小禄81号	字小禄泉原 1423 8 字小禄泉原 1424 3	
2356	小禄82号	字小禄泉原 1424 50 字小禄泉原 1425 4	
2357	小禄83号	字小禄泉原 1426 8 字小禄泉原 1426 8	
2358	小禄84号	字小禄万越原 1059 8 字小禄泉原 1598 2	
2359	小禄85号	字小禄泉原 1435 2 字小禄泉原 1618 13	
2360	真地12号	字真地上原 224 15 字真地上原 220 1	

市道路線の認定位置図



市道路線の認定位置図



那覇市告示第 8 5 号

平成 16 年 3 月 31 日

掲 示 済

市道路線の区域決定及び供用開始について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項及び第2項の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のとおり区域決定及び供用開始をする。

その関係図面は、告示の日から2週間那覇市都市施設管理センター(道路管理室)において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1. 区域決定及び供用開始をする路線

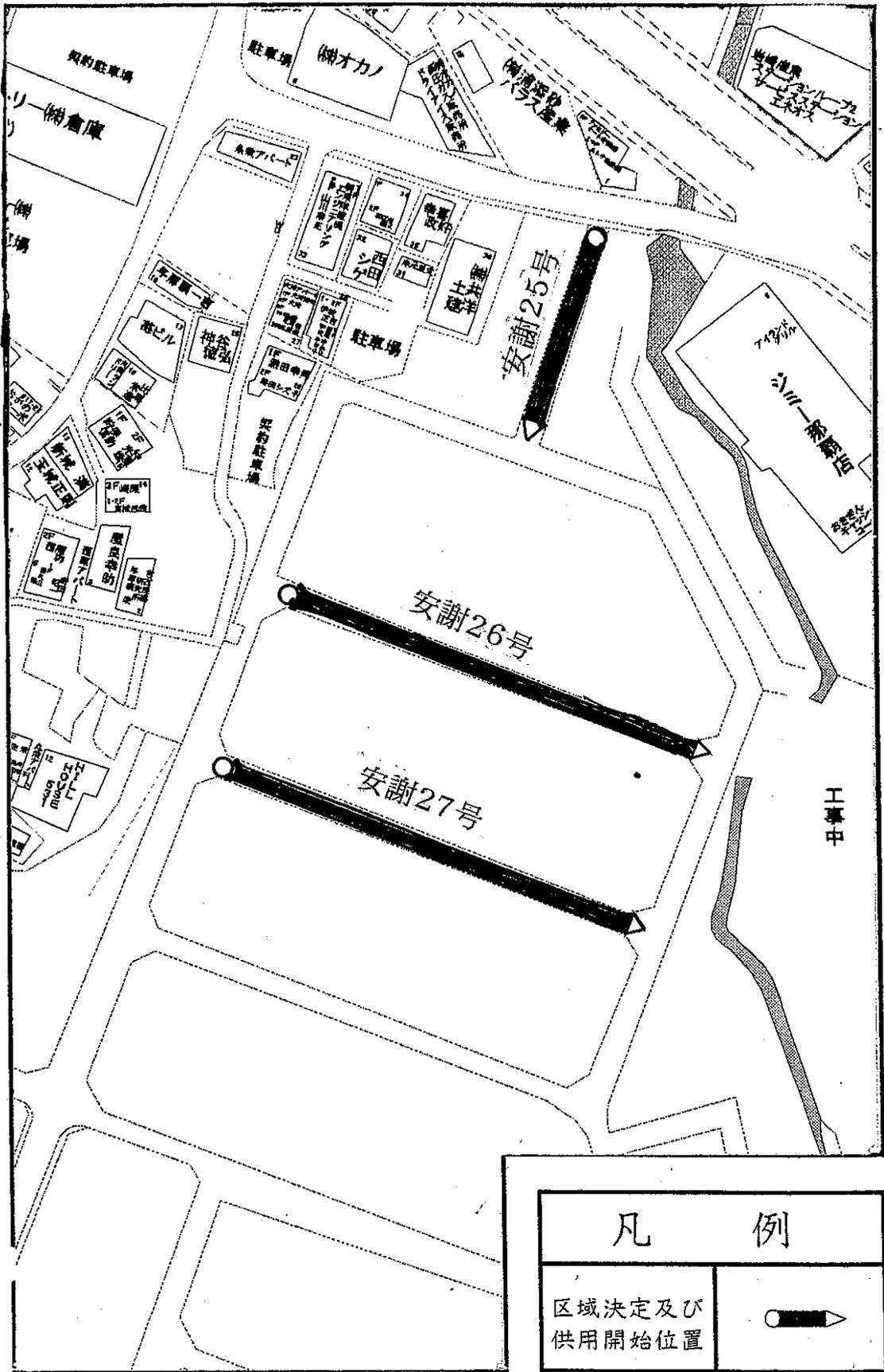
整理番号	路線名	区間	延長 m	幅員 m	備考
1816	安謝 25 号	字銘苅港川原 325 3 字安謝東原 554	56.5	6.0	
1817	安謝 26 号	字安謝東原 524 4 字安謝東原 564 3	115.3	6.0	
1818	安謝 27 号	字安謝東原 546 3 字安謝東原 572 2	116.2	6.0	
1831	安謝 40 号	字安謝東原 529 字安謝東原 529	31.0	4.0	歩専道
2355	小禄 81 号	字小禄泉原 1423 8 字小禄泉原 1424 3	150.0	6.0	
2356	小禄 82 号	字小禄泉原 1424 50 字小禄泉原 1425 4	135.0	6.0	
2357	小禄 83 号	字小禄泉原 1426 8 字小禄泉原 1426 8	155.0	7.0	
2358	小禄 84 号	字小禄万越原 1059 8 字小禄泉原 1598 2	155.0	5.20	
2359	小禄 85 号	字小禄泉原 1435 2 字小禄泉原 1618 13	200.0	6.0	
2360	真地 12 号	字真地上原 224 15 字真地上原 220 1	127.6	6.2	

2. 供用開始をする路線

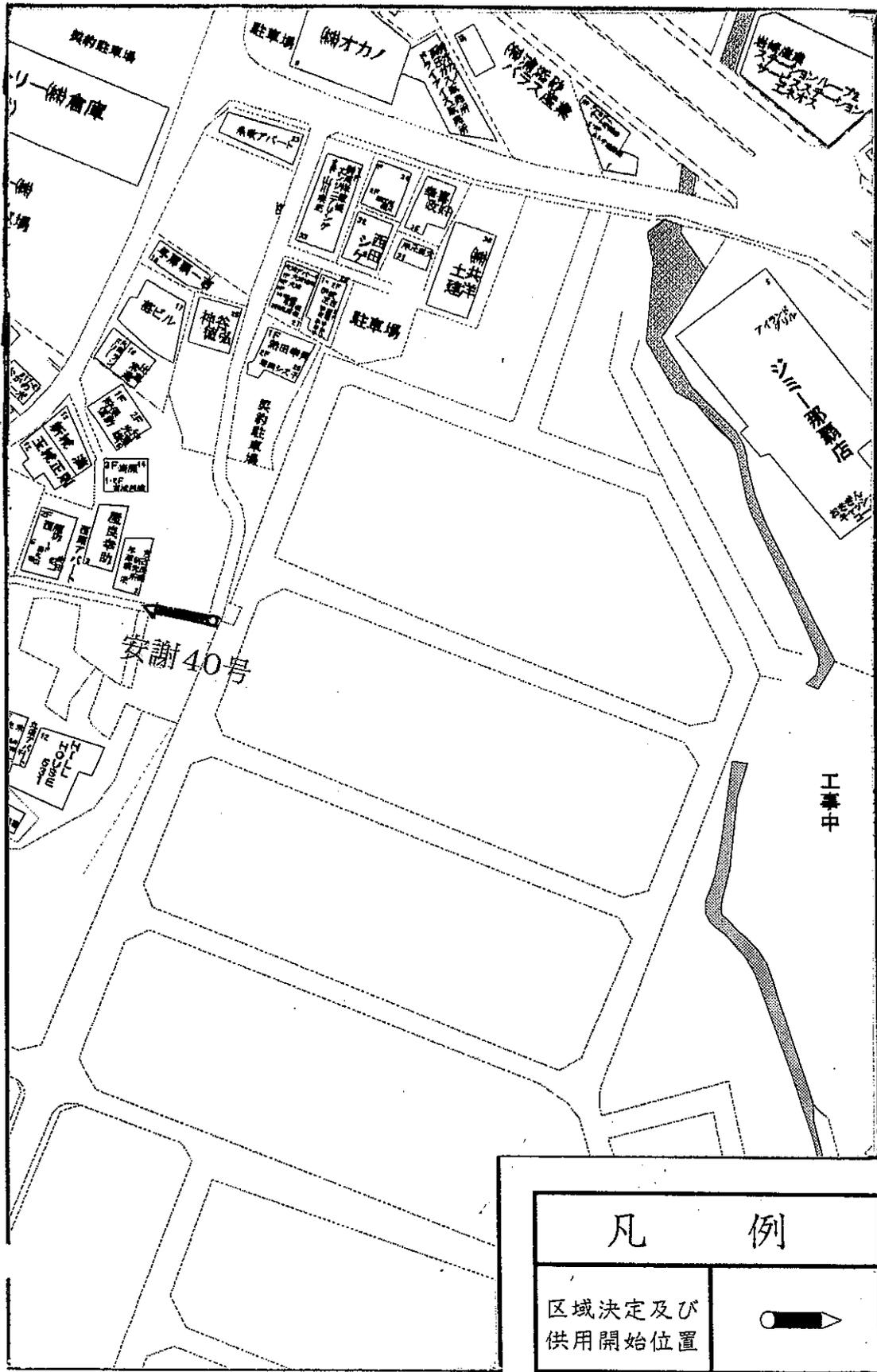
整理番号	路線名	区間	延長 m	幅員 m	備考
1805	安謝 14 号	字安謝前原294 7 字安謝前原305 1	123.1	6.0	
1807	安謝 16 号	字天久後原 660 1 字安謝前原 304 3	175.8	12.0	
1808	安謝 17 号	字安謝前原 306 字安謝前原 304 3	46.0	6.0	

1814	安謝 23 号	字安謝東原 542 2 字安謝東原 573 5	372.3	6.0~9.0	
1983	安里 28 号	字安里後原 285 2 字安里後原 195 1	497.0	1.5	歩道部
1927	銘苅 38 号	字真嘉比西原 293 1 字真嘉比西原 293 9	0.0	9.39	歩道部 おもろまち 駅交通広場

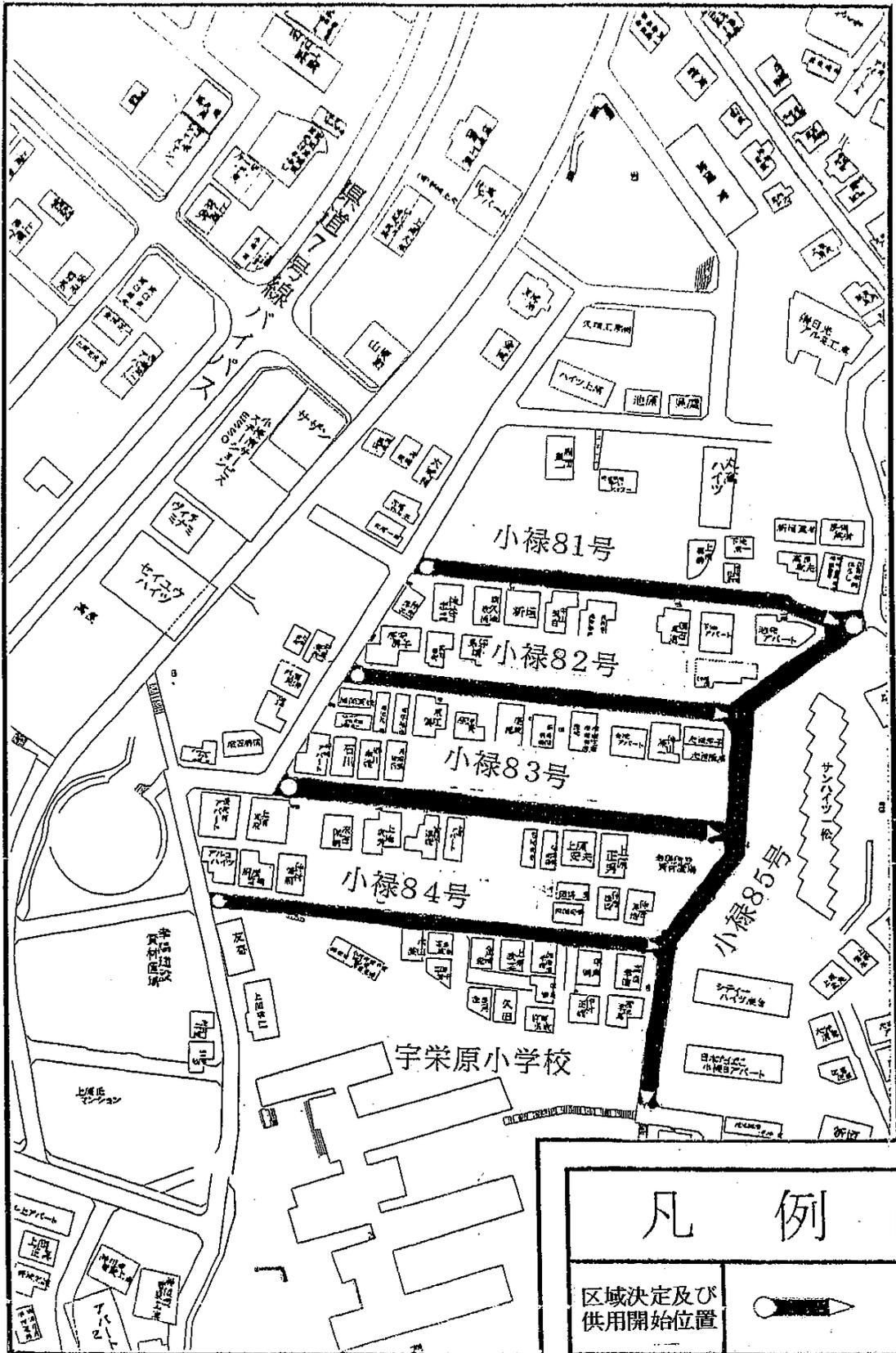
市道路線の区域決定及び供用開始位置図



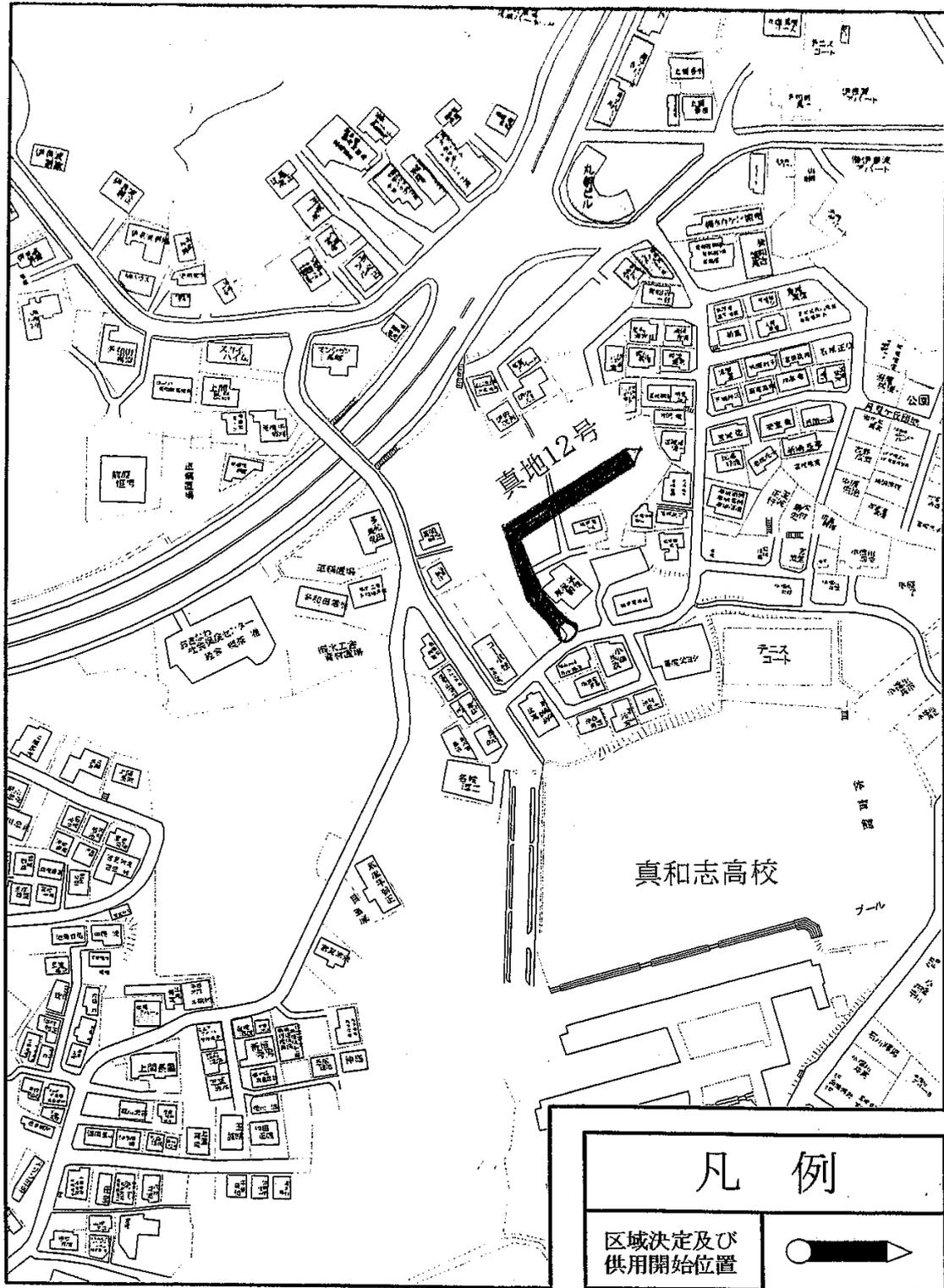
市道路線の区域決定及び供用開始位置図



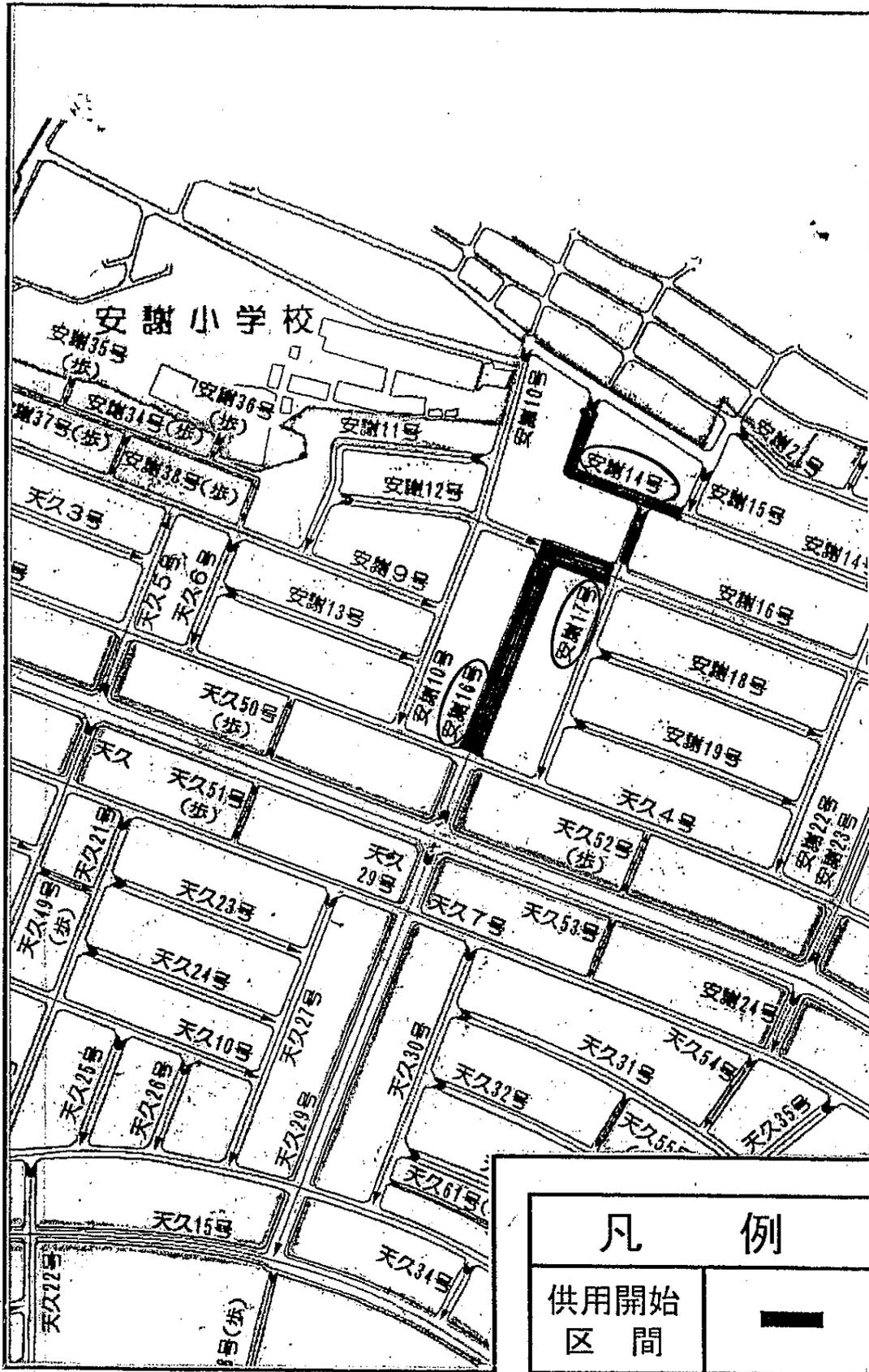
市道路線の区域決定及び供用開始位置図



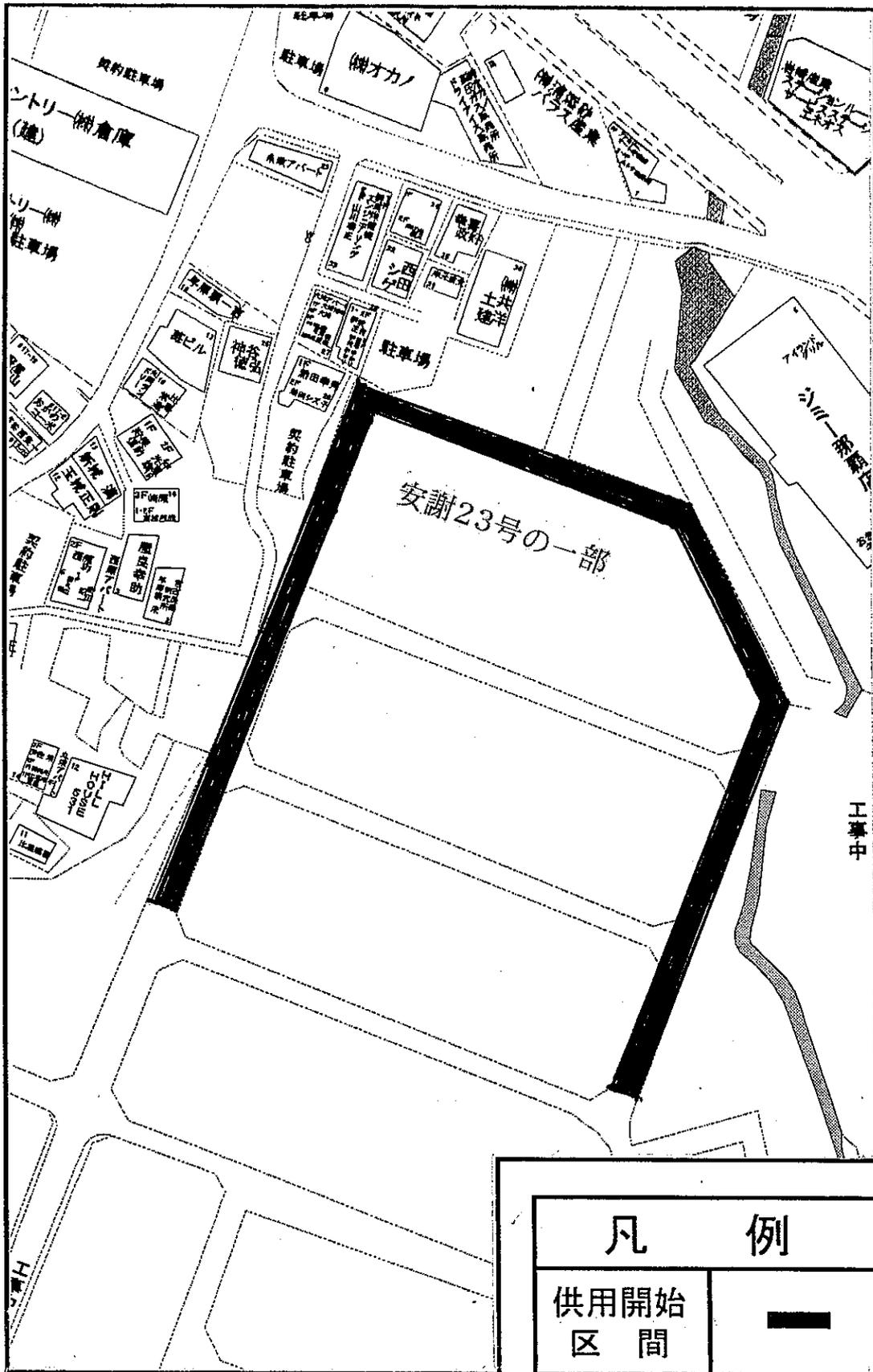
市道路線の区域決定及び供用開始位置図



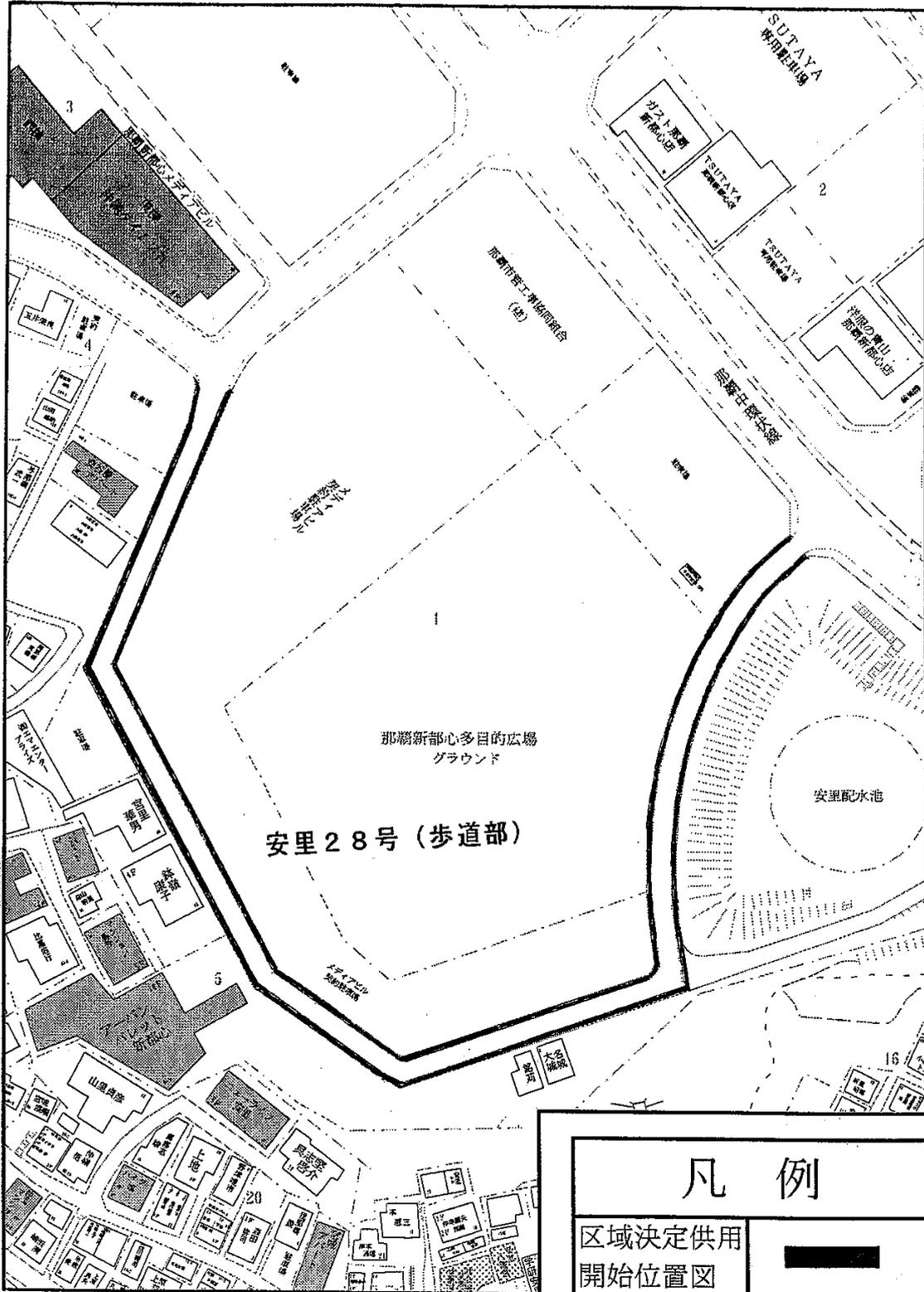
市道路線の供用開始位置図



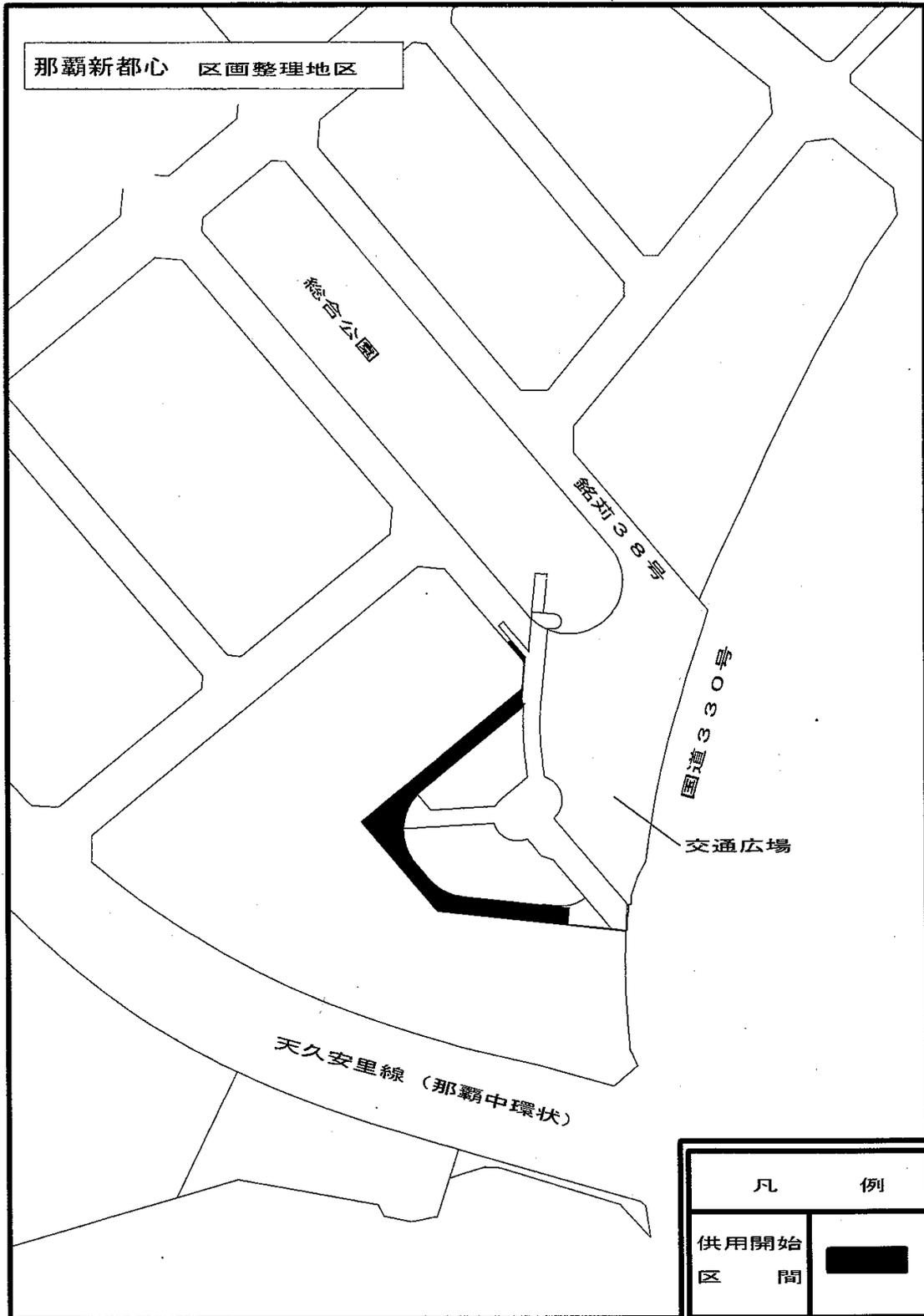
市道路線の供用開始位置図



市道路線の区域決定及び供用開始位置図



市道路線の供用開始位置図 (参考)



那覇市告示第 8 6 号

平成 16 年 3 月 31 日

掲 示 済

歩行者専用道路の指定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 48 条の 7 項第 3 項の規定に基づき、歩行者専用道路を次のとおり指定する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間那覇市都市施設管理センター（道路管理室）において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

歩行者専用道路に指定する路線

整理番号	路線名	区間
1831	安謝 40 号	字安謝東原 529 字安謝東原 529

那覇市告示第 2 号

平成 16 年 4 月 1 日

掲 示 済

那覇市発注予定(工事)の公表について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第7条第1項及び同法施行令(平成13年政令第34号)第5条第1項の規定に基づき、「平成16年度執行予定建設工事公表リスト」を公衆の閲覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 公表リストの名称

平成16年度執行予定建設工事公表リスト

2 公表の事項

- | | |
|-------------|----------|
| (1) 件名 | (2) 予定期間 |
| (3) 業種 | (4) 概要 |
| (5) 入札・契約方法 | (6) 時期 |

3 公表の期間

平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

4 閲覧の場所

都市計画部契約検査室工事契約班窓口及び市政情報センター並びに那覇市役所公式ホームページ

那覇市告示第 5 号

平成 16 年 4 月 1 日

掲 示 済

那覇市営住宅使用料等徴収業務委託について

地方自治法第158条第1項及び第2項並びに那覇市会計規則第34条第1項及び第2項により、次のとおり委託したので告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

徴収員氏名	住 所	委 託 期 間	担当市営住宅
仲村渠文子	那覇市首里末吉町 3 - 5 5 - 1	自平成16年4月 1日 至平成17年3月31日	久場川・若狭・若松・安謝第一・壺川東
名嘉元トヨ子	那覇市壺川3 - 2 - 5	自平成16年4月 1日 至平成17年3月31日	大名・真地・識名・樋川・汀良・安謝

上原直樹	那覇市小禄824 - 7	自平成16年4月 1日 至平成17年3月31日	石嶺・小禄・石嶺 第二・田原
高良恵美	那覇市小禄1 - 19 - 20	自平成16年4月 1日 至平成17年3月31日	宇栄原・銘苅・壺 川・辻・東

那覇市告示第8号

平成16年4月2日

掲 示 済

平成16年度那覇市一般廃棄物処理手数料の徴収事務委託について

地方自治法施行令第158条第2項及び那覇市会計規則第34条第2項により平成16年度那覇市一般廃棄物処理手数料徴収指定店を次のとおり告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称	所在地・電話番号
沖縄日野出株式会社 代表取締役 平良盛也	西原町字東崎4番地の14 電 話 945 - 5115
株式会社 みつわ産業 代表取締役 與那嶺吉也	那覇市字識名1169番地 電 話 834 - 1414
株式会社 ジーマックス 代表取締役 儀間良章	浦添市西洲2丁目3番地2 電 話 875 - 3777
有限会社 上原清吉商会 代表取締役 上原清吉	糸満市字潮平749 電 話 994 - 3951
株式会社 高良商事 代表取締役 高良幸得	那覇市字小禄796番地 電 話 857 - 3681
有限会社 大初 代表取締役 松長 朋子	那覇市松尾2丁目19番7号 電 話 863 - 2773
有限会社 オキカミ 代表取締役 山城宗一	那覇市字上間425番地 電 話 833 - 1901
合資会社 太平バルタック 無限責任社員 岸本幸博	浦添市西洲2丁目1番地1 電 話 879 - 2277

那覇市告示第 1 0 号

平成 16 年 4 月 15 日

平成16年(2004年)2月那覇市議会定例会で議決された平成15年度那覇市一般会計補正予算(第5号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 15 年度那覇市一般会計補正予算(第 5 号)

平成15年度那覇市の一般会計の補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,540,028千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101,245,243千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 既定の債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 既定の地方債の廃止及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		32,399,429	104,942	32,504,371
	1 市民税	13,389,836	8,698	13,398,534
	2 固定資産税	15,842,476	89,944	15,932,420
	3 軽自動車税	280,846	2,426	278,420
	4 市たばこ税	2,180,032	2,999	2,183,031
	6 特別土地保有税	3	4,295	4,298
	8 事業所税	675,611	1,432	677,043
	2 地方譲与税		911,049	93,000
2 自動車重量譲与税		440,595	30,000	410,595
3 地方道路譲与税		158,454	10,000	148,454
4 特別とん譲与税		22,000	10,000	12,000
5 航空機燃料譲与税		290,000	43,000	247,000
3 利子割交付金		168,291	2,000	166,291
	1 利子割交付金	168,291	2,000	166,291

4 地方消費税 交付金		2,390,903	89,985	2,480,888
	1 地方消費税交付金	2,390,903	89,985	2,480,888
5 自動車取得 税交付金		155,626	18,000	173,626
	1 自動車取得税交付金	155,626	18,000	173,626
8 地方交付 税		13,110,627	166,000	12,944,627
	1 地方交付税	13,110,627	166,000	12,944,627
10 分担金及 び負担金		968,708	13,325	955,383
	2 負担金	968,707	13,325	955,382
11 使用料及 び手数料		2,989,613	20,326	2,969,287
	1 使用料	2,102,991	2,329	2,100,662
	2 手数料	886,622	17,997	868,625
12 国庫支出 金		24,843,001	384,976	24,458,025
	1 国庫負担金	16,819,677	303,188	16,516,489
	2 国庫補助金	7,881,158	82,277	7,798,881
	3 委託金	142,166	489	142,655
13 県支出金		4,121,867	102,791	4,019,076
	1 県負担金	2,078,480	9,186	2,069,294
	2 県補助金	1,591,979	65,639	1,526,340
	3 委託金	451,408	27,966	423,442
14 財産収入		423,915	18,673	442,588
	1 財産運用収入	237,411	1,091	236,320
	2 財産売却収入	186,504	19,764	206,268
16 繰入金		1,710,815	91,337	1,802,152
	1 特別会計繰入金	136,801	91,337	228,138
18 諸収入		1,759,313	45,853	1,805,166
	3 貸付金元利収入	590,692	680	590,012
	4 受託事業収入	304,419	4,907	299,512
	5 雑入	810,783	51,440	862,223
19 市債		15,195,100	2,126,400	13,068,700
	1 市債	15,195,100	2,126,400	13,068,700
歳 入 合 計		103,785,271	2,540,028	101,245,243

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		794,481	13,683	780,798
	1 議会費	794,481	13,683	780,798
2 総務費		8,739,841	1,064,936	9,804,777
	1 総務管理費	6,140,853	1,110,712	7,251,565
	2 徴税費	1,277,222	11,745	1,265,477
	3 戸籍住民基本台帳費	939,568	4,643	934,925
	4 選挙費	220,266	28,780	191,486
	5 統計調査費	52,392	608	51,784
3 民生費		35,255,417	517,339	34,738,078
	1 社会福祉費	12,193,083	47,603	12,145,480
	2 児童福祉費	10,727,543	15,505	10,712,038
	3 生活保護費	12,334,790	454,231	11,880,559
4 衛生費		8,507,233	33,569	8,473,664
	1 保健衛生費	2,766,236	504	2,766,740
	2 清掃費	5,740,997	34,073	5,706,924
5 労働費		38,885	1,401	37,484
	2 労働諸費	38,885	1,401	37,484
7 商工費		1,877,964	136	1,878,100
	1 商工費	1,877,964	136	1,878,100
8 土木費		20,110,181	1,967,951	18,142,230
	1 土木管理費	325,149	0	325,149
	2 道路橋りょう費	1,588,284	12,763	1,575,521
	4 港湾費	788,531	0	788,531
	5 都市計画費	14,765,010	1,953,848	12,811,162
	6 住宅費	2,516,168	1,340	2,514,828
9 消防費		2,748,128	95,915	2,652,213
	1 消防費	2,748,128	95,915	2,652,213
10 教育費		12,902,324	400,097	12,502,227
	1 教育総務費	1,653,878	27,957	1,625,921
	2 小学校費	4,018,766	315,668	3,703,098
	3 中学校費	2,583,662	21,869	2,561,793

	4 幼稚園費	1,239,022	9,436	1,229,586
	5 社会教育費	1,730,780	20,517	1,710,263
	6 保健体育費	1,676,216	4,650	1,671,566
12 公債費		12,054,827	126,006	11,928,821
	1 公債費	12,054,827	126,006	11,928,821
14 予備費		519,197	449,139	70,058
	1 予備費	519,197	449,139	70,058
歳 出 合 計		103,785,271	2,540,028	101,245,243

第2表 繰越明許費補正
追 加

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
4 衛生費			491,505
	2 清掃費		491,505
		浸出水処理施設基幹的施設整備事業	491,505
7 商工費			580,212
	1 商工費		580,212
		NAHAぶんかテンプス整備事業	577,212
		ホームページ制作事業	3,000
8 土木費			5,415,619
	2 道路橋りょう費		276,369
		道路新設改良事業(地方特定)	14,894
		道路新設改良事業(臨時交付金)	108,476
		道路新設改良事業(地域活性化事業)	70,151
		道路新設改良事業(通常・特殊改良)	57,748
		橋りょう新設改良事業(臨時交付金)	23,300
		橋りょう新設改良事業(単独)	1,800
	5 都市計画費		4,744,212
		都市再生総合整備事業	18,400
		繰出金(土地区画整理事業特別会計)	378,215
		街路整備事業(補助)	2,830,941
		公園整備事業(都市局補助)	1,243,097
		公園整備事業(住宅局補助)	62,920
		公園整備事業(防衛施設局補助)	204,639
		公園リノベーション整備事業	6,000
6 住宅費		395,038	
	繁多川公営住宅建設事業	395,038	
9 消防費			23,095
	1 消防費		23,095
		テロ対策資器材整備事業	2,095
		西消防署庁舎整備事業	21,000

10教育費			909,641
	2 小学校費		16,000
		外構整備事業(小学校)	16,000
	3 中学校費		865,522
		城北中学校校舎建設事業	865,522
	5 社会教育費		28,119
チルドレンズミュージアム建設事業		5,259	
那覇港湾提供施設内管理棟改築工事に係る発掘調査		22,860	
合 計			7,420,072

第3表 債務負担行為補正
追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
繁多川公営住宅建設工事(外構・土木その1) (建築工事課)	平成16年度	77,500

第4表 地方債補正

1 廃 止

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
8 消防施設整備事業	63,600	普通貸借 又は証券 発行(登録公債)	年8%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。

2 変 更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後		
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率 償還の方法

1 一般廃棄物処理事業	520,700	普通貸借又は証券発行(登録公債)	年 8 % 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め 30 年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。	505,400	補正前に同じ
4 都市計画事業	1,610,000				1,672,500	
5 都市高速鉄道事業	3,685,000				1,759,000	
6 都市公園整備事業	994,000				1,020,800	
7 市営住宅建設事業	397,200				403,400	
9 教育施設整備事業	1,727,000				1,510,000	

那覇市告示第 1 1 号

平成 16 年 4 月 15 日

平成 16 年(2004 年)2 月那覇市議会定例会で議決された平成 15 年度那覇市一般会計補正予算(第 6 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 15 年度那覇市一般会計補正予算(第 6 号)

平成 15 年度那覇市の一般会計の補正予算(第 6 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4 5 1 , 0 0 9 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 0 0 , 7 9 4 , 2 3 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16	繰入金	1,802,152	451,009	1,351,143

	2 基金繰入金	1,574,013	451,009	1,123,004
歳 入 合 計		101,245,243	451,009	100,794,234

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 衛生費		8,473,664	451,009	8,022,655
	2 清掃費	5,706,924	451,009	5,255,915
歳 出 合 計		101,245,243	451,009	100,794,234

那覇市告示第 1 2 号

平成 16 年 4 月 15 日

平成 16 年 (2004 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 15 年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 3 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 15 年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 3 号)

平成 15 年度那覇市の土地区画整理事業特別会計の補正予算 (第 3 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 84,800 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,092,961 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰入金		千円 1,940,201	千円 114,081	千円 2,054,282
	9 基金繰入金	22,287	114,081	136,368
7 保留地処分金		千円 189,403	千円 22,473	千円 166,930

	3	小禄南保 留地処分 金	89,403	64,048	153,451
	4	真嘉比古 島第二保 留地処分 金	100,000	86,521	13,479
8 清算徴収 金			52,333	6,808	45,525
	3	小禄金城 清算徴収 金	1,240	2	1,238
	5	真嘉比古 島第一地 区清算徴 収金	22,292	6,806	15,486
歳 入 合 計			4,008,161	84,800	4,092,961

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計	
2 土地区画整 理事業費		千円 3,778,049	千円 4,598	千円 3,773,451	
	4	真嘉比古島 第二土地区 画整理費	3,556,517	0	3,556,517
	5	小禄南土地 区画整理費	千円 187,976	千円 4,598	千円 183,378
3 清算費		55,231	20,753	75,984	
	3	小禄金城清 算費	4,131	7	4,124
	4	真嘉比古島 第一地区清 算費	22,294	3,485	18,809
	5	壺川清算費	28,802	24,245	53,047
5 基金 積立金		112,408	68,645	181,053	
	2	小禄南基金 積立金	79,068	68,645	147,713
歳 出 合 計		4,008,161	84,800	4,092,961	

第 2 表 繰越明許費

単位：千円

款	項	事業名	金額
2 土地区画整理 事業費	4 真嘉比古島第 二土地区画整 理費		1,134,730
		真嘉比古島第二事 業費(補助)	563,454
		真嘉比古島第二事 業費(単独)	485,076

		真嘉比古島第二事業費(補助・都市再生)	71,500
	5 小禄南土地区画整理費		14,700
		小禄南事業費(単独)	14,700
合	計		1,134,730

那覇市告示第13号

平成16年4月15日

平成16年(2004年)2月那覇市議会定例会で議決された平成15年度那覇市下水道事業特別会計補正予算の要領は、次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成15年度那覇市下水道事業特別会計補正予算(第3号)

平成15年度那覇市の下水道事業特別会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ33,426千円を減額し、歳入歳出それぞれ6,303,809千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4 繰入金		1,179,512	39,326	1,140,186
	1 一般会計繰入金	1,179,512	39,326	1,140,186
7 市債		969,600	5,900	975,500
	1 市債	969,600	5,900	975,500
歳 入 合 計		6,337,235	33,426	6,303,809

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 下水道建設費		千円 2,255,910	千円 33,426	千円 2,222,484
	2 下水道建設費	2,255,910	33,426	2,222,484
歳 出 合 計		6,337,235	33,426	6,303,809

第 2 表 繰越明許費

単位 千円

款	項	事業名	金額
2 下水道建設費			861,136
	1 下水道建設費		861,136
		公共下水道整備事業費(補助)	861,136
			861,136

第 3 表 地方債補正

単位 千円

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
2 流域下水道事業	364,800	普通貸借又は証券(登録公債)	年 8 % 以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間含め 30 年以内とする。 償還方法は、元利金等、元金均等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。	370,700			補正前に同じ

那覇市告示第 1 4 号

平成 16 年 4 月 15 日

平成 16 年 (2004 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 15 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 15 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)

平成 15 年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の補正予算 (第 3 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 76,089 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 30,633,225 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		千円 14,318,495	千円 49,229	千円 14,269,266
	1 国庫負担金	9,218,295	54,655	9,272,950
	2 国庫補助金	5,100,200	103,884	4,996,316
7 財産収入		393	141	534
	1 財産運用収入	393	141	534
8 繰入金		4,445,428	27,001	4,418,427
	1 他会計繰入金	3,768,276	8,348	3,759,928
	2 基金繰入金	677,152	18,653	658,499
歳 入 合 計		30,709,314	76,089	30,633,225

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		千円 18,799,704	千円 0	千円 18,799,704
	1 療養諸費	16,285,915	0	16,285,915
3 老人保健拠出金		8,062,129	31,355	8,030,774
	1 老人保健拠出金	8,062,129	31,355	8,030,774
4 介護納付金		1,483,315	48,475	1,434,840
	1 介護納付金	1,483,315	48,475	1,434,840
5 共同事業拠出金		625,761	0	625,761
	1 共同事業拠出金	625,761	0	625,761
6 保健事業費		121,163	3,600	124,763
	1 保健事業費	121,163	3,600	124,763
7 基金積立金		257,891	141	258,032
	1 基金積立金	257,891	141	258,032
歳 出 合 計		30,709,314	76,089	30,633,225

那覇市告示第 1 5 号
平成 16 年 4 月 15 日

平成 16 年 (2004 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 15 年度那覇市老人保健特別会計補正予算 (第 2 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 15 年度那覇市老人保健特別会計補正予算 (第 2 号)

平成 15 年度那覇市の老人保健特別会計の補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 54,501 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 24,234,272 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 支払基金交付金		16,235,571	21,035	16,256,606
	1 支払基金交付金	16,235,571	21,035	16,256,606
2 国庫支出金		5,338,203	9,412	5,347,615
	1 国庫負担金	5,338,203	9,412	5,347,615
3 県支出金		1,303,543	2,353	1,305,896
	1 県負担金	1,303,543	2,353	1,305,896
4 繰入金		1,302,446	2,353	1,304,799
	1 一般会計繰入金	1,302,446	2,353	1,304,799
6 諸収入		7	19,348	19,355
	3 雑入	4	19,348	19,352
歳 入 合 計		24,179,771	54,501	24,234,272

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 医療諸費		23,973,970	51,851	24,025,821
	1 医療諸費	23,973,970	51,851	24,025,821
2 諸支出金		56,662	2,650	59,312
	1 償還金	7	2,650	2,657
歳 出 合 計		24,179,771	54,501	24,234,272

那覇市告示第 16 号

平成 16 年 4 月 15 日

平成 16 年 (2004 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 15 年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算 (第 1 号) の要領は、次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 15 年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算 (第 1 号)

平成 15 年度那覇市の市街地再開発事業特別会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 255,260 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 66,624 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第 3 条 既定の地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		153,780	127,630	26,150
	1 国庫補助金	153,780	127,630	26,150
3 繰入金		62,603	31,930	30,673
	1 一般会計繰入金	62,603	31,930	30,673
6 市債		105,500	95,700	9,800
	1 市債	105,500	95,700	9,800
歳 入	合 計	321,884	255,260	66,624

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 都市再開発事業費		321,884	255,260	66,624
	1 都市再開発事業費	321,884	255,260	66,624
歳 出	合 計	321,884	255,260	66,624

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
			千円
2 都市再開発事業費			26,300
	1 都市再開発事業費		26,300
		モノレール旭橋駅周辺市街地再開発事業	26,300
	合 計		26,300

第 3 表 地方債補正
変 更

単位：千円

起債 の 目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債 の 方法	利率	償還の方法	限度額	起債 の 方法	利率	償還の方法
1 都市 再開 発 事業	105,500	普通 貸借 又は 証券 発行 (登 録公 債)	年 8 % 以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る政府資 金及び公 営企業金 融公庫資 金につい て、利率 の見直し を行った 後におい ては、当 該見直し 後の利率)	償還期間は 、据置期間を 含め 30 年 以内とする。 償還方法は 元利均等、 元金均等等 による。 ただし、 財政の都合 により、据 置期間中 あっても繰 上償還し、 償還年限を 変更し、又 は借り換え ることがで きる。	9,800	補正前に同じ		
合計	105,500				9,800			

那覇市告示第 1 7 号
平成 16 年 4 月 15 日

平成 16 年 (2004 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 15 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 15 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)

平成 15 年度那覇市の介護保険事業特別会計の補正予算 (第 3 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 676,450 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15,089,566 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 介護 保険料		千円 2,675,476	千円 117,040	千円 2,558,436
	1 介護 保険料	2,675,476	117,040	2,558,436
3 国庫 支出金		3,887,960	172,148	3,715,812
	1 国庫 負担金	3,071,228	133,000	2,938,228
	2 国庫 補助金	816,732	39,148	777,584
4 支払基金 交付金		4,539,433	212,800	4,326,633
	1 支払基金 交付金	4,539,433	212,800	4,326,633
5 県支出金		1,773,219	83,125	1,690,094
	1 県負担金	1,773,217	83,125	1,690,092
7 繰入金		2,529,011	91,337	2,437,674
	1 他会計 繰入金	2,173,889	91,337	2,082,552
歳 入	合 計	15,766,016	676,450	15,089,566

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 475,360	千円 11,450	千円 463,910
	1 総務 管理費	233,527	62	233,589
	2 徴収費	31,693	50	31,743
	3 介護認定 審査会費	210,140	11,562	198,578
2 保険 給付費		14,342,734	665,000	13,677,734
	1 介護サービ ス等諸費	13,798,587	665,000	13,133,587
歳 出	合 計	15,766,016	676,450	15,089,566

那覇市告示第 1 8 号

平成 16 年 4 月 15 日

平成 16 年 (2004 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 16 年度那覇市一般会計予算の要領は次のとおりである。

平成 16 年度那覇市一般会計予算

平成 16 年度那覇市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 101,571,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、17,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市税		32,867,233
	1 市民税	13,306,089
	2 固定資産税	16,399,061
	3 軽自動車税	294,249
	4 市たばこ税	2,177,803
	5 鉱産税	1
	6 特別土地保有税	3
	7 入湯税	30,624
2 地方譲与税	8 事業所税	659,403
		1,392,475
	1 所得譲与税	503,927
	2 自動車重量譲与税	464,229
	3 地方道路譲与税	158,254
	4 特別とん譲与税	17,138
5 航空機燃料譲与税	248,927	

3 利子割交付金		96,296
	1 利子割交付金	96,296
4 配当割交付金		7,925
	1 配当割交付金	7,925
5 株式等譲渡所得割交付金		3,509
	1 株式等譲渡所得割交付金	3,509
6 地方消費税交付金		2,656,851
	1 地方消費税交付金	2,656,851
7 自動車取得税交付金		174,110
	1 自動車取得税交付金	174,110
8 国有提供施設等所在市町村助成交付金		287,034
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	287,034
9 地方特例交付金		1,116,870
	1 地方特例交付金	1,116,870
10 地方交付税		11,364,115
	1 地方交付税	11,364,115
11 交通安全対策特別交付金		47,000
	1 交通安全対策特別交付金	47,000
12 分担金及び負担金		1,070,303
	1 分担金	1
	2 負担金	1,070,302
13 使用料及び手数料		3,078,586
	1 使用料	2,159,871
	2 手数料	918,715
14 国庫支出金		24,570,656
	1 国庫負担金	16,525,641
	2 国庫補助金	7,922,501
	3 委託金	122,514
15 県支出金		3,782,987
	1 県負担金	1,740,083
	2 県補助金	1,570,033
	3 委託金	472,871
16 財産収入		287,888
	1 財産運用収入	235,638
	2 財産売払収入	52,250
17 寄附金		26,072
	1 寄附金	26,072
18 繰入金		3,526,053
	1 特別会計繰入金	79,764
	2 基金繰入金	3,446,288
	3 基金借入金	1
19 繰越金		100,000
	1 繰越金	100,000
20 諸収入		1,363,227

	1 延滞金加算金及び過料	66,065
	2 市預金利子	357
	3 貸付金元利収入	434,857
	4 受託事業収入	122,779
	5 雑入	739,169
21 市債		13,751,810
	1 市債	13,751,810
歳 入 合 計		101,571,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		752,642
	1 議会費	752,642
2 総務費		7,748,970
	1 総務管理費	4,943,899
	2 徴税費	1,385,953
	3 戸籍住民基本台帳費	895,112
	4 選挙費	303,132
	5 統計調査費	76,283
	6 監査委員費	144,591
3 民生費		35,620,604
	1 社会福祉費	12,320,284
	2 児童福祉費	11,238,082
	3 生活保護費	12,062,237
	4 災害救助費	1
4 衛生費		7,649,125
	1 保健衛生費	2,670,534
	2 清掃費	4,978,591
5 労働費		61,449
	2 労働諸費	61,449
6 農林水産業費		126,966
	1 農業費	60,799
	2 林業費	122
	3 水産業費	66,045
7 商工費		2,682,454
	1 商工費	2,682,454
8 土木費		15,310,980
	1 土木管理費	339,671
	2 道路橋りょう費	1,565,865
	3 河川水路費	122,422
	4 港湾費	743,588
	5 都市計画費	9,664,000
	6 住宅費	2,875,434
9 消防費		2,791,752
	1 消防費	2,791,752
10 教育費		13,348,043

	1 教育総務費	1,501,450
	2 小学校費	4,115,101
	3 中学校費	2,940,598
	4 幼稚園費	1,239,353
	5 社会教育費	1,877,625
	6 保健体育費	1,673,916
11 災害復旧費		4
	1 農林水産施設災害復旧費	1
	2 公共土木施設災害復旧費	2
	3 その他公共施設公用施設災害復旧費	1
12 公債費		15,350,456
	1 公債費	15,350,456
13 諸支出金		50,002
	1 普通財産取得費	50,001
	2 公営企業貸付金	1
14 予備費		77,553
	1 予備費	77,553
歳 出 合 計		101,571,000

第 2 表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限度額
印刷機賃借料(総務課)	平成 17 年度から 平成 20 年度まで	1,828
マイクロフィルムリーダープリンター賃借料(総務課)	平成 17 年度から 平成 20 年度まで	1,468
F A X 賃借料(職員研修所)(人事課)	平成 17 年度から 平成 18 年度まで	252
本庁舎等電話設備一式リース料(管財課)	平成 17 年度から 平成 20 年度まで	24,940
平成 16 年度入替端末機リース料(情報政策課)	平成 17 年度から 平成 20 年度まで	69,552
平成 16 年度入替パソコンリース料(情報政策課)	平成 17 年度から 平成 21 年度まで	4,617
全庁ファイルサーバー関連ハード・ソフトリース料(情報政策課)	平成 17 年度から 平成 21 年度まで	16,065
複写機(2台)賃借料(税制課)	平成 17 年度から 平成 18 年度まで	4,448
固定資産税課税システム再開発事業(資産税課)	平成 17 年度	8,190
ファイルサーバー賃借料(納税課)	平成 17 年度から 平成 18 年度まで	90
複写機賃借料(市民活動課)	平成 17 年度から 平成 18 年度まで	2,168
I C カード発行機一式賃借料(三支所)(市民課)	平成 17 年度から 平成 20 年度まで	7,820

住基ネット端末機賃借料(サービスセンター設置) (市民課)	平成 17 年度から 平成 20 年度まで	320
複写機賃借料(国民年金課)	平成 17 年度から 平成 18 年度まで	1,440
ファックス賃借料(療育センター)(こども課)	平成 17 年度から 平成 20 年度まで	320
複写機賃借料(療育センター)(こども課)	平成 17 年度から 平成 20 年度まで	2,052
サーバー等賃借料(こども課)	平成 17 年度から 平成 19 年度まで	378
複写機賃借料(本庁)(こども課)	平成 17 年度から 平成 18 年度まで	2,394
複写機賃借料(久場川・めおと橋)(こども課)	平成 17 年度から 平成 20 年度まで	1,464
コピー機賃借料(障害福祉課)	平成 17 年度から 平成 20 年度まで	3,040
ファクシミリ賃借料(障害福祉課)	平成 17 年度から 平成 20 年度まで	320
パソコンリース料(サーバークライアント一式) (障害福祉課)	平成 17 年度	2,656
支援費システムライセンス追加分(障害福祉課)	平成 17 年度から 平成 18 年度まで	990
F A X 賃借料(保護課)	平成 17 年度から 平成 20 年度まで	680
ファイル・サーバー賃借料(健康推進課)	平成 17 年度から 平成 18 年度まで	652
健康管理システム端末用パソコン機器賃借料(健康 推進課)	平成 17 年度から 平成 18 年度まで	300
指定ごみ袋製造費(環境政策課)	平成 17 年度	11,397
複写機賃借料(環境政策課)	平成 17 年度から 平成 20 年度まで	880
印刷機賃借料(クリーン推進課)	平成 17 年度から 平成 20 年度まで	632
N A H A ぶんかテンプス整備事業管理運営委託料 (商工振興課)	平成 17 年度から 平成 18 年度まで	110,000
複写機賃借料(商工振興課)	平成 17 年度から 平成 20 年度まで	2,279
パソコン賃借料(労働農水課)	平成 17 年度から 平成 18 年度まで	1,348
O A 機器リース料(花とみどり課)	平成 17 年度から 平成 18 年度まで	2,800
福州園機械警備委託(都市施設管理センター・公園 管理室)	平成 17 年度から 平成 18 年度まで	1,134
自動車賃借料(都市施設管理センター・公園管理室)	平成 17 年度から 平成 20 年度まで	1,232

コピー機賃借料(都市施設管理センター・土木管理事務所)	平成 17 年度から 平成 20 年度まで	1,616
電算端末機及びプリンター賃借料(道路建設課)	平成 17 年度から 平成 18 年度まで	6,124
西消防署庁舎賃借料(消防本部)	平成 16 年度から 平成 27 年度まで	600,000
教育委員会共用車両リース(教委・総務課)	平成 17 年度から 平成 21 年度まで	1,715
繁多川・真地・識名地区(仮称)図書館コンピュータシステム賃借料(社会教育・スポーツ課)	平成 17 年度	4,623
繁多川・真地・識名地区(仮称)図書館 NPO 委託料(社会教育・スポーツ課)	平成 17 年度から 平成 19 年度まで	111,804
繁多川・真地・識名地区(仮称)公民館 複写機賃借料(社会教育・スポーツ課)	平成 17 年度から 平成 21 年度まで	1,000
繁多川・真地・識名地区(仮称)公民館 NPO 委託料(社会教育・スポーツ課)	平成 17 年度から 平成 19 年度まで	58,395
松川小学校校舎建設事業(施設管理課)	平成 17 年度	328,527
小禄南・若狭・石嶺図書館複写機賃借料(中央図書館)	平成 17 年度から 平成 20 年度まで	4,876
城北小学校他 6 校教育用コンピュータリース料(学校教育課)	平成 17 年度から 平成 21 年度まで	105,300
安岡中学校他 16 校教育用コンピュータリース料(学校教育課)	平成 17 年度から 平成 21 年度まで	172,077
学校教育部コピーリース料(学校教育課)	平成 17 年度から 平成 20 年度まで	808
総務課人事管理システム機器一式賃借料(教育研究所)	平成 17 年度から 平成 20 年度まで	5,232
教育用 P C 保守点検用巡回車両リース料(教育研究所)	平成 17 年度から 平成 21 年度まで	1,350
教材開発用パソコン一式リース料(教育研究所)	平成 17 年度から 平成 20 年度まで	1,680
教育用ネットワークシステム整備・保守委託料(教育研究所)	平成 17 年度から 平成 21 年度まで	45,000
警備業務委託(学校給食センター)	平成 17 年度から 平成 18 年度まで	4,800
車両(給食運搬車)リース事業(学校給食センター・真和志給食センター)	平成 17 年度から 平成 20 年度まで	5,364
N T T 賃借ビル等賃借料(登校支援室(仮称))	平成 17 年度から 平成 18 年度まで	7,500
会派控室及び副議長室冷房機リース料(議会事務局・庶務課)	平成 17 年度から 平成 20 年度まで	6,220
複写機賃借料(出納室)	平成 17 年度から 平成 20 年度まで	1,944

第 3 表 地方債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1 一般廃棄物処理事業	348,300	普通 貸借 又は 証券 発行 (登 録公 債)	年 8 % 以内 (た だ し、利率見直し方式 で借り入れる政府 資金及び公営企業 金融公庫資金につ いて、利率の見直し を行った後におい ては、当該見直し後 の利率)	償還期間 は、据置期 間を含め 30 年以内とす る。 償還方法 は、元利均 等、元金均 等 等 によ る。 ただし、 財政の都合 により、据 置期間中 であっても繰 上償還し、 償還年限を 変更し、又 は借り換え ることがで きる。
2 産業経済施設整備事業	554,310			
3 道路整備事業	298,900			
4 都市計画事業	1,580,800			
5 都市公園整備事業	623,000			
6 市営住宅建設事業	589,800			
7 消防施設整備事業	38,900			
8 教育施設整備事業	1,643,000			
9 減税補てん債	4,333,900			
10 臨時財政対策債	3,740,900			
計	13,751,810			

那覇市告示第 1 9 号

平成 16 年 4 月 15 日

平成 16 年 (2004 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 16 年度那覇市土地区画整理事業特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 16 年度那覇市土地区画整理事業特別会計予算

平成 16 年度那覇市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,927,397 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円
		4
	1 寄宮地区手数料	1
	3 小禄金城手数料	1
	5 真嘉比古島第一地区手数料	1
	6 壺川手数料	1
2 国庫支出金		1,806,000
	4 真嘉比古島第二国庫補助金	1,806,000
3 財産収入		295
	1 壺川財産運用収入	67
	2 真嘉比古島第一地区財産運用収入	11
	4 小禄南財産運用収入	97
	5 真嘉比古島第二財産運用収入	120
4 繰入金		1,944,636
	1 総務管理繰入金	53,551
	3 真嘉比古島第一地区繰入金	7,175
	6 真嘉比古島第二繰入金	1,718,795
	8 小禄南繰入金	67,136
	9 基金繰入金	97,979
5 繰越金		11
	1 総務管理繰越金	1
	3 真嘉比古島第一地区繰越金	2
	4 壺川繰越金	1
	5 小禄金城繰越金	1
	6 寄宮地区繰越金	1
	7 小禄南繰越金	2

	8 真嘉比古島第二繰越金	2
	9 仲井真繰越金	1
6 諸収入		7
	1 寄宮地区延滞金、加算金及び過料	1
	4 総務管理雑入	1
	8 真嘉比古島第二雑入	1
	9 小禄南雑入	1
	11 小禄金城延滞金、加算金及び過料	1
	12 真嘉比古島第一地区延滞金、加算金及び過料	1
	13 壺川延滞金、加算金及び過料	1
7 保留地処分金		124,503
	3 小禄南保留地処分金	24,503
	4 真嘉比古島第二保留地処分金	100,000
8 清算徴収金		31,255
	1 寄宮地区清算徴収金	1
	3 小禄金城清算徴収金	1
	5 真嘉比古島第一地区清算徴収金	10,692
	6 壺川清算徴収金	20,561
9 分担金及び負担金		20,000
	4 真嘉比古島第二負担金	20,000
11 県支出金		686
	1 県委託金	686
	歳 入 合 計	3,927,397

歳 出

款	項	金 額
1 土地区画整理総務費		千円 53,402
	1 総務管理費	53,402
2 土地区画整理事業費		3,842,231
	1 真嘉比古島第一地区土地区画整理費	8,803
	2 壺川土地区画整理費	16,051

	3 小禄金城土地区画整理費	1
	4 真嘉比古島第二土地区画整理費	3,645,198
	5 小禄南土地区画整理費	172,178
3 清算費		31,264
	1 寄宮地区清算費	4
	3 小禄金城清算費	3
	4 真嘉比古島第一地区清算費	10,694
	5 壺川清算費	20,563
5 基金積立金		300
	1 壺川基金積立金	68
	2 小禄南基金積立金	98
	3 小禄金城基金積立金	1
	4 真嘉比古島第一地区基金積立金	12
	5 真嘉比古島第二基金積立金	121
6 予備費		200
	1 予備費	200
歳 出 合 計		3,927,397

第 2 表 債務負担行為

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
真嘉比古島第二土地区画整理費パソコン等OA機器賃借料(真嘉比古島区画整理事務所)	平成17年度から平成19年度まで	3,827
真嘉比古島第二土地区画整理費仮設住宅(3号棟)用地賃借料(真嘉比古島区画整理事務所)	平成17年度	現行賃借料を元に経済事情の変動等を考慮して協議決定した額

那覇市告示第20号

平成16年4月15日

平成16年(2004年)2月那覇市議会定例会で議決された平成16年度那覇市下水道事業特別会計予算の要領は、次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成16年度那覇市下水道事業特別会計予算

平成 1 6 年度那覇市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,415,340千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(歳出予算の流用)

第 4 条 地方自治法債 2 2 0 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 3,393,005
	1 使用料	3,392,640
	2 手数料	365
2 国庫支出金		996,000
	1 国庫補助金	996,000
3 財産収入		28,519
	1 財産運用収入	34
	2 財産売払収入	28,485
4 繰入金		1,214,207
	1 一般会計繰入金	1,214,207
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		4,008
	1 雑 入	4,008
7 市 債		779,600
	1 市 債	779,600
歳 入 合 計		6,415,340

歳 出

款	項	金 額
1 下水道業務費		千円 2,321,697
	1 下水道業務費	2,321,697
2 下水道建設費		2,151,563
	1 下水道建設費	2,151,563
3 公債費		1,810,932
	1 公債費	1,810,932
4 予備費		530
	1 予備費	530
6 基金積立金		130,618
	1 基金積立金	130,618
歳 出 合 計		6,415,340

第 2 表 債務負担行為

単位 千円

事 項	期 間	限度額
公共下水道整備事業の自動車賃借料	平成 1 7 年度から 平成 2 1 年度まで	3,360
公共下水道整備事業の自動車賃借料	平成 1 7 年度から 平成 2 1 年度まで	3,210
パソコン賃借料	平成 1 7 年度から 平成 1 9 年度まで	4,200
パソコン賃借料	平成 1 7 年度から 平成 1 8 年度まで	479

第 3 表 地方債

単位 千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
1 公共下水道事業	597,600	普通貸借又は証券発行(登録公債)	年 8 % 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め 3 0 年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
2 流域下水道事業	182,000			
計	779,600			

那覇市告示第 2 1 号

平成 16 年 4 月 15 日

平成 16 年 (2004 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 16 年度的那覇市国民健康保険事業特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 16 年度那覇市国民健康保険事業特別会計予算

平成 16 年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 31,515,618 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険税		千円 8,356,358
	1 国民健康保険税	8,356,358
2 使用料及び手数料		9,270
	1 手数料	9,270
3 国庫支出金		14,742,615
	1 国庫負担金	9,628,971
	2 国庫補助金	5,113,644
4 療養給付費等交付金		3,215,117
	1 療養給付費等交付金	3,215,117

5 県支出金		158,055
	1 県補助金	1
	2 県負担金	158,054
6 共同事業交付金		635,600
	1 共同事業交付金	635,600
7 財産収入		277
	1 財産運用収入	277
8 繰入金		4,337,616
	1 他会計繰入金	3,787,616
	2 基金繰入金	550,000
9 繰越金		2
	1 繰越金	2
10 諸収入		60,708
	1 延滞金加算金及び過料	3,205
	2 預金利子	1
	3 雑入	57,502
歳 入 合 計		31,515,618

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 658,848
	1 総務管理費	483,649
	2 徴税費	119,623
	3 運営協議会費	856
	4 収納率向上特別対策事業費	29,693
	5 医療費適正化特別対策事業費	25,027
2 保険給付費		19,041,021
	1 療養諸費	16,729,294
	2 高額療養費	1,990,075
	3 移送費	2
	4 出産育児諸費	294,900
	5 葬祭諸費	26,750

3 老人保健拠出金		8,563,661
	1 老人保健拠出金	8,563,661
4 介護納付金		1,888,638
	1 介護納付金	1,888,638
5 共同事業拠出金		632,216
	1 共同事業拠出金	632,216
6 保健事業費		122,023
	1 保健事業費	122,023
7 基金積立金		277
	1 基金積立金	277
8 諸支出金		37,702
	1 償還金及び還付加算金	37,702
	2 繰出金	1
9 繰上充用金		1
	1 繰上充用金	1
10 予備費		571,231
	1 予備費	571,231
歳 出 合 計		31,515,618

第 2 表 債務負担行為

単位 千円

事 項	期 間	限 度 額
複写機賃借料	平成 17 年度から 平成 18 年度まで	1,140
内蔵脂肪計賃借料	平成 17 年度から 平成 18 年度まで	560

那覇市告示第 22 号

平成 16 年 4 月 15 日

平成 16 年(2004 年)2 月那覇市議会定例会で議決された平成 16 年度那覇市老人保健特別会計予算の要領は次のとおりである。

平成 16 年度那覇市老人保健特別会計予算

平成 16 年度那覇市の老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 23,253,639 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 支払基金交付金		14,702,040
	1 支払基金交付金	14,702,040
2 国庫支出金		5,701,060
	1 国庫負担金	5,701,060
3 県支出金		1,425,265
	1 県負担金	1,425,265
4 繰入金		1,425,266
	1 一般会計繰入金	1,425,266
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		7
	1 延滞金及び加算金	2
	2 預金利子	1
	3 雑入	4
歳 入 合 計		23,253,639

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 医療諸費		23,253,631
	1 医療諸費	23,253,631
2 諸支出金		8
	1 償還金	7
	2 繰出金	1
歳 出 合 計		23,253,639

那覇市告示第 2 3 号

平成 16 年 4 月 15 日

平成 16 年 (2004 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 16 年度那覇市市街地再開発事業特別会計予算の要領は、次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 1 6 年度那覇市市街地再開発事業特別会計予算

平成 1 6 年度那覇市の市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ 1 8 4 , 6 2 1 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国庫支出金		千円 8 9 , 4 0 0
	1 国庫補助金	8 9 , 4 0 0
3 繰入金		2 8 , 2 2 0
	1 一般会計繰入金	2 8 , 2 2 0
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 市債		6 7 , 0 0 0
	1 市債	6 7 , 0 0 0
歳 入 合 計		1 8 4 , 6 2 1

歳 出

款	項	金 額
2 都市再開発事業費		千円 1 8 4 , 4 6 0
	1 都市再開発事業費	1 8 4 , 4 6 0
3 公債費		1 6 1
	1 公債費	1 6 1
歳 出 合 計		1 8 4 , 6 2 1

第 2 表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
1 都市再開 発事業	千円 67,000	普通貸借又は 証券発行 (登録公債)	年 8 %以内(ただし 、利率見直し方式で借 り入れる政府資金及 び公営企業金融公庫 資金について、利率の 見直しを行った後 においては、当該見直し 後の利率)	償還期間は、据置期間 を含め 3 0 年以内とす る。 償還方法は、元利均等 、元金均等等による。 ただし、財政の都合に より、据置期間中であ っても繰上償還し、償還 年限を変更し、又は借り 換えることができる。
計	67,000			

那覇市告示第 2 4 号

平成 16 年 4 月 15 日

平成 16 年(2004 年)2 月那覇市議会定例会で議決された平成 16 年度那覇市
介護保険事業特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 16 年度那覇市介護保険事業特別会計予算

平成 16 年度那覇市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 4 , 4 5 2 , 8 9 7 千円と定
める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予
算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定に
より歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定
める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内
のこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 介護保険料		千円 2,588,218
	1 介護保険料	2,588,218
2 使用料及び手数料		1,481
	1 手数料	1,481

3	国庫支出金		3,512,266
	1	国庫負担金	2,762,233
	2	国庫補助金	750,033
4	支払基金交付金		4,419,572
	1	支払基金交付金	4,419,572
5	県支出金		1,726,398
	1	県負担金	1,726,396
	2	財政安定化基金支出金	1
	3	県補助金	1
6	財産収入		2
	1	財産運用収入	2
7	繰入金		2,204,552
	1	他会計繰入金	2,204,551
	2	基金繰入金	1
8	繰越金		1
	1	繰越金	1
9	諸収入		406
	1	延滞金、加算金及び過料	2
	2	預金利子	1
	3	雑入	403
10	市債		1
	1	市債	1
歳 入 合 計			14,452,897

歳 出

款	項	金 額	
1	総務費	千円 474,266	
	1	総務管理費 237,147	
	2	徴収費 31,719	
	3	介護認定審査会費 205,400	
2	保険給付費	13,811,159	
	1	介護サービス等諸費 13,028,452	
	2	支援サービス等諸費 762,157	
	3	その他諸費 20,550	
3	財政安定化基金拠出金	1	
	1	財政安定化基金拠出金 1	
4	基金積立金	1	
	1	基金積立金 1	
5	予備費	1	
	1	予備費 1	
6	諸支出金	4,052	
	1	償還金及び還付加算金 4,051	
	2	繰出金 1	
7	公債費	163,417	
	1	公債費 163,417	
歳 出 合 計			14,452,897

公 告

那覇市公告第143号

平成16年3月25日

掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、図書の写しの送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
- (2) 名称 3・5・10号 識名真地線

2 施行者の名称

沖縄県

3 縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 場所 那覇市建設管理部道路建設課
- (2) 期間 平成16年3月25日～平成18年3月31日

那覇市公告第1号

平成16年4月6日

掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第62条第2項及び同法施行規則第49条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 都市計画事業の種類及び名称

- 種 類 那覇広域都市計画公園事業
- 名 称 5・5・那3号 識名公園

-
- 2 . 施行者の氏名
那 覇 市
 - 3 . 事業所の所在地
沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
 - 4 . 事業地の所在地
沖縄県那覇市字識名東原地内、字真地御殿原地内及び字真地上原地内
 - 5 . 事業の施行期間
昭和 5 8 年 8 月 8 日から平成 1 8 年 3 月 3 1 日まで
 - 6 . 縦覧の場所
那覇市役所 建設管理部 花とみどり課
(那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号、新都心銘苅庁舎 3 階)

水道局規程

那覇市水道局規程第 2 号

平成 1 6 年 3 月 2 9 日

公 布 済

那覇市水道局の特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程及び那覇市水道局職員の特種勤務手当支給規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市水道事業管理者

水道局長 高 嶺 晃

那覇市水道局の特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程及び那覇市水道局職員の特種勤務手当支給規程の一部を改正する規程

(那覇市水道局の特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部改正)

第 1 条 那覇市水道局の特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程 (1969 年水道局規程第 3 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条に次のただし書を加える。

ただし、管理者がやむを得ない等の理由により特に必要と認めるときは、別に定めるところによる。

(那覇市水道局職員の特種勤務手当支給規程の一部改正)

第 2 条 那覇市水道局職員の特種勤務手当支給規程 (1967 年水道局規程第 2 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条に次のただし書を加える。

ただし、管理者が特に必要と認める場合は、別に定めるところによる。

付 則

この規程は、平成 16 年 3 月 29 日から施行する。

那覇市水道局規程第 3 号

平成 1 6 年 4 月 1 日

公 布 済

那覇市水道局の特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市水道事業管理者

水道局長 高 嶺 晃

那覇市水道局の特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程

那覇市水道局の特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程(1969年水道局規程第3号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

料金課に勤務する職員のうち滞納整理に従事する職員で所属長の指定するもの	(1)日曜日 (2)土曜日	必要に応じ所属長が指定した月3日以内の日 10時30分から19時まで	11時から15時までの間で所属長の定める15分は休息时间、45分は休憩時間とする。
-------------------------------------	------------------	------------------------------------	---

付 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

那覇市水道局規程第4号

平成16年4月1日

公 布 済

水道局新庁舎建設室の設置に伴う関係規程の整備に関する規程をここに公布する。

那覇市水道事業管理者

水道局長 高 嶺 晃

水道局新庁舎建設室の設置に伴う関係規程の整備に関する規程

(那覇市水道局分課規程の一部改正)

第1条 那覇市水道局分課規程(昭和51年水道局規程第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中「課及び係」を「課、室及び係」に、「工務課 計画係 工事第一係 工事第二係」を

「工務課 計画係 工事第一係 工事第二係」に改める。

「工務課
計画係
工事第一係
工事第二係」

水道局新庁舎建設室」

第3条第1項中「課長」の次に「、室に室長」を、同条第2項中「課」の次に「(室を含む。以下同じ。)」を加える。

第4条中「課長」の次に「(室長を含む。)」を加える。

第 6 条企画経営課の項第 10 号及び第 11 号を削り、同条工務課の項の次に次の項を加える。

水道局新庁舎建設室

(1) 水道局新庁舎建設に関すること。

(那覇市水道局事務決裁規程の一部改正)

第 2 条 那覇市水道局事務決裁規程(昭和 62 年水道局規程第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 7 号中「課の長」の次に「及び室の長」を加える。

(那覇市水道局局議規程の一部改正)

第 3 条 那覇市水道局局議規程(平成 4 年水道局規程第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「課長」の次に「、室長」を加える。

(那覇市水道局文書取扱規程の一部改正)

第 4 条 那覇市水道局文書取扱規程(1970 年水道局規程第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「課長」の次に「及び室長(以下「課長」という。)」を、「その課」の次に「(室を含む。以下同じ。)」を加える。

(那覇市水道局公印規程の一部改正)

第 5 条 那覇市水道局公印規程(1967 年水道局規程第 7 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 課長之印の項を次のように改める。

課長之印	9	方 24 ミリメ ートル	れい書	各課(室) 長名をも ってする 文書	各課(室) 長	各課(室)
------	---	--------------------	-----	-----------------------------	------------	-------

別表第 2 中「 9 を「 9 に改める。

那覇市水
道局水道
部 課
長 之 印

那覇市水
道局水道
部 課
(室)長
之 印

(那覇市水道局庁舎管理規程の一部改正)

第 6 条 那覇市水道局庁舎管理規程(1969 年水道局規程第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「以下庁舎等」の前に「室長を含む。」を加える。

(那覇市水道局備品管理規程の一部改正)

第 7 条 那覇市水道局備品管理規程(平成 15 年那覇市水道局規程第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「各課」の次に「(室を含む。以下同じ。)」を加える。

(那覇市水道局防火管理規程の一部改正)

第 8 条 那覇市水道局防火管理規程(昭和 52 年水道局規程第 8 号)の一部を次の

ように改正する。

第 2 条中「各課」の次に「(室を含む。以下同じ。)」を加える。

(那覇市水道局職員職名規程の一部改正)

第 9 条 那覇市水道局職員職名規程(1970 年水道局規程第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「課長」の次に「室長」を加え、同条第 2 項中「課長」の次に「、室長及び」を、「その課」の次に「、室又は」を加える。

(那覇市水道局職員安全衛生管理規程の一部改正)

第 10 条 那覇市水道局職員安全衛生管理規程(昭和 55 年水道局規程第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項を次のように改める。

2 安全管理者の設置箇所は、管理課、配水課、工務課及び水道局新庁舎建設室とし、充てるべき職は、各課長及び室長とする。

(那覇市水道局被服貸与規程の一部改正)

第 11 条 那覇市水道局被服貸与規程(1970 年水道局規程第 2 号)の一部を次のように改正する。

別表安全靴の項中「量水器管理配水管管理及び検収」を「量水器管理、建築工事及び工事検査」に改める。

(那覇市水道局請負工事監督規程の一部改正)

第 12 条 那覇市水道局請負工事監督規程(昭和 61 年水道局規程第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「場」を「室」に改め、「係長」の次に「又は技査」を加える。

(那覇市水道局請負工事等検査規程の一部改正)

第 13 条 那覇市水道局請負工事等検査規程(平成 14 年水道局規程第 10 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号及び第 2 号中「実施する課」の次に「又は室」を加える。

付 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

那覇市水道局規程第 5 号

平成 1 6 年 4 月 1 日

公 布 済

那覇市水道局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市水道事業管理者

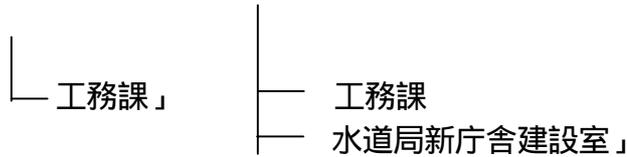
水道局長 高 嶺 晃

那覇市水道局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程

那覇市水道局自家用電気工作物保安規程(昭和 47 年水道局規程第 8 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「次長」を「副部長」に、

「 を 「 に改める。



別表第 2 中「次長」を「副部長」に改める。

付 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

那覇市水道局規程第 6 号

平成 1 6 年 4 月 1 日

公 布 済

那覇市水道事業会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市水道事業管理者

水道局長 高 嶺 晃

那覇市水道事業会計規程の一部を改正する規程

那覇市水道事業会計規程(1968年水道局規程第3号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項及び第 5 項中「企画財政課長」を「財政課長」に改める。

第 14 条第 1 項中「主管課長」の次に「(室長を含む。以下同じ。)」を加える。

第 76 条中「企画財政課」を「財政課」に改める。

付 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

那覇市水道局規程第 7 号

平成 1 6 年 4 月 1 日

公 布 済

那覇市水道局有効率向上対策委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市水道事業管理者

水道局長 高 嶺 晃

那覇市水道局有効率向上対策委員会規程の一部を改正する規程

那覇市水道局有効率向上対策委員会規程(昭和52年水道局規程第4号)の一部を次のように改正する。

第 8 条中「庶務」を「事務」に、「企画経営課」を「管理課」に改める。

付 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

那覇市水道局規程第 8 号

平成 1 6 年 4 月 1 日

公 布 済

那覇市水道局徴収事務規程をここに公布する。

那覇市水道事業管理者

水道局長 高 嶺 晃

那覇市水道局徴収事務委託規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 33 条の 2 及び地方公営企業法施行令(昭和 27 年政令第 403 号。以下「令」という。)第 26 条の 4 の規定に基づき、那覇市水道事業に係る公金(下水道使用料徴収事務委託に関する規則(1971 年那覇市規則第 9 号)に基づき下水道使用料の徴収事務委託を受けたものを含む。)の徴収及び収納事務(以下「徴収事務等」という。)を私人(法人格を有しないものを除く。以下同じ。)に委託することに関し必要な事項を定めるものとする。

(委託業務の範囲)

第 2 条 委託の対象とする徴収事務等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 使用水量の計量及び認定
- (2) 水道料金及び下水道使用料(以下「水道料金等」という。)の徴収
- (3) 前 2 号に掲げる事項に附帯する事務

(委託の基準)

第 3 条 水道事業管理者(以下「管理者」という。)は、次に掲げる基準に該当する場合に徴収事務等を委託する。

- (1) 徴収事務等を委託することにより、水道事業及び下水道事業の収入の確保及び住民の便益の増進に寄与し、水道事業及び下水道事業の経済性がよりよく発揮されると認められる場合
- (2) 徴収事務等を受任する私人が任務を遂行するのに十分な能力を有し、かつ、徴収した水道料金等の保管が安全であると認められる場合

2 前項に規定するもののほか、管理者は、必要に応じ委託の基準を別に定めることができる。

(委託契約)

第 4 条 管理者は、次に掲げる事項を記載した契約書により徴収事務委託契約を締結するものとする。

- (1) 委託期間
- (2) 委託料の額及び支払方法等
- (3) 委託業務の内容及び実施方法

- (4) 再委託等の禁止
- (5) 帳簿等の検査
- (6) 秘密の保持
- (7) 損害賠償責任
- (8) 契約の解除
- (9) その他管理者が必要と認める事項
(告示)

第5条 管理者は、私人(以下「受託者」という。)と契約を締結したときは、令第26条の4第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を告示するものとする。これらの事項に変更を生じたときも同様とする。

- (1) 受託者の住所及び氏名
- (2) 委託期間
- (3) 委託内容
- (4) その他必要な事項
(徴収事務等従事者)

第6条 受託者は、徴収事務等に従事する者(以下「徴収事務等従事者」という。)の氏名、住所、経歴を事前に書面により管理者に届け出なければならない。

- 2 管理者は、徴収事務等従事者が適当でないとき、受託者に当該徴収事務等従事者の変更を求めることができる。
(徴収事務等従事者証の交付等)

第7条 管理者は、徴収事務等従事者に対して徴収事務等従事者証(第1号様式)を交付する。

- 2 受託者は、徴収事務等従事者をして徴収事務等に従事させるときは、常に徴収事務等従事者証をはい用させなければならない。
(徴収方法)

第8条 受託者は、水道料金等を徴収したときは、受託者の領収印を押した局の領収書を当該納入者に交付しなければならない。

(徴収金の引継)

第9条 受託者は、水道料金等を収納したときは、当該収納した金銭と原符、その内容を示す計算書(第2号様式)を添え、翌日までに、那覇市水道局企業出納員に引き継がなければならない。

(検査)

第10条 管理者は、定期又は臨時に、受託者の保管する当該委託業務に係る金銭及び領収書その他の書類を検査するものとする。

(事務引継)

第11条 受託者は、委託期間満了後引き続き契約を締結しないとき、又は契約の解除があったときは、直ちに委託を受けた徴収事務等に関する一切の事務を整理し、管理者に引き継がなければならない。

(秘密の保持)

第12条 受託者(徴収事務等従事者を含む。)は、業務上知り得た一切の情報を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

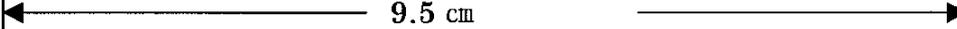
- 2 前項の秘密の保持に関する義務は、契約終了後(徴収事務等従事者にあつては離職後)もまた同様とする。

(雑則)

第13条 この規程の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

第 1 号様式

表

徴収事務等従事者証	
(写真)	No. _____ 氏名 _____ _____ 年 _____ 月 _____ 日生 上記の者は、那覇市水道局徴収事務等受託者 住所 _____ 会社名 _____ が選任した徴収事務等従事者であることを証明する。 有効期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 那覇市水道事業管理者 水道局長 _____ 印
	

↑
6 cm
↓

裏

注 意 事 項
<ol style="list-style-type: none"> 1 この証明書は、那覇市水道局徴収事務等受託者としての身分を証明するものであるから、常に携帯し、水道使用者等から請求があったときは、直ちにこれを提示すること。 2 契約の有効期間が満了したとき又は契約が解除されたときは直ちに管理者に返納すること。 3 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡しないこと。 4 この証明書を紛失、汚損又は破損したときは、直ちに管理者に届け出ること。

第 2 号 様 式

水道料金等徴収報告書

引 継 日			平 成			年			月			日			曜 日								
徴収月		券	受託者		印	料 金 課 主 幹		收 納 係 長		收 納 係		No.											
徴収月日	水道番号	円	水	栓	住	所	使	用	者	名	徴	収	年	・	月	分	金	額	(円) 領	収	
	-	-																No.	No.	No.	No.	No.	No.
	-	-																No.	No.	No.	No.	No.	No.
	-	-																No.	No.	No.	No.	No.	No.
	-	-																No.	No.	No.	No.	No.	No.
	-	-																No.	No.	No.	No.	No.	No.
	-	-																No.	No.	No.	No.	No.	No.
	-	-																No.	No.	No.	No.	No.	No.
	-	-																No.	No.	No.	No.	No.	No.
	-	-																No.	No.	No.	No.	No.	No.
	-	-																No.	No.	No.	No.	No.	No.
	-	-																No.	No.	No.	No.	No.	No.
	-	-																No.	No.	No.	No.	No.	No.
	-	-																No.	No.	No.	No.	No.	No.
	-	-																No.	No.	No.	No.	No.	No.
	-	-																No.	No.	No.	No.	No.	No.
	-	-																No.	No.	No.	No.	No.	No.
	-	-																No.	No.	No.	No.	No.	No.
	-	-																No.	No.	No.	No.	No.	No.
	-	-																No.	No.	No.	No.	No.	No.
	-	-																No.	No.	No.	No.	No.	No.
	-	-																No.	No.	No.	No.	No.	No.
	-	-																No.	No.	No.	No.	No.	No.
	-	-																No.	No.	No.	No.	No.	No.
	-	-																No.	No.	No.	No.	No.	No.
	-	-																No.	No.	No.	No.	No.	No.
	-	-																No.	No.	No.	No.	No.	No.
	-	-																No.	No.	No.	No.	No.	No.
	-	-																No.	No.	No.	No.	No.	No.
	-	-																No.	No.	No.	No.	No.	No.
	-	-																No.	No.	No.	No.	No.	No.
	-	-																No.	No.	No.	No.	No.	No.
	-	-																No.	No.	No.	No.	No.	No.
	-	-																No.	No.	No.	No.	No.	No.
	-	-																No.	No.	No.	No.	No.	No.
	-	-																No.	No.	No.	No.	No.	No.
	-	-																No.	No.	No.	No.	No.	No.
	-	-																No.	No.	No.	No.	No.	No.
	-	-																No.	No.	No.	No.	No.	No.
	-	-																No.	No.	No.	No.	No.	No.
	-	-																No.	No.	No.	No.	No.	No.
	-	-																No.	No.	No.	No.	No.	No.
	-	-																No.	No.	No.	No.	No.	No.
	-	-																No.	No.	No.	No.	No.	No.
	-	-																No.	No.	No.	No.	No.	No.
	-	-																No.	No.	No.	No.	No.	No.
	-	-																No.	No.	No.	No.	No.	No.
	-	-																No.	No.	No.	No.	No.	No.
	-	-																No.	No.	No.	No.	No.	No.
	-	-																No.	No.	No.	No.	No.	No.
	-	-																No.	No.	No.	No.	No.	No.
	-	-																No.	No.	No.	No.	No.	No.
	-	-																No.	No.	No.	No.	No.	No.
	-	-																No.	No.	No.	No.	No.	No.
	-	-																No.	No.	No.	No.	No.	No.
	-	-																No.	No.	No.	No.	No.	No.
	-	-																No.	No.	No.	No.	No.	No.
	-	-																No.	No.	No.	No.	No.	No.
	-	-																No.	No.	No.	No.	No.	No.
	-	-																No.	No.	No.	No.	No.	No.
	-	-																No.	No.	No.	No.	No.	No.
	-	-																No.	No.	No.			

付 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

那覇市水道局規程第 9 号

平成 1 6 年 4 月 1 日

公 布 済

那覇市水道局企業職員就業規程及び那覇市水道局企業職員の職務に専念する義務の免除に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市水道事業管理者

水道局長 高 嶺 晃

那覇市水道局企業職員就業規程及び那覇市水道局企業職員の職務に専念する義務の免除に関する規程の一部を改正する規程

(那覇市水道局企業職員就業規程の一部改正)

第 1 条 那覇市水道局企業職員就業規程(昭和 63 年水道局規程第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 28 条及び第 8 号様式中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改める。

(那覇市水道局企業職員の職務に専念する義務の免除に関する規程の一部改正)

第 2 条 那覇市水道局企業職員の職務に専念する義務の免除に関する規程(昭和 63 年水道局規程第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改める。

付 則

この規程は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

那覇市水道局規程第 10 号

平成 1 6 年 4 月 1 日

公 布 済

那覇市水道給水条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市水道事業管理者

水道局長 高 嶺 晃

那覇市水道給水条例施行規程の一部を改正する規程

那覇市水道給水条例施行規程(平成10年水道局規程第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 26 条第 1 項第 1 号(ウ)中「平成 4 年厚生省令第 69 号」を「平成 15 年厚生労働省

令第101号」に改める。

付 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

那覇市水道局規程第11号

平成16年4月1日

公 布 済

那覇市水道局行政財産使用料規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市水道事業管理者

水道局長 高 嶺 晃

那覇市水道局行政財産使用料規程の一部を改正する規程

那覇市水道局行政財産使用料規程（平成10年水道局規程第2号）の一部を次のように改正する。

第4条の表資材置場の項を削る。

付 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

那覇市水道局規程第12号

平成16年4月2日

公 布 済

那覇市水道事業会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市水道事業管理者

水道局長 高 嶺 晃

那覇市水道事業会計規程の一部を改正する規程

那覇市水道事業会計規程（1968年水道局規程第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「財政課長」の次に「、配水課長」を加える。

付 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の那覇市水道事業会計規程第4条の規程は、同年4月1日から適用する。

水 道 局 告 示

那霸市水道局告示第 8 号

平成 1 6 年 3 月 15 日

掲 示 済

平成 1 6 年(2 0 0 4 年) 2 月那霸市議会定例会で議決された平成 1 5 年度那霸市水道事業会計補正予算(第 3 号)の要領は次のとおりである。

那霸市長 翁 長 雄 志

平成 1 5 年度那霸市水道事業会計補正予算(第 3 号)

(総則)

第 1 条 平成 1 5 年度水道事業会計の補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 平成 1 5 年度那霸市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第 1 款 水道事業収益	9,036,339 千円	261 千円	9,036,078 千円
第 2 項 営業外収益	132,970 千円	261 千円	132,709 千円
	支 出		
第 1 款 水道事業費用	8,610,006 千円	8,469 千円	8,601,537 千円
第 1 項 営業費用	8,014,124 千円	11,779 千円	8,002,345 千円
第 2 項 営業外費用	569,288 千円	686 千円	569,974 千円
第 3 項 特別損失	6,594 千円	2,624 千円	9,218 千円

(資本的収入及び支出)

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,245,380 千円」を「1,234,144 千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「33,034 千円」を「35,151 千円」に、過年度分損益勘定留保資金「783,668 千円」を「770,315 千円」に改め、支出第 3 項を第 4 項に改め、第 3 項にその他資本的支出を加え、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第 1 款 資本的収入	474,927 千円	2,377 千円	472,550 千円
第 2 項 出資金	30,641 千円	2,377 千円	28,264 千円

支 出

第 1 款	資本的支出	1,720,307 千円	13,613 千円	1,706,694 千円
第 1 項	建設改良費	1,271,629 千円	13,614 千円	1,258,015 千円
第 3 項	その他資本的支出	0 千円	1 千円	1 千円

(債務負担行為)

第 4 条 予算第 5 条に定めた水質検査委託の限度額「8,092 千円」を「9,745 千円」に改め、次の 2 件を加える。

事 項	期 間	限度額
庁舎駐車場整理業務委託	平成15年度から平成16年度まで	4,403千円
庁舎電話受付業務委託	平成15年度から平成16年度まで	5,425千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 5 条 予算第 7 条に定めた経費の金額を、次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	1,424,608 千円	6,117 千円	1,418,491 千円

那覇市水道局告示第 9 号

平成 1 6 年 3 月 2 3 日

掲 示 済

平成 1 6 年(2004 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 1 6 年度那覇市水道事業会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 1 6 年度那覇市水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 1 6 年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	140,670 戸
(2) 年間総配水量	40,880,000m ³
(3) 一日平均配水量	112,000m ³

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款	水道事業収益	8,654,576 千円
第 1 項	営業収益	8,503,971 千円
第 2 項	営業外収益	109,965 千円
第 3 項	特別利益	40,640 千円

支 出

第 1 款 水道事業費用	8,451,326 千円
第 1 項 営業費用	7,885,148 千円
第 2 項 営業外費用	539,434 千円
第 3 項 特別損失	6,744 千円
第 4 項 予備費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,072,806 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 27,409 千円、減債積立金 520,869 千円及び過年度分損益勘定留保資金 524,528 千円で補てんするものとする。)

収 入

第 1 款 資本的収入	167,799 千円
第 1 項 補助金	125,000 千円
第 2 項 出資金	20,838 千円
第 3 項 固定資産売却代金	9,360 千円
第 4 項 その他資本収入	12,601 千円

支 出

第 1 款 資本的支出	1,240,605 千円
第 1 項 建設改良費	714,735 千円
第 2 項 企業債償還金	520,869 千円
第 3 項 その他資本的支出	1 千円
第 4 項 予備費	5,000 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
水質検査委託	平成 16 年度から平成 17 年度まで	10,719 千円
庁舎維持管理業務委託	平成 16 年度から平成 17 年度まで	24,959 千円
配水施設維持管理業務委託	平成 16 年度から平成 17 年度まで	46,699 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 6 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 7 条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	1,327,515 千円
(2) 交際費	256 千円

(たな卸資産購入限度額)

第 8 条 たな卸資産の購入限度額は、43,423 千円と定める。

那覇市水道局告示第 10 号

平成 1 6 年 3 月 30 日

掲 示 済

那覇市水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市水道局指定給水装置工事事業者規程第 1 0 条 1 項の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市水道事業管理者

水道局長 高嶺 晃

那覇市水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者	指 定 年 月 日
2 9 2	有限会社 沖設エンジニア	那覇市若狭 3 丁目 1 5 番 1 号	玉城 浩	平成 1 5 年 12 月 26 日
2 9 3	有限会社 大伸設備工業	具志川市みどり町 4 丁目 1 6 番 5 号	新里 朝廣	平成 1 5 年 12 月 26 日
2 9 4	有限会社 サン冷熱	那覇市字大道 1 7 3 番地 202 号	中村 健也	平成 1 6 年 1 月 26 日
2 9 5	有限会社 イケマ	浦添市内間 4 丁目 1 7 番 2 3 号	池間 正浩	平成 1 6 年 1 月 26 日
2 9 6	有限会社 沖平設備	沖縄市胡屋 4 丁目 1 7 番 1 0 号	平良 和紀	平成 1 6 年 1 月 26 日
2 9 7	比嘉工業株式会社	浦添市内間 5 丁目 4 番 7 号	比嘉 広明	平成 1 6 年 2 月 2 日
2 9 8	フジ設備工業	沖縄市桃原 1 丁目 4 番 2 0 号	仲村 繁治	平成 1 6 年 2 月 24 日

那覇市水道局告示第1号
平成16年4月1日
掲 示 済

那覇市水道事業の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせる金融機関の指定についての一部改正について

那覇市水道事業の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせる金融機関の指定について(昭和62年7月那覇市水道局告示第6号)の一部を次のように改正し、平成16年4月1日から適用する。

那覇市水道事業管理者
水道局長 高嶺 晃

表中「沖縄郵政管理事務所」を「日本郵政公社沖縄事務所」に改める。

病院管理規程

那覇市病院管理規程第 5 号

平成 1 6 年 4 月 1 日

公 布 濟

那覇市立病院組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市病院事業管理者

市立病院長 與 儀 實 津 夫

那覇市立病院組織規程の一部を改正する規程

那覇市立病院組織規程（平成15年那覇市病院管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（組織）

第 2 条 市立病院に次の部及び局を置く。

(1) 診療部

(2) 診療支援部

(3) 看護部

(4) 事務局

2 診療部に次の表の中欄に掲げる科、室、センター及び人間ドックを置き、診療支援部に同表の中欄及び右欄に掲げる室を置き、看護部に同表の右欄に掲げる病棟、室及びセンターを置き、事務局に同表の中欄に掲げる課を置き、当該課に同表の右欄に掲げる係を置く。

部等名	課等名	係等名
診療部	内科 精神科 小児科 外科 整形 外科 脳神経外科 皮膚科 泌尿器 科 産婦人科 眼科 耳鼻いんこう 科 リハビリテーション科 放射線 科 麻酔科 歯科 病理科 救急科 手術室 内視鏡センター 人間ドッ ク 集中治療室 新生児集中治療室 急病センター 人工透析室	
診療支援部	検査室 放射線室 薬剤室 診療情 報管理室 栄養室 地域医療連携室 医療安全管理室 医療情報室	
		リハビリテーション室 医 療福祉相談室

看護部		2階東病棟 2階西病棟 2階北病棟 3階東病棟 3階西病棟 3階北病棟 4階東病棟 4階西病棟 4階北病棟 5階西病棟 外来診察室 手術室 人工 透析室 急病センター 集 中治療室
事務局	管理課	庶務係 施設係
	医事課	医事係
	財務課	経理係 用度係
	企画課	企画係 医療情報係

第3条の見出しを「(役職)」に改め、同条第2項から第5項までを次のように改める。

- 2 診療部に診療部長を置き、診療各科に総括科部長、科部長及び医長を、室に室長を、センター及び人間ドックに所長を置く。
- 3 診療支援部に診療支援部長を置き、検査室に技師長、副技師長及び主任検査技師を、放射線室に技師長、副技師長及び主任放射線技師を、薬剤室に薬剤師長、副薬剤師長及び主任薬剤師を、診療情報管理室、栄養室、医療安全管理室及び医療情報室に室長を、地域医療連携室に室長及び主任看護師を置き、リハビリテーション室に主任理学療法士を、医療福祉相談室に主査を置く。
- 4 看護部に看護部長及び副看護部長を置き、病棟、室及びセンターに看護師長及び主任看護師を置く。
- 5 事務局に事務局長及び次長を置き、課に課長及び係長を置く。
第3条中第6項から第8項までを削り、第9項を第6項とする。
第4条及び第5条を次のように改める。

(職務権限)

第4条 院長、副院長、診療部長、診療支援部長、看護部長及び事務局長は、病院事業管理者を補佐し、所管の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

- 2 副参事、次長、総括科部長、科部長、室長、所長、技師長、薬剤師長、課長、技幹、主幹、医長、副技師長、副薬剤師長、副看護部長、主任検査技師、主任放射線技師、主任薬剤師、主任理学療法士、看護師長、係長、技査、主査、主任看護師及び主任医療事務員は、それぞれ上司の命を受けて所管の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(分掌事務)

第5条 診療各科の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 患者の診療に関すること。
- (2) 診療上の記録及び必要書類の作成に関すること。
- (3) 臨床研修及び臨床的研究に関すること。
- (4) 健康診断に関すること。
- (5) 病理解剖に関すること。
- (6) その他医務に関すること。
- 2 手術室の分掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 室の管理に関すること。

- (2) 所属機器の管理に関する事。
- (3) その他手術に関する事。
- 3 内視鏡センターの分掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) センターの管理に関する事。
 - (2) 内視鏡検査に関する事。
 - (3) 所属機器の管理に関する事。
 - (4) その他内視鏡業務に関する事。
- 4 人間ドックの分掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) ドックの管理に関する事。
 - (2) 健康診断に関する事。
 - (3) 所属機器の管理に関する事。
 - (4) その他人間ドック業務に関する事。
- 5 集中治療室の分掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 室の管理に関する事。
 - (2) 所属機器の管理に関する事。
 - (3) その他集中治療業務に関する事。
- 6 新生児集中治療室の分掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 室の管理に関する事。
 - (2) 所属機器の管理に関する事。
 - (3) その他新生児集中治療業務に関する事。
- 7 急病センターの分掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) センターの管理に関する事。
 - (2) 救急患者の処置に関する事。
 - (3) 所属機器の管理に関する事。
 - (4) その他救急患者に関する事。
- 8 人工透析室の分掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 室の管理に関する事。
 - (2) 人工透析治療に関する事。
 - (3) 所属機器の管理に関する事。
 - (4) その他人工透析業務に関する事。
- 9 検査室の分掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 室の管理に関する事。
 - (2) 臨床検査に関する事。
 - (3) 病理解剖の介助に関する事。
 - (4) 標本の整理保管に関する事。
 - (5) 所属機器の管理に関する事。
 - (6) その他臨床検査業務に関する事。
- 10 放射線室の分掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 室の管理に関する事。
 - (2) 放射線検査に関する事。
 - (3) R I、C T、超音波及びM R I 検査に関する事。
 - (4) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に関する事。
 - (5) 医用画像の管理に関する事。
 - (6) 放射線治療装置の管理に関する事。
 - (7) 放射線同位元素の管理に関する事。

- (8) 所属機器の管理に関する事。
- (9) その他放射線業務に関する事。
- 11 薬剤室の分掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 室の管理に関する事。
 - (2) 調剤及び製剤に関する事。
 - (3) 薬品の試験検査に関する事。
 - (4) 薬品、衛生材料等の管理及び出納保管に関する事。
 - (5) 処方せんの整理、統計等に関する事。
 - (6) 所属機器の管理に関する事。
 - (7) その他薬事に関する事。
- 12 診療情報管理室の分掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 室の管理に関する事。
 - (2) 診療記録の管理に関する事。
 - (3) その他診療記録に関する事。
- 13 栄養室の分掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 給食に関する事。
 - (2) 栄養指導及び相談に関する事。
 - (3) その他栄養業務に関する事。
- 14 地域医療連携室の分掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 患者に係る他の医療機関等との連絡調整及び連携に関する事。
 - (2) その他病診・病病連携に関する事。
- 15 医療安全管理室の分掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 安全管理対策に関する事。
 - (2) 医療事故対策に関する事。
 - (3) 医事紛争に関する事。
 - (4) その他医療安全に関する事。
- 16 医療情報室の分掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 医療情報システムの構築に関する事。
 - (2) その他医療情報システムの調整に関する事。
- 17 リハビリテーション室の分掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 室の管理に関する事。
 - (2) 物理療法、水治療法及び運動療法に関する事。
 - (3) 所属機器の管理に関する事。
 - (4) その他理学療法業務に関する事。
- 18 医療福祉相談室の分掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 医療福祉相談及び患者指導に関する事。
 - (2) 医療社会事業に関する事。
 - (3) その他医療福祉に関する事。
- 19 看護部の分掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 看護及び診療介助に関する事。
 - (2) 中央材料室の業務に関する事。
 - (3) 病棟、外来診察室等の管理に関する事。
 - (4) 看護要員等の教育、研究、業務指導及び配置に関する事。
 - (5) 看護師宿舎の運営に関する事。
 - (6) その他看護業務に関する事。

20 管理課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 文書及び公印に関する事。
- (2) 情報公開及び個人情報保護に関する事。
- (3) 条例、規則、規程等の制定及び解釈、運用に関する事。
- (4) 職員の任免、分限、懲戒、表彰、服務その他身分に関する事。
- (5) 職員の勤務条件に関する事。
- (6) 給与、報酬、費用弁償等に関する事。
- (7) 職員の研修、福利厚生、安全及び衛生管理に関する事。
- (8) 庁舎の管理に関する事。
- (9) 臨床研修指定病院に関する事。
- (10) 消防訓練に関する事。
- (11) 医学図書に関する事。
- (12) 医療訴訟に関する事。
- (13) 院内事務の連絡に関する事。
- (14) 庶務に関する事。
- (15) 病院及び附属施設、設備等の維持管理及び補修に関する事
- (16) 他課に属しない事。

21 医事課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 医療事務に関する事。
- (2) 患者の対応に関する事。
- (3) 診療報酬、診療収入の算定、請求、調定及び収納に関する事。
- (4) 医事に係る報告、届出及び諸証明交付に関する事。
- (5) 医事統計に関する事。
- (6) 診療録の管理に関する事。
- (7) 人間ドック、検診業務等に関する事。
- (8) 急病センターに関する事。
- (9) その他医事に関する事。

22 財務課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 予算及び決算に関する事。
- (2) 補助金、企業債及び一時借入金に関する事。
- (3) 財政計画に関する事。
- (4) 財産の取得、管理及び処分に関する事。
- (5) 現金及び有価証券等の出納及び保管に関する事。
- (6) 物品の出納及び保管に関する事。
- (7) その他経理に関する事。

23 企画課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 病院業務の総合計画に関する事。
- (2) 事務改善に関する事。
- (3) 病院機能評価に関する事。
- (4) 広報に関する事。
- (5) 統計及び調査に関する事。
- (6) 医療情報システムの開発及び機器の保守管理に関する事。
- (7) 特に命じた事項に関する事。
- (8) その他企画及び医療情報システムに関する事。

第6条の表第1号中「副院長」を「副院長 診療部長 診療支援部長」に改め、

同表第 3 号中「救急部長 検査部長 放射線部長」を「室長 所長」に、「薬剤部長」を「薬剤師長」に改め、同表第 4 号中「副薬剤部長」を「副薬剤師長」に改め、同表第 5 号中「主任理学療法士 主任検査技師」を「主任検査技師」に、「主任薬剤師」を「主任薬剤師 主任理学療法士」に改め、同表第 7 号中

「
臨床心理士 視能訓練士 理学療法士 検査技師
放射線技師 薬剤師 看護師 臨床工学技士
主任技師 技師 栄養士 医療補助員

」に改める。

「
検査技師 放射線技師 薬剤師 視能訓練士
栄養士 理学療法士 臨床心理士 看護師 臨床工学技士
主任技師 技師 医療補助員

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

那霸市病院管理規程第 6 号
平成 1 6 年 4 月 1 日
公 布 済

那霸市立病院事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那霸市病院事業管理者
市立病院長 與 儀 實 津 夫

那霸市立病院事務決裁規程の一部を改正する規程

那霸市立病院事務決裁規程（平成15年那霸市病院管理規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「科、部及び課」を「課等」に改める。

別表第 1 診療科及び救急部の専決事項の項中

「
を

副院長	総括科部長	救急部長
総括科部長 救急部長	科部長以下の職員	医長以下の職員

」

「 に、「副院長の」を「診療部長の」

副院長	診療部長	総括科部長 室長 所長
診療部長	総括科部長 室長 所長	科部長以下の 職員 室長以外の職 員 所長以外の職 員

」

に改め、同項を同表診療部の専決事項の項とし、同表第1検査部、放射線部及び薬剤部の専決事項の項を次のように改める。

号	事項	専決区分		
		副院長	診療支援 部長	技師長 薬剤師長 室長
1	(1) 職員の年次休暇、生理休暇、妊婦母体保護休暇、妊婦健康診査休暇、育児休暇、結婚休暇、出産補助休暇、予防接種休暇、夏期休暇、忌引休暇及び祭日休暇並びにその他休暇で管理者が指定するものに関する事。 (2) 職務専念義務免除である盆休暇及びリフレッシュ休暇に関する事。 (3) 私事旅行届出に関する事。 (4) 職員の時間外勤務及び休日勤務の命令に関する事。 (5) 職員の出張命令に関する事。	診療支援部 長	技師長 薬剤師長 室長 リハビリテ ーション室 所属職員 医療福祉相 談室所属職 員	副技師長以 下の職員 副薬剤師長 以下の職員 室長以外の 職員
2	実習生の受入れに関する事。			

別表第1検査部、放射線部及び薬剤部の専決事項の項を同表診療支援部の専決事項の項とする。

別表第4を次のように改める。

別表第4

部等	専決者	第1順位の代決者	第2順位の代決者
	副院長	他の副院長	
診療部	診療部長		
	総括科部長	主務の科部長	
	科部長(総括科部長を 置かない科)	主務の医長	
	室長、所長		
診療支援部	診療支援部長		
	技師長	副技師長	主務の主任検査技師又は 主務の主任放射線技師
	薬剤師長	副薬剤部長	主務の主任薬剤師
	室長		
看護部	看護部長	主務の副看護部長	他の副看護部長
事務局	事務局長	次長	主務の課長
	次長	主務の課長又は主幹若しくは技幹	
	課長	主務の係長、主査又は技査	

備考 この表を適用する場合において、代決者が不在のときは、専決者の上司が専決者の専決すべき事項を代決する。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

那覇市病院管理規程第 7 号

平成 1 6 年 4 月 1 日

公 布 済

那覇市立病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市病院事業管理者

市立病院長 與 儀 實 津 夫

那覇市立病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

那覇市立病院企業職員の給与に関する規程（平成15年那覇市病院管理規程第21号）の一部を次のように改正する。

別表第 6 中事務局長の項を診療部長、診療支援部長、事務局長の項とし、検査部長、放射線部長、技師長、薬剤部長、看護部長及び課長の項を技師長、薬剤師長、室長（病院事業管理者が定める者に限る。）看護部長、課長の項とし、副技師長、副薬剤部長、副看護部長、主幹及び技幹の項を副技師長、副薬剤師長、副看護部長、主幹、技幹の項とする。

別表第 7 中「副院長」の次に「、診療部長、診療支援部長」を加え、「救急部長、検査部長、放射線部長」を「室長、所長」に、「薬剤部長」を「薬剤師長」に、「副薬剤部長」を「副薬剤師長」に改める。

別表第 8 中副院長、事務局長の項を副院長、診療部長、診療支援部長、事務局長の項とし、総括科部長、科部長、救急部長、検査部長、放射線部長、技師長、薬剤部長、看護部長、課長、副技師長、副薬剤部長、副看護部長、主幹、技幹の項を総括科部長、科部長、室長、所長、技師長、薬剤師長、看護部長、課長、副技師長、副薬剤師長、副看護部長、主幹、技幹の項とし、医長、医師、歯科医師、主任理学療法士、主任検査技師、主任放射線技師、主任薬剤師、看護師長、係長、主査、技査、主任看護師、主任医療事務員、主任主事、主任技師の項を医長、医師、歯科医師、主任検査技師、主任放射線技師、主任薬剤師、主任理学療法士、看護師長、係長、主査、技査、主任看護師、主任医療事務員、主任主事、主任技師の項とする。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

那覇市病院管理規程第 8 号

平成 1 6 年 4 月 1 日

公 布 済

那覇市立病院企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市病院事業管理者
市立病院長 與 儀 實 津 夫

那覇市立病院企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程

那覇市立病院企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程(平成15年那覇市病院管理規程第22号)の一部を次のように改正する。

別表第1イ企業医療職給料表(1)級別標準職務表2級の項及び3級の項中「救急部長、検査部長又は放射線部長」を「室長又は所長」に改め、同表4級の項中「副院長」を「副院長、診療部長又は診療支援部長」に、「救急部長、検査部長又は放射線部長」を「室長又は所長」に改める。

別表第1ウ企業医療職給料表(2)級別標準職務表4級の項中「副薬剤部長又は副技師長」を「副技師長又は副薬剤師長」に改め、同表5級の項中「薬剤部長又は技師長」を「技師長、薬剤師長又は室長」に、「副薬剤部長又は副技師長」を「副技師長又は副薬剤師長」に改め、同表6級の項中「薬剤部長又は技師長」を「技師長、薬剤師長又は室長」に、「副薬剤部長又は副技師長」を「副技師長又は副薬剤師長」に改める。

別表第1工企業医療職給料表(3)級別標準職務表5級の項中「副看護部長」を「副看護部長又は室長」に改め、同表6級の項中「副看護部長」を「副看護部長又は室長」に改める。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

那覇市病院管理規程第9号

平成16年4月1日

公 布 済

那覇市立病院企業職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市病院事業管理者
市立病院長 與 儀 實 津 夫

那覇市立病院企業職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程

那覇市立病院企業職員の旅費に関する規程(平成15年那覇市病院管理規程第27号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表 2 等級の職務にある者の項中「副院長」の次に「、診療部長、診療支援部長」を加え、「救急部長、検査部長、放射線部長」を「室長、所長」に、「薬剤部長」を「薬剤師長」に、「副薬剤部長」を「副薬剤師長」に改め、同表 3 等級の職務にある者の項中「、主任理学療法士」を削り、「主任薬剤師」の次に「、主任理学療法士」を加える。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

那覇市病院管理規程第 10 号

平成 1 6 年 4 月 1 日

公 布 済

那覇市立病院被服貸与規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市病院事業管理者

市立病院長 與 儀 實 津 夫

那覇市立病院被服貸与規程の一部を改正する規程

那覇市立病院被服貸与規程（平成15年那覇市病院管理規程第28号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「科、部及び課の長」を「所属長」に改める。

別表中臨床心理士、視能訓練士、検査部及び薬剤部の事務員の項を臨床心理士、視能訓練士、検査室及び薬剤室の事務員の項とし、管理課(企画施設係)の項を管理課(施設係)の項とし、医事課(医療福祉相談員、人間ドック職員)の項を医療福祉相談員、人間ドック職員の項とし、医事課(栄養士)の項を栄養士の項とする。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

那覇市病院管理規程第 11 号

平成 1 6 年 4 月 1 日

公 布 済

那覇市立病院臨時職員の身分取扱いに関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市病院事業管理者

市立病院長 與 儀 實 津 夫

那覇市立病院臨時職員の身分取扱いに関する規程の一部を改正する規程

那覇市立病院臨時職員の身分取扱いに関する規程（平成15年那覇市病院管理規程第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「科、部及び課（以下「科部課」という。）の長」を「所属長」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

区	分	日	額
一 般 事 務	職		6,200円
保 育 士	職		6,610円
看 護 師	甲		9,330円
	乙		9,760円
	丙		10,020円
	丁		10,290円
准 看 護 師	甲		7,580円
	乙		7,830円
	丙		8,100円
	丁		8,390円
栄 養 士・医 療 技 術 員			7,690円
放 射 線 技 師	甲		8,340円
	乙		9,070円
	丙		9,370円
	丁		9,660円
臨 床 検 査 技 師	甲		8,340円
	乙		9,070円
	丙		9,370円
	丁		9,660円
薬 剤 師	3 年 未 満		9,970円
	3 年 以 上		10,870円
そ の 他 の 臨 時 職 員		管理者が定める額	

備考

- 1 区分欄の甲は経験年数1年未満の者、乙は経験年数1年以上3年未満の者、丙は経験年数3年以上5年未満の者、丁は経験年数5年以上の者とする。
- 2 この表を適用する場合における臨時職員の経験年数については、それぞれの免許を取得した時以後のものとする。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

那覇市病院管理規程第12号
平成16年4月1日
公 布 済

那覇市立病院非常勤職員の身分取扱いに関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市病院事業管理者
市立病院長 與 儀 實 津 夫

那覇市立病院非常勤職員の身分取扱いに関する規程の一部を改正する規程

那覇市立病院非常勤職員の身分取扱いに関する規程（平成15年那覇市病院管理規程第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「科、部及び課（以下「科部課」という。）の長」を「所属長」に改め、同条第2項中「科部課の長」を「所属長」に改める。

第9条第1項及び第2項並びに第10条第1項中「科部課の長」を「所属長」に改める。

第12条を削り、第13条を第12条とし、第14条を第13条とし、第15条を第14条とする。

別表を次のように改める。

別表

番号	区分	報酬額	(1)週休日 (2)勤務日	1 週 間の 勤務 日数	勤務時間	1日の勤務時間数 (かっこ内は休憩 時間)
1	非常勤事務員	時 給 910 円	(1)日曜日 及び土 曜日 (2)月曜日 から金曜 日まで	5日	(1)8時～15時	6時間(60分)
					(2)8時30分～15時 30分	6時間(60分)
					(3)8時30分～16時 30分	7時間(60分)
					(4)8時30分～17時	7時間30分(60分)
					(5)9時～16時	6時間(60分)
					(6)9時～17時	7時間(60分)
					(7)9時30分～16時 30分	6時間(60分)
					(8)10時～17時	6時間(60分)
2	非常勤手話通訳士	時 給 1,350円	(1)日曜日 及び土 曜日 (2)月曜日 から金曜 日まで	5日	9時～16時	6時間(60分)
3	非常勤手話通訳者	時 給 1,000円	非常勤手話通訳士と同じ			
4	非常勤医療ソーシャルワーカー(甲)	時 給 1,040円	(1)日曜日 及び土 曜日 (2)月曜日 から金 曜日ま で	5日	(1) 8時～15時 (2) 10時～17時	6時間(60分)
	非常勤医療ソーシャルワーカー(乙)	時 給 1,180円				
5	非常勤歯科衛生士	時 給 1,080円	(1)日曜日 及び土	5日	(1)8時30分～15時 30分	6時間(60分)

			及び土曜日 (2)月曜日から金曜日まで		(2)10時～17時	6時間(60分)
6	非常勤看護助手	時給 980円	(1)所属長が指定する日 (2)日曜日から土曜日までの交替制	5日	(1)8時～14時45分	6時間(45分)
					(2)8時30分～15時30分	6時間(60分)
					(3)9時～15時45分	6時間(45分)
					(4)12時45分～19時30分	6時間(45分)
7	非常勤薬剤師(ア)	時給 1,570円	(1)所属長が指定する日 (2)日曜日から土曜日までの交替制	3日～4日	(1)8時30分～20時	10時間30分(60分)
	非常勤薬剤師(イ)	時給 1,940円			(2)19時30分～0時	4時間30分(なし)
	非常勤薬剤師(ウ)	時給 2,310円			(3)19時30分～8時30分	12時間(60分)
8	非常勤放射線技師(ア)	時給 1,570円	(1)設定しない (2)当番制	1日	(1)7時30分～19時30分	11時間(60分)
	非常勤放射線技師(イ)	時給 1,940円			(2)11時30分～23時	10時間30分(60分)
	非常勤放射線技師(ウ)	時給 2,310円			(3)19時30分～7時30分	11時間(60分)
9	非常勤臨床検査技師(ア)	時給 1,570円	(1)日曜日及び土曜日 (2)月曜日から金曜日まで	4日	9時～16時	6時間(60分)
	非常勤臨床検査技師(イ)	時給 1,940円				
	非常勤臨床検査技師(ウ)	時給 2,310円				
10	非常勤看護師(甲ア)	時給 1,450円	(1)所属長が指定する日 (2)日曜日から土曜日までの交替制	3日～5日	(1)8時30分～17時	7時間45分(45分)
	非常勤看護師(甲イ)	時給 1,790円			(2)8時～16時30分	7時間45分(45分)
	非常勤看護師(甲ウ)	時給 2,130円			(3)16時～0時30分	7時間45分(45分)
	非常勤看護師(乙ア)	時給 1,620円			(4)0時～8時30分	7時間45分(45分)
	非常勤看護師(乙イ)	時給 2,000円			(5)13時～21時30分	7時間45分(45分)
	非常勤看護師(乙ウ)	時給 2,380円			(6)7時45分～14時45分	6時間(60分)
					(7)8時～12時	4時間(なし)
					(8)8時30分～12時30分	4時間(なし)
					(9)8時30分～14時30分	5時間(60分)
					(10)8時30分～15時30分	6時間(60分)
					(11)8時30分～16時30分	7時間(60分)
					(12)9時～14時	4時間(60分)
					(13)9時～15時	5時間(60分)
					(14)9時～16時	6時間(60分)
					(15)9時～17時	7時間(60分)
						(16)10時～17時

11	非常勤准看護師(甲ア)	時 給 1,210円	非常勤看護師と同じ			
	非常勤准看護師(甲イ)	時 給 1,500円				
	非常勤准看護師(甲ウ)	時 給 1,780円				
	非常勤准看護師(乙ア)	時 給 1,380円				
	非常勤准看護師(乙イ)	時 給 1,700円				
	非常勤准看護師(乙ウ)	時 給 2,030円				
12	非常勤医師(診療各科)	別に定める	(1) 設定しない (2) 月曜日から金曜日までの当番制	1日 ~ 5日	(1) 8時30分~17時 (2) 13時~17時15分	7時間45分(60分) 4時間15分(なし)
13	非常勤医師(急病センター)	別に定める	(1) 設定しない (2) 当番制	1日	(1) 8時30分~19時30分	10時間(60分)
					(2) 8時30分~14時	5時間30分(なし)
					(3) 14時~19時30分	5時間30分(なし)
					(4) 19時30分~23時30分	4時間(なし)
					(5) 19時30分~7時30分	11時間(60分)
14	非常勤医師(研修医)	別に定める				

備考

- 1 非常勤医療ソーシャルワーカーの甲は経験年数3年未満の者、乙は経験年数3年以上の者とする。
- 2 非常勤看護師及び非常勤准看護師の甲は経験年数5年未満の者、乙は経験年数5年以上の者とする。
- 3 この表を適用する場合における非常勤職員の経験年数については、それぞれその資格又は免許を取得した時以後のものとする。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

那覇市病院管理規程第13号

平成16年4月1日
公 布 済

地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第41条の施行に伴う関係規程の整理に関する規程をここに公布する。

那覇市病院事業管理者
市立病院長 與儀實津夫

地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 41 条の
施行に伴う関係規程の整理に関する規程

(那覇市立病院企業職員就業規程の一部改正)

第 1 条 那覇市立病院企業職員就業規程(平成15年那覇市病院管理規程第15号)の
一部を次のように改正する。

第16条中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する
法律」に改める。

(那覇市立病院企業職員の職務に専念する義務の免除に関する規程の一部改正)

第 2 条 那覇市立病院企業職員の職務に専念する義務の免除に関する規程(平成15
年那覇市病院管理規程第16号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に
関する法律」に改める。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

那覇市病院管理規程第 14 号

平成 1 6 年 4 月 1 日

公 布 済

那覇市立病院使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程をここに公
布する。

那覇市病院事業管理者

市立病院長 與 儀 實 津 夫

那覇市立病院使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程

那覇市立病院使用料及び手数料施行規程(平成15年那覇市病院管理規程第30号)
の一部を次のように改正する。

別表第 1 人間ドック料の項中「25,000円」を「26,250円」に、「45,000円」を「47,250
円」に、「35,000円」を「36,750円」に改め、同表外来透析受診者食事料の項中「477
円」を「500円」に改め、同表診療券の再発行料金の項中「200円」を「210円」に改
める。

別表第 2 診断書の項中「2,000円」を「2,100円」に、「1,000円」を「1,050円」に、
「3,000円」を「3,150円」に改め、同表証明書の項中「3,000円」を「3,150円」に、
「1,000円」を「1,050円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 消費税法(昭和63年法律第108号)第 6 条の規定により非課税とされるも
のについては、この表に定める額に105分の100を乗じて得た額とする。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

病 院 告 示

那 霸 市 病 院 告 示 第 1 号

平 成 1 6 年 4 月 1 日

掲 示 済

那霸市立病院医事業務委託に伴う収納事務について

医事業務委託に伴う収納事務について、那霸市会計規則第 3 4 条第 2 項により告示する。

那 霸 市 病 院 事 業 管 理 者

市 立 病 院 長 與 儀 實 津 夫

- 1 委託業務の名称
那霸市立病院医事業務委託に伴う収納事務
- 2 受託者の住所 東京都千代田区神田駿河台 2 丁目 9 番地
- 3 受託者の名称 株式会社 ニチイ学館
- 4 受託期間 自 平成 1 6 年 4 月 1 日
至 平成 1 7 年 3 月 3 1 日

那 霸 市 病 院 告 示 第 2 号

平 成 1 6 年 4 月 1 日

掲 示 済

那霸市立病院医事業務に伴う徴収または収納事務について

医事業務委託に伴う収納事務について、那霸市会計規則第 3 4 条第 2 項により告示する。

那 霸 市 病 院 事 業 管 理 者

市 立 病 院 長 與 儀 實 津 夫

- 1 委託業務の名称
那霸市立病院医事業務に伴う徴収または収納事務
- 2 受託者の住所 沖縄県宜野湾普天間 1 丁目 9 番 1 0 号
- 3 受託者の名称 有限会社 ベストコレクト
- 4 受託期間 自 平成 1 6 年 4 月 1 日
至 平成 1 7 年 3 月 3 1 日

那 霸 市 病 院 告 示 第 3 号

平 成 1 6 年 4 月 1 5 日

平成16年(2004年)2月那覇市議会定例会で議決された平成16年度那覇市病院事業会計予算の要領は、次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成16年度那覇市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成16年度那覇市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数		470 床
(2) 年間患者数		
	入 院	163,335 人
	外 来	277,100 人
(3) 一日平均患者数		
	入 院	447 人
	外 来	1,145 人
(4) 主要な建設改良事業		
	施設整備費	194,886 千円
	医療器械器具及び備品購入等	150,000 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款	病院事業収益	9,138,639	千円
第1項	医業収益	8,777,779	千円
第2項	医業外収益	358,358	千円
第3項	特別利益	2,502	千円
	支	出	
第1款	病院事業費用	9,027,471	千円
第1項	医業費用	8,830,318	千円
第2項	医業外費用	137,151	千円

第 3 項	特別損失	30,002	千円
第 4 項	予備費	30,000	千円

(資 本 的 収 入 及 び 支 出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 106,582 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 16,423 千円、過年度分損益勘定留保資金 90,159 千円で補填する。)

収 入			
第 1 款	資本的収入	550,899	千円
第 1 項	企業債	342,500	千円
第 2 項	補助金	1	千円
第 3 項	出資金	208,397	千円
第 4 項	固定資産売却収入	1	千円

支 出			
第 1 款	資本的支出	657,481	千円
第 1 項	建設改良費	344,886	千円
第 2 項	企業債償還金	312,595	千円

(債 務 負 担 行 為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
医局用複写機賃借料	平成 1 7 年度 ~ 2 0 年度	4,300 千円
病歴システム賃借料	平成 1 7 年度 ~ 2 1 年度	9,610 千円
画像システム賃借料 (16 年度分)	平成 1 7 年度 ~ 2 0 年度	75,600 千円
診療費自動支払システム賃借料	平成 1 7 年度 ~ 2 1 年度	34,692 千円
新医療システム賃借料 (16 年度分)	平成 1 7 年度 ~ 2 1 年度	23,976 千円
保温食器賃借料	平成 1 7 年度 ~ 1 9 年度	9,298 千円
細菌検査機器賃借料	平成 1 7 年度 ~ 1 9 年度	8,702 千円
内視鏡画像システム賃借料	平成 1 7 年度 ~ 1 8 年度	1,260 千円

(企 業 債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	施設整備事業
限 度 額	192,500 千円

起債の方法	証書借入
利 率	年 5%以内
償還の方法	借入先の融資条件による。ただし企業財政その他の都合により 繰上償還又は低利に借り換えることができる。
起債の目的	機器備品整備事業
限 度 額	150,000 千円
起債の方法	証書借入
利 率	年 5%以内
償還の方法	借入先の融資条件による。ただし企業財政その他の都合により 繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、1,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項目の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項目の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出における医業費用、医業外費用及び特別損失の相互間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 9 条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 5,056,643 千円

(2) 交際費 500 千円

(たな卸資産購入限度額)

第 10 条 たな卸資産の購入限度額は、1,650,000 千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第 11 条 重要な資産の取得及び処分は次のとおりとする。

	種類	名称	数量
1 取得する資産	機器備品	セントラルモニター	一式
	機器備品	結石破碎装置	一式

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第 4 号

平成 1 6 年 3 月 3 1 日

公 布 済

那覇市教育委員会臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会
委員長 野原正徳

那覇市教育委員会臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則

那覇市教育委員会臨時職員の身分取扱いに関する規則(昭和 60 年那覇市教育委員会規則第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「第 2 条第 2 号」を「第 2 条第 5 号及び第 6 号」に改める。

付 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

那覇市教育委員会規則第 5 号

平成 1 6 年 3 月 3 1 日

公 布 済

那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会
委員長 野原正徳

那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市教育委員会の組織等に関する規則(平成 15 年那覇市教育委員会規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条の表を次のように改める。

部	課及び室	室、班及び係
生涯学習部	総務課	企画財務班 総務係 人事係
	社会教育・スポーツ課	社会教育班 生涯学習振興班 市民スポーツ班 健全育成室
	文化財課	埋蔵文化財班 文化財係
	施設管理課	施設係 用地管理係

学校教育部	学校教育課	指導班 教育企画係 教職員係 保健係
	やる気・元気サポート室	
	学務課	就学奨励係 学事係 振興係
	学校給食室	

第 8 条の表を次のように改める。

教育機関の種類	所管する部、課等	
	部	課及び室
公民館	生涯学習部	社会教育・スポーツ課
図書館		
視聴覚ライブラリー		
博物館		
教育研究所	学校教育部	学校教育課
青少年センター		やる気・元気サポート室
学校給食センター		学校給食室

第 9 条の表を次のように改める。

公の施設の種類又は名称	所管する部、課等	
	部	課及び室
共同利用施設	生涯学習部	社会教育・スポーツ課
那覇市民体育館		
那覇市民首里石嶺プール		
漫湖公園市民庭球場		
那覇新都心多目的広場		
那覇市立森の家みんな		
玉陵		文化財課
識名園		

第 10 条の見出し中「班及び」を削り、同条中「班及び」を削り、同条の表を次のように改める。

教育機関の名称	係
中央図書館	総務係 奉仕・視聴覚ライブラリー係
青少年センター	相談係 街頭指導係

第 12 条の表を次のように改める。

附属機関の名称	庶務担当課
那覇市立学校適正規模等審議会	総務課
那覇市生涯学習推進協議会	社会教育・スポーツ課
那覇市スポーツ振興審議会	
社会教育委員	
那覇市青少年問題協議会	
那覇市文化財調査審議会	文化財課
那覇市公民館運営審議会	中央公民館
那覇市立図書館協議会	中央図書館
那覇市立壺屋焼物博物館協議会	壺屋焼物博物館
那覇市就学指導委員会	学校教育課
那覇市立学校結核対策委員会	
那覇市立幼稚園 2 年保育モデル事業評価委員会	
那覇市立教育研究所運営審議会	教育研究所

第 15 条第 1 項の表中

「

係	係長
---	----

」を「

係又は室	係長又は室長
------	--------

」に

改め、同条第 2 項の表中

「

主任主事	主任技師
主事	技師
専門員	

」を「

教育相談員	主任主事
主任技師	主事
技師	技師
専門員	

」に

改める。

第 17 条第 2 項の表中

「

主幹	上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監
主査	督する。

」を

「

指導主事	上司の命を受けて調査研究及び指導業務に従事する。
主査	上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

」に

改める。

第 18 条の見出し中「主幹等」を「主査等」に改め、同条第 1 項を削り、同条第 2 項を同条とする。

第 19 条第 1 項中「第 2 条第 5 号」の次に「及び第 6 号」を加え、同項の表中

「

課長	係長
室長	主査
所長	副所長
館長	館長（中央公民館を除く公民館の館長）
主幹	分館長
	指導主事
	社会教育主事
	主任教諭
	主任学芸員
	主任専門員

」を「

課長	係長
室長（やる気・元気サポート室及び学校給食室の室長）	室長（健全育成室の室長）
所長	主査
館長（中央公民館、図書館及び博物館の館長）	副所長
主幹	館長（中央公民館を除く公民館の館長）
	分館長
	指導主事
	社会教育主事
	主任教諭
	主任学芸員
	主任専門員

」に

改める。

別表第 1 総務課の項第 7 号を次のように改める。

7 教育に係る調査及び広報並びに教育行政に関する相談に関すること。

別表第 1 社会教育・スポーツ課の項第 6 号中「那覇市」を削り、同項中第 25 号を第 30 号とし、第 24 号を第 29 号とし、第 23 号を第 28 号とし、第 22 号の次に次の 5 号を加える。

23 青少年問題及び青少年の健全育成に関する企画、調査及び研究に関すること。

- 24 青少年施設の設置及び廃止に関すること。
 25 青少年機関及び関係団体等との連絡調整に関すること。
 26 青少年団体の育成及び指導助言に関すること。
 27 青少年問題協議会に関すること。

別表第 1 施設管理課の項第 2 号中「教育」を削る。

別表第 1 学校教育課の項中第 20 号を第 23 号とし、第 15 号から第 19 号までを 3 号ずつ繰り下げ、第 18 号の前に次の 1 号を加える。

17 学校結核対策委員会に関すること。

別表第 1 学校教育課の項中第 14 号を第 16 号とし、第 8 号から第 13 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 10 号の前に次の 1 号を加える。

9 幼稚園 2 年保育モデル事業評価委員会に関すること。

別表第 1 学校教育課の項中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

6 就学指導委員会に関すること。

別表第 1 学校教育課の項の次に次のように加える。

やる気・元気 サポート室	1 不登校対策に関する企画、調査及び研究に関すること。 2 不登校への対応に関する学校への指導及び助言並びに支援に関すること。 3 きら星学級（適応指導教室をいう。）に関すること。 4 児童生徒の問題行動に関すること。 5 室内庶務に関すること。
-----------------	---

別表第 1 学務課の項第 11 号中「(学校給食室に係る庶務の一部を含む。)」を削る。

別表第 1 学校給食室の項第 6 号中「(学務課において分掌する庶務の一部を除く。)」を削る。

別表第 2 中「別表第 2 (第 12 条関係)」を「別表第 2 (第 11 条関係)」に改め、同表久茂地公民館小禄南公民館首里公民館若狭公民館石嶺公民館の項第 4 号中「レクリエーション等」を「レクリエーション等」に改める。

別表第 2 青少年センターの項第 3 号中「及び継続指導」を削り、同項第 5 号を次のように改める。

5 あけもどろ学級（適応指導教室をいう。）に関すること。

別表第 2 青少年センターの項中第 6 号から第 11 号までを削り、第 12 号を第 6 号とし、第 13 号を第 7 号とする。

付 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

那覇市教育委員会規則第 6 号

平成 16 年 3 月 31 日

公 布 済

那覇市立視聴覚ライブラリー設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会
委員長 野原正徳

那覇市立視聴覚ライブラリー設置条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市立視聴覚ライブラリー設置条例施行規則(昭和48年那覇市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号を次のように改める。

- (1) 日曜日及び月曜日

付 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

那覇市教育委員会規則第7号
平成16年3月31日
公 布 済

那覇市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会
委員長 野原正徳

那覇市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市体育施設条例施行規則(平成15年那覇市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項第6号中「規定にかかわらず」を「規定を除くほか」に改める。

第1号様式中

「 料 金 () を 「 使 用 料 () に、

「 合 計 料 金 () 合 計 額 円

合 計 料 金 ()	合 計 額 円
	減 免 額 円
使 用 料 ()	円

」

合計使用料()	円
減 免 額 ()	円
減免後使用料()	円

改める。

第2号様式中

・ハードコート (面)	・クラブハウス
・砂入り人工芝コート(面)	

・ハードコート	・砂入り人工芝コート	・クラブハウス
---------	------------	---------

「免除者」を「免除対象者」に、

年 月 日	時~	時(コート	~)
	時~	時(コート	~)
	時~	時(コート	~)

年 月 日	時~	時(コート)
年 月 日	時~	時(コート)
年 月 日	時~	時(コート)
年 月 日	時~	時(コート)
年 月 日	時~	時(コート)

コート・照明設備料金				クラブハウス料金			
円×	時間×	面 =	円	円×	時間 =	円	
円×	時間×	面 =	円	円×	時間 =	円	
円×	時間×	面 =	円	円×	時間 =	円	

コート・照明設備				クラブハウス			
円×	時間×	面 =	円	円×	時間 =	円	
円×	時間×	面 =	円	円×	時間 =	円	
円×	時間×	面 =	円	円×	時間 =	円	
円×	時間×	面 =	円	円×	時間 =	円	
円×	時間×	面 =	円	円×	時間 =	円	

改める。

第4号様式中

「料 金」を「使 用 料」に、

「合 計 料 金」を

合 計 料 金	合 計 額 減 免 額	円
使 用 料		円

」に

合 計 使 用 料		円
減 免 額		円
減 免 後 使 用 料		円

改める。
第5号様式中

「・ハードコート (面) ・クラブハウス
・砂入り人工芝コート(面)」を

」に、
「・ハードコート ・砂入り人工芝コート ・クラブハウス」

「免除者」を「免除対象者」に、
「

年	月	日	時~	時(コート	~)
			時~	時(コート)
			時~	時(コート)

」を

」に、
「

年	月	日	時~	時(コート)
			時~	時(コート)
			時~	時(コート)
			時~	時(コート)
			時~	時(コート)

」

」を
「

コート・照明設備料金	クラブハウス料金
円× 時間× 面 = 円	円× 時間 = 円
円× 時間× 面 = 円	円× 時間 = 円
円× 時間× 面 = 円	円× 時間 = 円

」

「 に

コート・照明設備				クラブハウス			
円×	時間×	面 =	円	円×	時間 =	円	
円×	時間×	面 =	円	円×	時間 =	円	
円×	時間×	面 =	円	円×	時間 =	円	
円×	時間×	面 =	円	円×	時間 =	円	
円×	時間×	面 =	円	円×	時間 =	円	

」

改める。

付 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 改正後の那覇市体育施設条例施行規則の規定にかかわらず、なお当分の間、従前の様式を使用することができる。

那覇市教育委員会規則第 8 号

平成 1 6 年 3 月 3 1 日

公 布 済

那覇新都心多目的広場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会
委員長 野原正徳

那覇新都心多目的広場条例施行規則の一部を改正する規則

那覇新都心多目的広場条例施行規則（平成15年那覇市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項を次のように改める。

条例第3条の規定により多目的広場の使用許可を受けようとするものは、新都心多目的広場使用許可申請書（第1号様式。以下「使用許可申請書」という。）を教育長に提出しなければならない。

第4条中第3項を第5項とし、第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 前項の使用許可の申請は、使用日の39日前から30日前まで（前条第3項の規定にかかるとについては、使用日の属する月の6月前から使用日の40日前まで）とする。ただし、申請の期間後においても使用許可を受けようとするものがないときは、先着で使用日の3日前まで申請できるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、教育長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

第7条第1項第2号を次のように改める。

(2) 本市が共催する行事のために使用する場合 5割減額

第7条第1項第3号中「規定にかかわらず」を「規定を除くほか」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 前号に規定する場合において、教育長が特に必要と認めるとき
免除
- (4) 沖縄県中学校体育連盟及び那覇地区中学校体育連盟並びに那覇市スポーツ少年団が主催する児童生徒を対象とした行事に使用する
場合 免除

第1号様式中「参加人数」を「使用人数」に、「金額」を「使用料」に改める。
第2号様式を次のように改める。

第2号様式(第4条関係)

<p>那覇新都心多目的広場使用許可書</p>							
<p>平成 年 月 日</p>							
団体名							
代表者名							
住 所							
連絡先	自宅	職場	携帯等				
<p>那覇市教育委員会教育長</p>			<p>印</p>				
<p>那覇新都心多目的広場の使用を次のとおり許可します。</p>							
1 使用日時	年	月	日				
		時から	時まで				
2 使用目的							
3 使用人数	人						
4 使用料	円						
備考							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">連番</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 15%; padding: 5px;">許可年月日</td> <td style="width: 45%; padding: 5px;">平成 年 月 日</td> </tr> </table>				連番		許可年月日	平成 年 月 日
連番		許可年月日	平成 年 月 日				

付 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 改正後の那覇新都心多目的広場条例施行規則の規定にかかわらず、なお当分の間、従前の様式を使用することができる。

那覇市教育委員会規則第 9 号
平成 1 6 年 3 月 3 1 日
公 布 済

那覇市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会
委員長 野原正徳

那覇市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

那覇市教育委員会公印規則(平成 10 年那覇市教育委員会規則第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 13 条を次のように改める。

(公印使用の記録)

第 13 条 管守者は、公印使用の記録を文書管理システム(コンピュータにより文書の処理及び管理を行うシステムをいう。以下同じ。)により管理する場合は、公印使用の都度、文書管理システムに押印月日、公印の種類等必要事項を入力しなければならない。

2 管守者は、公印使用の記録を文書管理システムにより管理しない場合は、公印使用の都度、次に掲げる帳簿又は総務課長が指定した文書に前項の必要事項を記入しなければならない。

ただし、当該文書に必要事項の記載があるときは、その記入を省略することができる。

- (1) 文書収発簿
- (2) 特例の帳簿
- (3) 公印使用簿(第 5 号様式)

別表中「別表」を「別表(第 4 条関係)」に改める。

第 1 号様式中「第 1 号様式」を「第 1 号様式(第 9 条関係)」に改める。

第 2 号様式中「第 2 号様式」を「第 2 号様式(第 10 条関係)」に改める。

第 3 号様式中「第 3 号様式」を「第 3 号様式(第 11 条関係)」に改める。

第 4 号様式中「第 4 号様式」を「第 4 号様式(第 12 条関係)」に改める。

第 5 号様式中「第 5 号様式」を「第 5 号様式(第 13 条関係)」に改める。

第 6 号様式中「第 6 号様式」を「第 6 号様式(第 16 条関係)」に改める。

第 7 号様式中「第 7 号様式」を「第 7 号様式(第 18 条関係)」に改める。

付 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

教育委員会訓令

那覇市教育委員会訓令第 4 号
平成 1 6 年 3 月 3 1 日
施 行 済

那覇市教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市教育委員会
委員長 野原正徳

那覇市教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

那覇市教育委員会職員安全衛生管理規程 (昭和 60 年那覇市教育委員会訓令第 1 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 2 条第 5 号」の次に「及び第 6 号」を加える。

付 則

この訓令は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

教育委員会教育長訓令

那覇市教育委員会教育長訓令第 5 号
平成 1 6 年 3 月 3 1 日
施 行 済

那覇市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市教育委員会
教育長 仲田美加子

那覇市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令

那覇市教育委員会教育長事務決裁規程 (平成 3 年那覇市教育委員会教育長訓令第 1 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 9 号を削り、第 10 号を第 9 号とする。

第 6 条中第 1 号及び第 2 号を削り、第 3 号を第 1 号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

(2) 異例に属し、又は先例になると認められる事項

(3) 紛議論争のあるもの、又は将来その原因となるおそれがあると認められる事項

第 6 条中第 5 号を次のように改める。

(5) その他特に上司において事案を知っておく必要があると認められる事項

第 6 条に次の 2 項を加える。

2 課長の専決又は決定事項のうち部長があらかじめ定めるものについては、主幹又は技幹が専決し、又は決定する。

3 係長の専決又は決定事項のうち課長があらかじめ定めるものについては、主査又は技査が専決し、又は決定する。

第 8 条第 1 項中「、主務」を「主務」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第 6 条第 2 項の規定に基づき主幹又は技幹の決定事項とされた事項については、副部長が不在のときは当該主幹又は技幹が代決する。

第 8 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、第 6 条第 2 項の規定に基づき主幹又は技幹の決定事項とされた事項については、副部長が不在のときは当該主幹又は技幹が代決する。

第 8 条第 3 項中「課長が専決」を「課長又は主幹若しくは技幹が専決」に、「課長」を「専決者」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第 6 条第 3 項の規定に基づき主査又は技査の決定事項とされた事項については、専決者が不在のときは当該主査又は技査が代決する。

第 8 条第 4 項中「係長が専決」を「係長又は主査若しくは技査が専決」に、「係長」を「専決者」に、「課長」を「直近の上司」に改め、同条第 5 項中「前 3 項」を「前各項」に改める。

第 11 条を削る。

第 10 条中「第 7 条及び第 8 条」を「第 7 条、第 8 条又は第 9 条第 3 項から第 5 項まで」に、「教育長又は専決者の登庁後速やかに報告」を「速やかに教育長又は専決者の閲覧に供」に改め、同条を第 11 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(後関)

第 12 条 決定すべき者が不在のため後関とした事項については、決定すべきであった者の登庁後速やかに決裁文書を閲覧に供しなければならない。

第 9 条中「前 2 条」を「第 8 条又は前条第 3 項から第 5 項まで」に改め、「特に」の下に「至急に」を加え、同条を第 10 条とする。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

(係制により事務を処理しない場合の専決等)

第 9 条 係制により事務を処理しない場合における別表第 1 の係長専決基準に該当する事項については、課長が専決する。

2 係制により事務を処理しない場合において、課長は、定型的で反復する事項については、主査又は技査以上の職位にある者のうち、あらかじめ指名するものにその専決権を委譲することができる。

3 前項の場合において、専決者が不在のときは課長が代決する。

4 係制により事務を処理しない場合において、課長が専決する事項について、課長が不在のときは、課長があらかじめ指名する主幹若しくは技幹又は主査若しくは技査が代決する。

5 前 2 項の場合において、代決者が不在のときは、副部長が代決する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 (第 5 条関係)

事務決裁基準表

教育長決裁基準

- (1) 教育行政に関する基本方針に基づく、基本計画、実施計画に関する教育委員会の案の決定及び教育事務の執行に関すること。
- (2) 重要な事業の実施に関すること。
- (3) 通達に関すること。
- (4) 教育委員会会議に提出する議案の決定に関すること。
- (5) 教育長訓令の制定及び改廃に関すること。
- (6) 教育委員会に係る歳入歳出予算の執行に関すること。
- (7) 教育委員会に係る物品の取得及び処分に関すること。
- (8) 次に掲げる事項のうち重要なもの
 - ア 許可、認可その他の行政処分に関すること。
- (9) 職員の服務管理に関すること。

部長決裁基準

- (1) 部の行政の実施計画及び処理方針に関すること。
- (2) 教育長が処理することが適当であると思われるものを除く、次の各事項の決定に関すること。
 - ア 許可、認可その他の行政処分に関すること。
- (3) 重要な告示、公告その他の公示に関すること。
- (4) 重要な申請、副申、通知、照会、進達、報告、回答等に関すること。

副部長決裁基準

- (1) 部長が処理することが適当であると思われるものを除く、次の各事項の決定に関すること。
 - ア 許可、認可その他の行政処分に関すること。

課長決裁基準

- (1) 所掌事務の実施に関すること。
- (2) 定型的な許可、認可その他の行政処分に関すること。
- (3) 定例、定型的な告示、公告その他の公示に関すること。
- (4) 定例、定型的な申請、副申、通知、照会、進達、報告、回答等に関すること。
- (5) 定例的な出版物の刊行及び原簿、台帳等の作成に関すること。
- (6) 所掌事務に係る諸証明及び閲覧に関すること。

係長決裁基準

- (1) 軽易な許可、認可その他の行政処分に関すること。
- (2) 軽易な告示、公告その他の公示に関すること。
- (3) 軽易な申請、副申、通知、照会、進達、報告、回答等に関すること。
- (4) 軽易な諸証明及び閲覧に関すること。
- (5) その他軽易な事務であって、疑義又は裁量の余地のないもの。

別表第 2 中「別表第 2」を「別表第 2 (第 4 条関係)」に改め、同表人事に関する事項の項 1 号中「病気休暇」を「5 日未満の私傷病休暇」に改め、「忌引休暇」の次に「、子看護休暇」を加え、同項 4 号中

「

--	--	--	--	--

」を「

部長	副部長以下			
----	-------	--	--	--

」に

改める。

別表第2財産に関する事項の項1号中

「

	重要	軽易		
--	----	----	--	--

」を「

	重要	軽易		
--	----	----	--	--

」に

改め、同項5号中「

500万円以上

を「

500万円以上 3,000万円未満

」に改める。

別表第2予算経理に関する事項の項中

「

10	学校割り当て予算に関するこ と。					
----	---------------------	--	--	--	--	--

」を

「

10	学校割り当て予算に関するこ と。					
11	食料費に関するこ と。					
12	予算の流用に関するこ と。	500万 円以 上	300万円 以上500 万円未 満	300万 円未 満		

」に

改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3(第4条関係)

個別決裁事項

総務課に関する事項

号	事項	決裁区分				
		教育長	部長	副部長	課長	係長
1	文書の保存及び保存文書の廃棄に関するこ と。					
2	公印の印影印刷に関するこ と。					
3	事務改善の推進に関するこ と。					
4	別表第2の共通決裁事項以外の職員の 休暇及び職務専念義務の免除の承認 に関するこ と。	部長	副部長	課長	係長以 下	
5	職員の休暇及び職務専念義務の免除 の不承認に関するこ と。	部長	副部長 以下			
6	組合休暇に関するこ と。					
7	心身の故障による休職に関するこ と。	部長	副部長 以下			
8	専従休職に関するこ と。					
9	育児休業に関するこ と。					
10	臨時職員及び非常勤職員の採用及び 辞職の承認に関するこ と。					
11	非常勤職の設置、廃止及び変更に関す ること。					

12	営利企業等の従事許可に関する事	部長	副部長 課長		係長以下	
13	職員の住所、氏名、資格その他履歴書に記録された事項の変更届出に関する事					
14	被服の貸与に関する事					
15	公務災害に関する事		公務災害の認定手続に関する事		その他の事項に関する事	
16	臨時職員及び非常勤職員の公務災害に関する事	療養補償費の決定等に関する事	公務災害認定手続等に関する事		その他の事項に関する事	
17	職員の研修に関する事	年間計画の決定に関する事	管理・監督者の研修実施に関する事		その他の職員の研修に関する事	
18	委託研修(人事課が所管するものを含む。)に関する事					
19	職員の復職時の調整に関する事					
20	給与の決定調整に関する事					
21	普通昇給に関する事					
22	職員の手当受給資格の認定に関する事					
23	職員に係る諸証明に関する事					
24	臨時職員及び非常勤職員の社会保険(公務災害補償を除く。)及び厚生に関する事					
25	職員の福利厚生に関する事					
26	各部門における事務事業の総合調整に関する事		重要		軽易	
27	教育要覧等の定期刊行物の発行に関する事					
28	教育費調査に関する事					
29	財政関係報告書に関する事					
30	公有財産報告書及び重要物品報告書に関する事					
31	交際費に関する事		10万円以上		10万円未満	

備考 4号から10号まで、12号、13号、15号及び16号については、幼稚園教諭を除くものとする。

社会教育・スポーツ課に関する事項

号	事項	決裁区分				
		教育長	部長	副部長	課長	係長
1	社会教育及び社会体育関係団体との連絡調整に関する事 こと。					
2	定例行事の企画、運営及び実施に関する 事 こと。		重要		輕易	
3	各種団体の講師あつせんに関する事 こと。					
4	体育施設の使用許可及びその取消しに 関 する 事 こと。					
5	学校体育施設の使用許可及びその取消しに 関 する 事 こと。					
6	社会体育及びスポーツ振興に係る事項の 処 理 に 関 する 事 こと。		重要		輕易	
7	各種スポーツ教室の企画及び実施に 関 する 事 こと。					
8	森の家みんなの使用許可及びその取消しに 関 する 事 こと。					

文化財課に関する事項

号	事項	決裁区分				
		教育長	部長	副部長	課長	係長
1	文化財関係団体との連絡調整に関する事 こと。					
2	定例行事の企画、運営及び実施に関する 事 こと。		重要		輕易	
3	文化財保護に係る事項の処理に関する 事 こと。		重要		輕易	
4	玉陵タマウド及び識名園区域内にお け る 商 行 為 等 の 許 可 に 関 する 事 こと。		重要		輕易	

施設管理課に関する事項

号	事項	決裁区分				
		教育長	部長	副部長	課長	係長
1	学校修繕業者の選定及び登録に関する 事 こと。	選定基 準に 関 する 事 こと。			その 他 の 事 項 に 関 する 事 こと。	
2	工事及び設計等委託業務の推抄状況 報 告 に 関 する 事 こと。					
3	市有物件(車両を除く。)の災害共済に 関 する 事 こと。					
4	非常勤環境整備員に関する事 こと。					
5	施設台帳の整理及び管理に関する事 こと。					
6	防音事業関連維持費助成金に関する 事 こと。		交付申 請		その他	

7	借用校地の購入計画及び調整に関すること。					
8	学校用地地主会との連絡調整に関すること。					
9	別表第2の共通決裁事項に掲げる教育財産の目的外使用許可のうち学校施設に係るもの			重要	軽易	

学校教育課に関する事項

号	事項	決裁区分				
		教育長	部長	副部長	課長	係長
1	学校教育上の指導及び助言の実施に関すること。		重要		軽易	
2	教育課程の届出及び教育計画の報告の処理に関すること。					
3	校外行事の承認に関すること。					
4	校長連絡会に関すること。					
5	教頭連絡会に関すること。					
6	園長連絡会に関すること。					
7	教職員の研修に関すること。	年間計画の決定に関すること。	重要		軽易	
8	指導主事間の連絡調整に関すること。					
9	県費負担教職員に係る沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和47年沖縄県条例第43号)に規定する休暇の承認に関すること。		校長の3日を超える休暇の承認		校長以外の職員の7日を超える休暇の承認	
10	別表第2の共通決裁事項以外の市費負担職員の有給休暇及び職務専念義務の免除の承認のうち、幼稚園教諭に関すること。				(ただし、7日を超えるもの)	
11	県費負担教職員に係る育児休業内申に関すること。					
12	県費負担教職員に係る休職及び復職内申に関すること。		校長・教頭		その他の職員	
13	県費負担教職員の履歴事項の変更に関すること。					
14	県費負担教職員の昇給内申に関すること。					
15	県費負担教職員の研修計画及び実施に関すること。		重要		軽易	
16	幼稚園教諭に係る育児休業に関すること。					

17	幼稚園教諭に係る心身の故障による休職の承認に関する事。					
18	県費負担教職員に係る臨時的任用の内申に関する事。					
19	幼稚園教諭の住所、氏名、資格その他の履歴事項の変更届出に関する事。					
20	県費負担教職員の出張のうち、校長の県外及び3日を超える県内出張並びにその他の職員の7日を超える出張の承認に関する事。					
21	学校の環境衛生及び保健衛生の調査に関する事。					
22	幼児・児童及び生徒の災害事故及び伝染病の報告に関する事。					
23	学校保健及び学校衛生に係る事項の処理に関する事。		重要		輕易	
24	日本体育・学校健康センターに係る事項の処理に関する事。		重要		輕易	

やる気・元気サポート室

号	事項	決裁区分				
		教育長	部長	副部長	課長	係長
1	不登校に係る事項の処理に関する事。		重要		輕易	

学務課に関する事項

号	事項	決裁区分				
		教育長	部長	副部長	課長	係長
1	就学義務の猶予及び免除に関する事。					
2	学齢児童、生徒の就学事務及び出席督促に関する事。					
3	学齢簿の編製及び保管に関する事。					
4	学校基本調査に係る報告に関する事。					
5	要保護及び準要保護児童生徒の認定に関する事。					

学校給食室に関する事項

号	事項	決裁区分				
		教育長	部長	副部長	課長	係長
1	学校給食に係る事項の処理に関する事。		重要		輕易	

別表第4を次のように改める。

別表第4 (第4条関係)

教育機関共通決裁事項

号	事項	決裁区分				
		教育長	部長	副部長	課長	係長
1	文書の保存及び保存文書の廃棄に関する事。					
2	職員の請願、届出及び申請等の承認に関する事。					

3	別表第2の共通決裁事項に掲げる職員の休暇の承認に関する事 係長等以下	所長等		2日を超えるもの		2日以内のもの	
4	時間外勤務命令及び休日勤務命令に関する事					所長等以下	

別表第5を次のように改める。

別表第5 (第4条関係)

教育機関個別決裁事項

教育研究所に関する事項

号	事項	決裁区分				
		教育長	部長	副部長	課長	係長
1	教職員の研修計画に関する事					
2	入所研究員、研究協力員及び研究協力校の指導に関する事					
3	研究紀要等の刊行に関する事					
4	教育関係図書及び研究資料の保存、閲覧及び貸出しに関する事					
5	教育研究所運営審議会に関する事					

学校給食センターに関する事項

号	事項	決裁区分				
		教育長	部長	副部長	課長	係長
1	学校給食センター運営委員会に関する事					
2	献立作成に関する事					
3	学校給食用物資の調達に関する事					
4	学校給食費の予算・決算に関する事					
5	学校給食用物資の代金の支払に関する事					
6	学校給食費の保管に関する事					
7	学校給食の中止又は停止に関する事		重要		軽易	
8	別表第2の共通決裁事項に掲げる学校給食センターの副所長の有給休暇の承認に関する事				2日を超えるもの	2日以内のもの
9	別表第2の共通決裁事項に掲げる学校給食センターの所属職員の有給休暇の承認に関する事					
10	委託契約に関する事				30万円以上100万円未満	30万円未満
11	物品の購入に関する事				30万円以上50万円未満	30万円未満
12	支出負担行為及び支出命令に関する事				30万円以上	30万円未満

図書館に関する事項

号	事項	決裁区分				
		教育長	部長	副部長	課長	係長
1	別表第2の共通決裁事項に掲げる分館長の有給休暇の承認に関する事 こと。				2日を超 えるも の	2日以 内の もの
2	別表第2の共通決裁事項に掲げる分館の所属職員の有給休暇の承認に関する事 こと。					
3	図書館協議会に関する事 こと。					
4	移動図書館に関する事 こと。					
5	定例行事の企画・実施に関する事 こと。					
6	館報等に関する事 こと。					
7	資料の寄贈依頼及び礼状に関する事 こと。					分館 係も で易 なもの
8	那覇市立視聴覚ライブラリーに関する事 こと。					

中央公民館に関する事項

号	事項	決裁区分				
		教育長	部長	副部長	課長	係長
1	公民館運営審議会に関する事 こと。					
2	施設の使用許可に関する事 こと。					
3	各種学級及び講座等の企画運営に関する事 こと。					
4	社会教育関係団体との調整資料の収集及び配布に関する事 こと。					
5	各種団体の講師あっせんに関する事 こと。					

地区公民館に関する事項

号	事項	決裁区分				
		教育長	部長	副部長	課長	係長
1	別表第2の共通決裁事項に掲げる中央公民館以外の公民館(以下「地区公民館」という。)の館長の有給休暇の承認に関する事 こと。				2日を超 えるも の	2日以 内の もの
2	別表第2の共通決裁事項に掲げる地区公民館の所属職員の有給休暇の承認に関する事 こと。					
3	委託契約に関する事 こと。				30万円 以上100 万円未 満	30万円 未 満
4	物品の購入に関する事 こと。				30万円 以上50 万円未 満	30万円 未 満

5	支出負担行為及び支出命令に関する こと。				30万円 以上	30万円 未 満
6	施設の使用許可に関する こと。					
7	各種学級及び講座等の企画運 営に関する こと。					
8	社会教育団体との調整、資料の 収集、 作成及び配布に関する こと。					
9	各種団体の講師あっせんに関 する こと。					

壺屋焼物博物館に関する事項

号	事項	決裁区分				
		教育長	部長	副部長	課長	係長
1	施設の使用許可に関する こと。					
2	博物館協議会に関する こと。					
3	展覧会、講演会、講習会等の 企画、 運営及び実施に関する こと。		重要		軽易	
4	博物館関係団体との調整並び に資料 の収集、作成及び配布に関 する こと。					
5	資料の寄託受入れ及び返却に 関 する こと。					
6	資料の貸出しに関する こと。		重要		軽易	
7	館報等に関する こと。					

青少年センターに関する事項

号	事項	決裁区分				
		教育長	部長	副部長	課長	係長
1	関係機関及び関係団体との 連絡調整 に関する こと。					
2	青少年指導員連絡会及び研修 に 関 する こと。					
3	街頭指導に関する こと。					
4	青少年相談及び継続指導に関 する こと。					

付 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

那覇市教育委員会教育長訓令第6号

平成16年3月31日

施 行 済

那覇市教育委員会文書取扱規程の特例に関する規程を次のように定める。

那覇市教育委員会
教育長 仲田美加子

那覇市教育委員会文書取扱規程の特例に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、文書管理システムを利用した文書の処理及び管理等の取扱いについて、那覇市教育委員会文書取扱規程(平成9年那覇市教育委員会教育長訓令第2号)の特例を定めることを目的とする。

(施行規定)

第2条 那覇市教育委員会の文書管理システムを利用した文書処理については、那覇市文書取扱規程の特例に関する規程(平成16年那覇市訓令第5号)その他市長事務部局の文書取扱いの例による。

付 則

- 1 この訓令は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成15年度以前に作成した文書の取扱いについては、なお従前の例による。

那覇市教育委員会教育長訓令第7号
平成16年3月31日
施 行 済

那覇市教育委員会課長連絡会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市教育委員会
教育長 仲田美加子

那覇市教育委員会課長連絡会規程の一部を改正する訓令

那覇市教育委員会課長連絡会規程(昭和61年那覇市教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第6条中「及び第3水曜日」を削る。

付 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

那覇市教育委員会教育長訓令第8号
平成16年3月31日
施 行 済

那覇市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市教育委員会
教育長 仲田美加子

那覇市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令

那覇市教育委員会文書取扱規程（平成 9 年那覇市教育委員会教育長訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 28 条を次のように改める。

第 28 条 決裁規程第 7 条、第 8 条又は第 9 条第 3 項から第 5 項まで（補助執行の場合においては、那覇市事務決裁規程（1971 年那覇市訓令第 8 号）中これらの規定に相当する規定があるときは、那覇市事務決裁規程の相当規定とする。以下同じ。）の規定に基づき代決したときは、代決者として押印した押印欄に「代」と表示し、速やかに教育長又は専決者の閲覧に供さなければならない。

第 29 条を次のように改める。

第 29 条 削除

付 則

この訓令は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 1 号

平成 1 6 年 4 月 2 日

掲 示 済

選挙人名簿登録の抹消について

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 2 8 条の規定に基づき、次のとおり選挙人名簿より登録を抹消した。

那覇市選挙管理委員会
委員長 大 城 勝 夫

- 1 登録抹消者 仲地 沢子 他 7 0 4 名
- 2 登録抹消者リスト 別紙略
- 3 登録抹消条件 平成 1 5 年 1 1 月 1 日から同年 1 1 月 3 0 日までに転出した者及び職権消除された者
- 4 登録抹消者数 7 0 5 名（内訳 男 3 7 0 名 女 3 3 5 名）

那覇市選挙管理委員会告示第 2 号
平成 1 6 年 4 月 2 日
掲 示 済

在外選挙人名簿登録者の抹消について

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の11の規定に基づき、次の者を在外選挙人名簿から登録を抹消した。

那覇市選挙管理委員会
委員長 大城 勝 夫

最終住所又は申請時の本籍	氏 名	生 年 月 日	抹消年月日	抹消の理由
省 略	徳田 智磯	省 略	平成 16 年 4 月 2 日	国内に住民票が作成された日後 4 ヶ月を経過
省 略	伊禮 智子	省 略	平成 16 年 4 月 2 日	国内に住民票が作成された日後 4 ヶ月を経過
省 略	田端 良美	省 略	平成 16 年 4 月 2 日	国内に住民票が作成された日後 4 ヶ月を経過

那覇市選挙管理委員会告示第 3 号
平成 1 6 年 4 月 2 日
掲 示 済

那覇市農業委員会委員の解任請求に要する選挙権を有する者の数について

農業委員会等に関する法律(昭和26年3月31日 法律第88号)第14条第1項に規定された農業委員会委員の解任請求に要する数は、下記のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 大城 勝 夫

農業委員会委員の選挙権を有する者の2分の1以上の数 (254人)
(選挙人名簿登録者数 508人)